

令和7年12月第8回本山町議会定例会会議録

1. 招集年月日及び場所

令和8年1月13日（火）

本山町議会議場

2. 応招議員

1 番 吉川 裕三	2 番 川村 太志	3 番 永野 栄一
4 番 松繁 美和	5 番 白石 伸一	7 番 中山 百合
8 番 大石 教政	9 番 澤田 康雄	10 番 岩本 誠生

3. 不応招議員

4. 出席議員

応招議員と同じ

5. 欠席議員

不応招議員と同じ

6. 職務のため議場に出席した事務局員の職氏名

議会事務局長 松葉 早苗 主査 清岡 康隆

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 澤田 和廣	副町長 高橋 清人	教育長 大西 千之
総務課長 田岡 学	住民生活課長 前田 幸二	政策企画課長 澤田 直弘
まちづくり推進課長 田岡 明	建設課長 中西 一洋	健康福祉課長 澤田 真紀
病院事務長 佐古田 敦子		

8. 議事日程

日程第 1. 一般質問

5 番 白石 伸一 議員

- ・町政の現状を問う
- ・定住施策について問う
- ・クラブ活動について

4 番 松繁 美和 議員

- ・国見山風力発電について
- ・元気と希望の持てるまちづくりの具体化について
- ・地産地消のまちづくりについて

9 番 澤田 康雄 議員

- ・町長の行政運営について
- ・農業関連について
- ・観光について問う
- ・林業関係を問う

1 番 吉川 裕三 議員

- ・町長の政治姿勢について問う
- ・基金の積極的な運用について
- ・生活基盤整備に係る県その他との連携について
- ・重点支援地方交付金をいかに活用するのか
- ・再生可能エネルギー発電施設建設に関する条例制定について

2 番 川村 太志 議員

- ・重点支援地方交付金の活用について
- ・商工業について
- ・まちなか活性化について

開会 9 : 0 0

○議長（岩本誠生さん）おはようございます。改めて明けましておめでとうございます。町民の皆様、執行部、議員の皆様におかれましては、ご健勝にて令和8年の新春を迎えられたこととお喜びを申し上げます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

町長選挙の関係で、通常と異なる日程で本日まで休会中でありました。令和7年第8回定例会を再開したいと存じます。

ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したプリントのとおりであります。
議事日程に入ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第1．一般質問

○議長（岩本誠生さん）日程第1、一般質問を行います。

提出のありました通告につきまして、あらかじめ議長のほうで決めました順番どおりで発言を許します。発言順番につきましては、お手元に配付いたしました発言一覧表のとおりであります。

それでは、一般質問を始めます。

5番、白石伸一さんの一般質問を許します。5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）おはようございます。

令和8年の最初の議会で一般質問、1番目にやらせていただくことを本当に光栄に思っております。振り返ってみますと、当選させていただいて2回目のときに1番バッテリーを引き受けましたが、今回2回目のトップバッテリーということで、非常にまた気持ち新たに質問していきたいと思いますので、執行部の皆様、よろしくお願いいたします。

今回の質問事項として、町政の現状を問う、それから定住施策についてということと、それからクラブ活動についてということで、三つの質問をさせていただくことを予定しています。

では、1番目の町政を問うということで、最初の質問に移っていききたいと思います。

令和7年度の予算の中で、嶺北中学校教室改造事業と中間管理住宅整備事業については、議会と住民の方との報告会や意見交換会でも新規事業として説明を行ってきました。

教育委員会のホームページに、令和7年10月20日に開催された教育委員の会議の議事録が掲載されていまして。その中で、嶺北中学校の改造事業についての説明が後述のように説明されていまして。国の交付金を活用し整備予定であったが、施設が県有財産であったため対象外となった。町単独では厳しいので、現在、整備をする予算確保に向けて賃借契約が可能か、何年間賃借契約ができるか、県学校安全対策課と協議を行っている。県は、基本単年契約になるということだが、5年や10年など複数年契約ができないか協議をしているということでありましたが、国の交付金がないとすれば、全額を一般財源に頼るのか。それから、ここにある予算確保に向けて賃借契約は可能かとあるが、賃借契約とはどのようなことを意味するのか。

本年度中に予算の確保ができない場合、事業の継続を含めどのような対応を考えられているのかをお聞きします。

○議長（岩本誠生さん）執行部、答弁。大西教育長。

○教育長（大西千之さん）おはようございます。

5 番、白石議員の質問に対し答弁を申し上げます。

教育関係についてでございます。

中学校職員室の改修が、県施設であり国の交付金の対象外となることが判明してから、ほかに事業の実施をするための財源対策を検討をしております。事業費も大きいので、起債の活用ができないか役場内部でも調整をしながら進めてきたところです。起債の活用に当たりましては、県有施設でありまして、現在中学校が使用するに当たっては、使用する面積での貸借契約を1年更新の契約として、現在そういった契約でしております。協議をしながら、その1年更新の貸借契約を長期間の設定ですること、過疎債の適債事業、過疎債が当たると、適債事業として事業をすることで、財源の対策ができないか調整を進めてきました。

県有施設の貸借契約が、県の行政財産の目的外使用の許可基準で、原則基本1年間で使用許可となっております。現在のところ1年ごとの貸借契約の更新となっております。それに基づいて、中学校が使用する施設については1年の使用契約の手続となっております。その許可の取扱いを長期に貸借契約ができないか調整を行ってきましたが、やはり県の規定では1年が基本というふうになっておりまして、最終的に長期は難しいという判断となっております。

現在の協議としましては、今の1年の貸借契約でこれまでの期間、約18年を経過しておりますが、同居型で職員室として活用しているので、これまでの経過を含めまして現状の契約関係、貸借の形で過疎債で得る事業が実施できないか県の担当課と協議をしているところです。やはり事業費が大きいので、何とか財源対策をするということで、現在は過疎債でできないか担当課と協議をしているところです。時間がかかっており、申し訳ないところですが、これまで例もないということもありまして、県の内部でも検討していただいております。少し時間がかかっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）5 番、白石伸一さん。

○5 番（白石伸一さん）今年度中に、もし予算の確保ができなかった場合はどのようにされる予定でしょうか。例えば次年度に繰り越していくとか、そういった形で対応していくわけでしょうか。

○議長（岩本誠生さん）大西教育長。

○教育長（大西千之さん）先ほど申し上げましたが、過疎債の適債になるよう協議を進めていきたいと思っております。1月中は県とも協議を早期に進めまして、起債事業でできるのかどうか見通しを立てたいと思っております。その見通しが立てば、スケジュールが確定ができるのではないかなというふうに思います。過疎債の適債になるのであれば、時期からいうと次年度になるかどうか、そういうことも含めて、まずは事業が適債になるか、財源対策ができるかどうか、その後、スケジュールを決めまして議会の皆様にもその内容について報告を行い進めていきたいというふうに考えております。まずは財源対策を早期に1月中には詰めていきたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生さん） 5 番、白石伸一さん。

○5 番（白石伸一さん）今の答弁ですけれども、じゃ、予算を組むときに財源の見通しがな
いのに予算を組んでいたということですか。そうなってくると、ちょっとおかしいことにな
るんじゃないかと思うので、そこのあたりをもうちょっと詳しく答弁してもらいたいと思
います。

○議長（岩本誠生さん）大西教育長。

○教育長（大西千之さん）当初に財源を国の交付金等の事業で実施をするということで予算
を上げておりましたが、その後、国の交付金の対象外ということになりまして、やはり議会
だよりでも9月の総務委員会の報告にもその報告は出ておったところなんです、国の交
付金を当初は予定をしておりましたが、それが対象外になったということで、その後事業が、
財源対策ができないまま実施はできませんので、こちら内部としては財源対策として起債
の充当を行いたいということで協議を進めておりましたが、なかなかそれも十分に協議が
できていないところで、1月中には過疎の適債となるかどうかを早期に協議をしていき
たいと思っております。

それにつきまして、この見通しでございますが、なかなかこの時期に過疎の適債とな
って繰越しということはなかなか難しい判断も出てまいりますので、3月には本年度の予算
ではなしに次年度の予算とさせていただき、そういった提案もさせていただくようになるか
と思いますが、まずはどうしても実施をしたいこの職員室の事業につきまして、起債が適債
となるかどうか1月中にそのことは詰めまして、今後どうしていくのか含めまして、その
ときにまた提案をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生さん） 5 番、白石伸一さん。

○5 番（白石伸一さん）当初の予算案を見てみましても、国の予算と、それと町のほうの交
付金の関係でやっていくという形になっていましたが、めどがつかないのであれば、やっば
り早期に対応していただく必要があると思いますので、できれば3月の議会のときにはど
ういった方針でやっていくかということ、すみませんがよろしくご提案いただきたいと思います
ので、お願いしておきます。

続きまして、中間管理住宅について質問させていただきます。

まず、確認をしておきたいんですが、この中間管理住宅については、3年間で年間3件程
度の住宅の改修に当たると記憶していますが、これに間違いありませんか。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）まず、改めまして議員の皆様、町民の皆様、明けましておめでと
うございます。本年もどうかよろしく願いいたします。本年が本当に災害などもない穏やか
な1年になることをご祈念を申し上げたいというふうに思います。

中間管理住宅につきまして、私のほうから少しだけ前に触れさせていただいて、あと担当
課長のほうより答弁させていただきます。

本山町は、所信表明にも書きましたけれども、比較的小さいコンパクトな町で、医療があり、学

校があり、消防や警察などの安全・安心を守る機関があると。あわせて、日常生活に必要な日用品が購入できる商店があるということで、比較的生活しやすい町だというふうに私は感じております。

一方で、本山町で暮らしたいと思っても住宅がないというご指摘をこの間受けてまいりました。そうしたことに対応したいということで、本年度から中間管理住宅事業を進めております。

この事業は、国や県の補助金と過疎債を活用して、民間の空き家住宅を借り上げて大規模改修をして移住・定住に活用していこうというものでございます。この間、初めての事業ですので少し時間はかかっておりますけれども、その事業を進めております。その進捗につきまして、あわせて、先ほど質問がありました3年計画で年間3件程度なのかということについては、そういう計画で進めておりますけれども、担当課のほうより答弁をさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん） 澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん） おはようございます。

5番、白石伸一議員の質問に対し、町長の補足答弁をさせていただきます。

質問のとおり、今の現時点の予定では、年間3件、3年間で9件という予定で計画を進めております。

○議長（岩本誠生さん） 5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん） 初年度として、対象住宅ですね、物件、改善していく、管理していく住宅の関係なんですけれども、この物件については順調に確保できているのでしょうか。

○議長（岩本誠生さん） 澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん） 本年度の予定につきまして、3件につきましては前回お話ししておりますけれども、公募を行っております、以前から改修のご相談をしていただいていた所有者からの申込み、3件のみでありますけれども、3件を選定をしております。

○議長（岩本誠生さん） 5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん） 3年計画ということであれば、やはりある程度物件については確保していかないと、この工事をするということになっても、実際に長期間で1件1件やっていくにしても、なかなか長期で時間がかかるということがあります。実際に候補であるというところの物件も見せていただきましたが、まだ全く手つかずで、これは一体どうなるんだろうなというふうな不安を大変持ちました。

実際に、よその、大豊とか別の地方の物件を見てみると、ある程度完成しておるような物件もありますので、できれば早期にかかっただいて、その9件をやるという予定であれば9件をある程度確保していかないと、今年は3件やったから、来年度また一から始めるというような形でやっていけば、またずれ込んでくるというような形で、どんどんずれ込んでいって、3年間で9件という目標が一体いつになったらできるんだろうなというふうな形になりかねないこともあるんで、やはりその対象物件についてはできるだけ早期に確保し

ていつていただきたいと思いますが、どのようになっているのでしょうか。

○議長（岩本誠生さん） 澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん） 現在の進捗状況でございますが、今、3件のうち2件を設計委託をしております。完了につきましては2月末を予定しておりまして、完了後につきましては、速やかに工事に入れるように関係部署と調整をしております。残りの1件につきましては、今月内には設計委託できるように準備を進めているところでございます。

また、今後の候補物件につきましては、基本的には公募をした上で選定するものというふうには考えておりますが、現在、市街地と吉野・寺家地区において空き家調査を行っております。これらの所有者の意向も参考にしながら候補物件、候補件数の確保に努めてまいりたいと思っております。

なお、初年度の取組の反省も踏まえまして、公募等につきましては4月中に来年度は実施をしたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生さん） 5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん） やはり長期の計画になってくると時間がかかりますので、早め早めの対応をよろしくお願いします。

続いて、予算の関係でお聞きしたいと思います。

予算の原則として、予算は住民のものとして住民のためにつくられることから、当然に合理的かつ能率的に、しかも民主的に編成し、管理し、執行されなければならないとされています。また、予算公開の原則として、予算は住民のためのものであって、その財源は住民の税金等によって賄われるものであるから、住民がその町の予算を理解し納得し、また批判することが大切であります。

そこで、地方自治法219条2項には、予算の要領を住民に公表しなければならないと規定され、地方自治法243条3項1には、町村長は条例の定めるところにより毎年2回以上の歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならないとされています。

当町は、毎年年度初めに、広報誌による予算の公表を行っております。地方自治法243条の3項の1に該当する公表は閲覧という形で行われていますが、その閲覧を行っているということについてあまりにも周知がなされていないように思いますが、この周知の方法についてどのようにされているか、まず確認したいと思います。

○議長（岩本誠生さん） 田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん） 5番、白石議員のご質問にお答えいたします。

予算の公表、財政状況の公表につきましては、議員のおっしゃられたとおりであります。

閲覧につきましては、現在、来庁者及び問合せがあった場合に対応をしております、具体的に閲覧についての公表はしておりません。

○議長（岩本誠生さん） 5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん） やはり町の予算というものに対しては、年度当初だけではなくてい

ろんな形で住民の方も知りたいと思っていますので、どこに行けば分かるかということなどは、やはり広報等で周知していただきたいと思いますので、今後どのように考えられるか答弁いただきたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）当町には行政連絡等がございますので、今後必要な手だてをして、閲覧ができるということをお知らせしていきたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）よろしくお願いします。

続きまして、住民は急激な物価高に苦しんでいます。今回の国の補正予算では、物価高・家計向けの支援策として、電気ガス料金、重点支援地方交付金、子ども1人当たり2万円の児童手当追加などが盛り込まれていました。

しかしながら、当町本山町では、75歳以上の後期高齢者世帯、特にひとり暮らしをされている、収入が国民年金だけという所帯の方の困窮が心配されます。令和7年度の国民年金の引上げ額は、前年比1.9%であって、春闘による賃金の引上げや急激な物価高騰には到底追いついていかないのが現状であります。満額受給といっても月額6万9,308円、年額にして83万1,696円で、厚生労働省の令和4年度厚生年金保険・国民年金事業の概要によると、平均受給額は5万6,428円となっています。高知県の平均はこれよりも低くなっています。

くしくも令和7年は昭和100年、戦後80年の節目の年です。本山町の基礎、現在ある姿は、昭和の世代、戦中、戦後（復興期）に生まれ育った世代が築き上げたと言っても過言ではないと思います。その世代が高齢化し、収入源も限られ、この物価高に苦しんでいます。

町長は、過去に予算の組替えを行い、アフターコロナ対策としてプレミアム商品券を発行したことがあります。今回も予算組替え等を行い、現金給付などの即効性のある対策を取るべきだと考えますが、町長の所見をお伺いします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

今、本当に急激な物価高が続いておりますし、燃料や肥料という高騰も続いております。そういう意味で、非常に町民の皆様の生活、そして産業にも大きな影響を与えているというふうに思います。

国のほうでは先ほど話がありましたとおり、今回、国の補正予算で物価高騰対策として措置されました重点支援地方交付金につきまして、本町でもその交付がなされます。

交付限度額につきましては、本町は8,579万9,000円でございます。この活用につきましては、食料品や日用品の物価高騰対策として、町内の商店で活用できる地域振興券を考えているところでございます。これは、町内の商工業への経済への効果もあると、それにつながるということで考えているところでございます。

あわせて、飼料等の物価高騰で経営が本当に大変厳しくなっている、環境になっていると
いうことがあります畜産業に支援をして考えておるところでございます。

今定例会で、追加議案として補正予算を提案をさせていただきたいと考えております。提
案前ですので、ここで金額を申し上げることに 대해서는どうかと思いますので、議案を提案
させていただいたときに、またご説明をさせていただきたいというふうに考えております。

以上であります。

すみません、ちょっと訂正させてください。

総額で、先ほど8,500云々と言いましたけれども、8,723万7,000円です。
すみません、訂正をさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）私が言いたいのは、国の交付金、国のほうの補正予算でいろんな自
治体も今やっていますが、プレミアム商品券とかそういうふうな形で支援を行っていますが、やはり本山町を見てみますと、高齢者の方が非常に多い。それから、ひとり暮らしで、
1人で生活されている遺族年金とかそういったものをもらわずに生活されている方という
のが非常に困窮していると思います。

先ほども言いましたが、月6万足らずの現金でいろんなものを買っていくとしても、例え
ば、いろんな事情ができて急にお金が入り用となっても、よっぽどお金を、貯金をしていな
ければ、貯蓄をしていなければ、実際には生活をやっていくというのは非常に厳しい状態だ
と思います。

まして、生活保護とかそういったものを考える方もいらっしゃるかも知れませんが、私
は自分がいろんな過去の経験をしてみて、本山町の方は結構プライドが高い。申し訳ないで
すが、非常にそういうふうな補助に頼ろう、生活保護とかそういったものに頼ろうというよ
りも自分で何とかしようという方が非常に多いということを今までの8年間の本山に住ん
でみて感じました。よその町に比べても、非常にそういうような住民の方のプライドが、非
常にモチベーションというんですか、非常に高いというふうに感じております。

前回、町長が就任の2年目に、最後の予算が余っているというところで組替えをされて、
10月に1回、1万円という形でプレミアム商品券を出されて、その後、3月に5,000
円ですか、たしかそういうふうな形で再度交付されました。

そういった形で、やはり今の年間の予算を見てみて、もし余っていたり、不用金があまり
にも多いのであれば、不用額があまりにも多いのであれば、そういったところへ一部分でも
組み込んで、75歳以上、特に後期高齢者の方に対して、これは1人当たりじゃなくて所帯
に対して給付すべきではないかと、補助を使用すべきではないかというふうに思うんです
が、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）先ほども答弁いたしましたとおり、地域振興券を発行させていた
くということで考えております。75歳以上、所帯にという、これは全然今のところ私のほ

うでは検討できておりません。

ご指摘のとおり、この本山町の先輩方が脈々と文化や産業を引き継いできていただいたと、そういうところに本当に敬意を表さなければならないし、私たちもそれを後世へ引き継いでいくという役割があるということは、もうご指摘のとおりであるというふうに思いますが、今、今回の物価高対策につきましては、これ、町民全員が非常にその物価高で厳しい生活になっている、また、産業にも大きな影響を与えているということで、そういうものに対して今回、この国のほうでの重点支援の地方交付金ですか、を活用して対応してまいっていることをござしまして、今後のことについては、また違った形でそういったことができるのかどうかについては検討しなければなりませんけれども、ただ、予算、不用どうの云々とありましたけれども、これは財源とかいろんなものが絡んできますので、なかなかそういう予算で組めればというような問題は財源を考えなくてはなりませんので、そういうところでは難しい面もあるかというふうには思います。

○議長（岩本誠生さん） 5 番、白石伸一さん。

○5 番（白石伸一さん） 実際に、町長が就任 2 年目のときには予算の組替えを行って、再度交付金、プレミアム商品券を出されていますので、やはり今の現状を見てみて、75 歳以上の方というのは、他町とかよそに行って買い物をしたりするのもなかなか困難ですし、当町での買い物とかそういったものが中心になってくると思いますので、支給したものがほとんど町内に落ちてくると、残るというような形とされますので、その部分はやはり 75 歳以上の方、これ非常に 75 歳にこだわるんですけれども、その方にいろんな形での支援、本当に生活に困っていると思いますので、そういったふうな支援もお考えいただきたいと思います。

この件に関しては、これで終わりたいと思います。

それから、予算は町長が編成をする権限がありますので、議員として言うことではないと思うんですけれども、やはり予算のときに、予算を見ながら、決算を見ながら、やはり不用額とかそういったものが毎年同じところで起こるのであれば、例えば調整基金とかそういったふうな形のものもありますので、補正予算等でも補うこともできますので、古いもので毎年毎年余るようなものがあるならば、新たな施策に切り替えることも必要だと考えますので、そういったところもお考えいただけたらと思います。これは議員として言うことではないかも分かりませんが、町長のほうにお願いしておきたいと思います。よろしくお願いします。分かったでしょうか。

○議長（岩本誠生さん） 答弁求めているの。求めていないんでしょう。一応そういうことの、意向を伝えただけですね。それでは、答弁は要らないです。

次、続けてください。

5 番、白石伸一さん。

○5 番（白石伸一さん） 次に、定住施策についてお伺いしたいと思います。

産業の活性化や人口減対策の一つとして、地域おこし協力隊の募集事業が行われていま

す。本山町として、例えば、アウトドア、それからフォレスターという本山町独自の募集をし、活動いただいた隊員が卒隊する場合、本山町独自の定住施策がどのように行われているのか。例えば、林業に従事される方は、道具や機械を格納するため納屋等のある住宅が必要になります。機材等の格納ができるめどがつくまでは町の施設等で保管できるようにするなどの配慮が必要ではないかと思います。これについて伺います。どのような対応を取っているか伺います。

○議長（岩本誠生さん）澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）5番、白石伸一議員の質問に対し答弁をさせていただきます。

本山町独自の定住対策としまして、協力隊任期の1年前から、終了後1、2年以内に協力隊員が起業に要する経費につきましては、協力隊起業支援補助金というのが活用できます。この協力隊起業支援補助金は、卒隊後に町内に居住し、町の活性化に資する事業等で起業する場合に活用ができることとしております。例えば、先ほど議員がおっしゃいましたように、林業で機械設備が要るといったものであったり、その他の備品整備、土地建物賃借料、法人登記費用等を対象として行っておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）後からも聞きますけれども、一体この起業資金というのは本山町単独で行われる事業なんですか。それとも、県も絡んできている事業なんでしょうか。

○議長（岩本誠生さん）澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）町の財源というよりは、特交の対象に当たる事業となります。

○議長（岩本誠生さん）澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）すみません、特交の対象になりますけれども、基本的には地方単独の事業というふうに捉えております。

○議長（岩本誠生さん）5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）実際に残っていただいて起業するなりした場合に、今、たしか100万円だったと記憶しておるんですけども、実際に100万円というこの金額、ほとんど私が議員になってから変わっていないような気がするんですけども、やはりこの物価高とか考えますと、やはりちょっとでも上げてあげないと100万円ではなかなか起業ができない。これも多分実際に事業をされて、自分で資金が回るようになればいろんな形で活用できる、定住施策とか事業もできると思うんですけども、実際にはその事業に至るまでというのは非常に難しい。

例えば、個人でやる場合ですと、本当に資金というのは、言うならば500万も、下手したら1,000万以上、特に林業関係の方ですと、機械とかそういったものを借りたりするにしても補償料とかそういったものが要りますので、100万では全然届かん金額になっ

てくると思います。そういったふうな形で、やはりこんな部分にも目を向けていただいて、少しでも増額ができるのであれば増額をお考えいただきたいと思いますが、町長の所見をお伺いします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

林業、特に質問をされておりますので、自伐林家の場合には、非常にその大型機械を単独で購入するというのは、これはなかなか困難だろうと、何千万という話になってきますので。

町のほうでは、そういう自伐林家の支援といたしまして、林業機械のレンタルですね、これは安価に使えて非常に使いやすいというふうに、その自伐林家、個人と、それからグループをつくってやられている方、そういう話もお聞きしておりますので、この間、そういったレンタル用の機械購入を町のほうでも進めてまいりました。そういうことで、そういった自伐林家の支援をしていくと。これは林業機械だけではなくて、トラックとかですかね、そういうものもレンタルできるような制度ということで進めてきたところです。やはりそういう形での支援が非常に重要じゃないかなと。

協力隊につきましては、協力隊としてのそういう自立、あと起業していく支援がありますので、先ほど課長が説明したとおり、それは特別交付税で一定措置されると。それから、町の独自で、起業するときに今100万ですか、が制度としてつくっております。それから、県のほうでも起業の場合には県の事業としてもあるというふうに伺っておりますので、そういったものも、いわゆるフルに活用していただければというふうに思っております。

今、物価高ということでご質問がございましたけれども、今のところ金額の変更については検討を加えておりませんが、今後の検討課題だというふうには思います。

○議長（岩本誠生さん）5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）ではもう一つ、チャレンジショップのコンテナハウスの利用の応募状況はどのようになっていますか。同僚議員からも発言がありましたが、チャレンジ期間が終了した時点での支援はどのようになっているか。起業資金の援助等も、物価高を配慮し増額すべきではないかというふうに思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

チャレンジショップにつきましては、本山町の商工会の皆様と連携して、本当にご尽力を賜ってこの事業の取組を進めてきたところでございます。

ご質問のありましたコンテナハウスにつきましては、これまで飲食業とか介護事業とかそういったものに活用してまいりました。現在、次の活用計画について決まっておらず、募集を行っておるところでございます。引き続き、活用方法について検討をしてまいりたいというふうに思います。

チャレンジ期間の終了後の支援につきましてご質問がございました。これにつきましては、既存の、先ほど言いました起業の支援がございますけれども、それに加えて新たな支援

について考えていきたいということで、来年度予算の編成に向けて、今検討をしているところでございます。本山町でチャレンジしていただいて起業していこうと、店を開いていこうというふうに、今非常に頑張っていていただいております。そういったものを後押しできるようなことを検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生さん） 5 番、白石伸一さん。

○5 番（白石伸一さん） 本当、チャレンジショップでいろいろお店をやっていただいて、そこへいろんな方がたくさん来られています。そういったことがやっぱり本山町の活気というか元気づけるものになりますので、そのの部分については、しっかり予算もとても考えられているという発言もございましたので、そのの部分についてはまたよろしく願いいたします。特に飲食業をやられているという今現状ですので、店舗とかそういったもののことについても、やはり次の店舗を考えるというような段階に来られている、関わっていると思いますので、店舗の紹介とかそういったものも商工会のほうでやっていただいているとは聞いていますが、やはりそのの部分についても、町としてもプッシュをお願いしていきたいと思います。よろしくお願いします。

次、本山町で農業を始める際に、認定新規就農者の要件である所得目標（市町村基本構想）250万は、稲作で考えると米の相場が今年度並み、1反当たり7俵の収穫があるとしても12反以上の作付が必要になります。園芸（温室栽培）を併設するにしても大変高いハードルになっています。本山町に定住し、新規就農を目指す上で認定新規就農者の資格は必須です。250万の所得目標は、市町村基本構想で定めることとなっており、5年に一度の見直しが来年となっていると聞いています。本山町は見直しについてどのように考えているかをお聞きします。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） 5 番、白石議員のご質問に対しまして答弁をいたします。

先ほどの説明にもありました市町村基本構想は、本町で営農を進めております認定農業者や認定新規就農者が農業経営の発展を目指して、将来において農業を主業とする農業者が地域における他産業並みの所得に相当する年間農業所得の水準を目指す事業と位置づけられておりまして、先ほど議員でもご指摘ありましたとおり、認定新規就農者が1経営体当たり250万というものが、目指すべき年間農業所得の目標と設定されております。

これにつきましては、国の制度要件によりまして、他産業並みの所得目標を明らかにすることによって地域農業の中核を担う中心経営体の育成を支援し、その目標を可能とする安定的な農業経営の指標といたしまして農業経営改善計画を策定し、その農業経営の実現に向けては、国や県の各施策を活用しながら重点的な支援を図っていく仕組みとなっております。

なお、議員ご指摘のとおり、この市町村基本構想につきましては、5年に一度が見直しとなっております。来年度が見直しの年となっております。次回の見直しにおきましては、

他産業並みの所得を目指す中心経営体というような基本的な考え方につきましては、これは国の方針でありますのでこの部分は変わりませんけれども、本町のような中山間地域特有の耕作条件でありますとか、地域の実情等を加味しながら次期基本構想の見直しに向けましては、J Aや農業改良普及支援等の関係機関と連携を図りながら、将来にわたってやりがいのある農業経営の形を考えていくところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生さん） 5 番、白石伸一さん。

○5 番（白石伸一さん） 実際に、今、新規就農の認定を受けられた方にお話を聞いてみますと、本当に米を作るにしても、いろんなところに移動していかないと12反というような形の耕地面積はなかなか確保できないと。その上に、実際には、使っていたビニールハウスとかそういったものを活用して、今園芸作業もされておると聞きますけれども、非常に250万という設定、金額、所得の設定というのは非常にハードルが高いと。実際にこれ、達成ができるんだろうかというようなことを日々不安に思いながら、また、自分で生産したものを、いろんな形でいろんな方面へ販売することによってそれに近づけていこうというような努力もされているみたいです。

そういうふうな形で、非常に250万という金額というのは、ぱっと聞くと低いような金額かも知れませんが、農業をする者にとっては、例えば、さくら市で1つキュウリを売っても、200円も300円もするような金額で売れるわけではありません。大体100円程度で、実質農家の手取りというのは、本当に種とか苗、それから肥料等を計算すると、本当にキュウリを3本100円で売ったりしてもほとんど消えてしまうというような形になっています。

そういうことを考えると、この250万の設定というのは再度見直しをしていただかないと、本山町で新たに農業をしていこうという方が帰ってきてもなかなか厳しいと思います。ましてや認定新規就農者でなければ、例えば、新たに農地を買うというようなことになったときにも、そのような条件を満たしていなければなかなか取得ができないというようなことも聞いたことがあります。自分のものにできないということも聞いたことがあります。

そういった意味で、やはりこの250万というのは再度設定し直すべきでは、町のほうで変更ができるのであれば町のほうで、やはりこの部分について、今実際にやられている方のお話を聞いていただいて、来年度設定をされるのであればこの金額については考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） 答弁を申し上げたいと思います。

先ほど議員からご説明がありましてとおり、なかなかこの250万のハードルが高いところには理解をしておるところなんですけど、やはり農業経営として、一般の会社員並みの所得を目指していただいて、やはり農業で生計を立てて、そして、農業で子どもさんも

育てる水準の農業を目指してもらいたいというような制度でございますので、これを単にハードルを下げて、ちょっと目標設定を下げてということになりますと、またその生活を維持することも難しくなりますので、一定高い目標を掲げることで、その目標に向けて農業機械の整備でありますとか農地の取得等については、この認定される農業者については有利な借入制度とか、国・県の補助金の該当になるとかということにつながっていきますので、目標数値自体を大幅に下げるといのはなかなか難しいとは思いますが、先ほども説明しましたとおり、地域の実情等を加味しながら、やりがいの持てる水準というものを考えていきたいと思っておりますので、またそういうことでもご理解をいただきたいと思っております。

○議長（岩本誠生さん） 5 番、白石伸一さん。

○5 番（白石伸一さん） 単に 250 万という金額を下げてくれというんじゃないしに、新規就農の認定者を増やしていかないと、やっぱり、言うたらもう農家のほうも高齢化しております。新しく農業をやりたいといっても、じゃ、250 万の設定ができるかといったら、私もいろいろやりましたが、250 万なんかというのは、お金はもう到底雲の上の数字で、実際には 10 万という数字に何とか届くか届かんかというような形での農業を今やっています。

そういったふうな形で、でもやっぱり農業をやりたい、この本山で農業をやりたいというふうな思いがあれば、思いがある人にはやっぱり、この新規就農の自分で自分の土地を耕して作物を作りたいという思いは常に持たれていると思っておりますので、やはりその部分について新規就農の資格を取るという部分についての配慮をしていただく。目標は当然 250 万だろうが 300 万、400 万、そういったふうな収入を上げたいというのは誰も思っていることなんで、やはりその資格を取るという段階でのハードルを下げてあげるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） 答弁させていただきます。

この町内で、やはり高齢化で農作業に携わる方が減っておりますので、新しく農業を志す方を増やすというのは町の方針でもありますので、その方向では取り組んでいきたいと思っております。

先ほど示した水準として、250 万という目標数値は掲げておりますけれども、やはりここに目標を目指す中には、行政としまして農地の基盤整備を進めて、収入が、所得が増える基盤整備の実施でありますとか、あと施設園芸の整備等にも支援をしていくとか、そういうところも含めてやはり考えていかなければならないと思っておりますので、そういう国・県の政策等も生かしながら、なお農業、新しくチャレンジしたいという者が出てくるような基本構想になるように、また検討していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（岩本誠生さん） 5 番、白石伸一さん。

○5 番（白石伸一さん） やはり新規就農の関係は、今からもう一つ質問する中にも関係したんですけれども、やはりハードルが高過ぎると、なかなかもうええわというような形で、実

際に今やられている方も2回、3回チャレンジして、計画書を出してやっと通ったというような形のことを言われていました。

やはりそのハードルが高過ぎるとやる気もそがれてくるんで、やっぱりそういった部分に変更できるのであれば変更していただいて、資格者を増やしていったって、本山町の農業を支えていくというような形にして、収入はまた別なんです。収入は一生懸命頑張ることによって、いろいろ作る作物を替えていったり転換することによって、やはり上がっていきます。そういったことも考えて皆さん動かれていますので、そのこのまず資格を取ることに対してのハードルを下げてください。これがお願いです。私からの提案です。よろしくお願いします。

次、本山町へ定住するに当たっては、住居、仕事という課題があります。

しかしながら、当町の事業所を訪問すると、人手不足が深刻な問題と聞いています。土佐町では、やましごと協同組合という特定地域づくり協同組合が設立し、稼働を始めたと聞きます。また、大豊町でも大豊町みらい創造総合計画の中に、特定地域づくり事業協同組合の設定に取り組むと記載され、議会広報誌にも特定地域づくり事業協同組合は、財源も2分の1は利用料金の収入で、残りは国庫補助等があり、地方の負担は8分の1で済むという非常に財政的には有利な制度であると答弁されたと記載されています。

同僚議員からも質問がありましたが、本町は特定地域づくり事業協同組合についてどのような認識をお持ちで、今後、検討されるかどうかを問います。

○議長（岩本誠生さん）澤田政策企画課長。

資料配付のため暫時休憩します。

休憩 9：59

再開 9：59

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）5番、白石伸一議員の質問に対しお答えをいたします。

資料を見ていただきますように、議員おっしゃるように、2分の1については町の負担が8分の1というふうになっております。この間ですが、特定地域づくり事業につきましては、昨年9月に県や高知県中小企業団体中央会と連携をいたしまして、町内の事業者様向けに制度説明会を実施いたしました。これまで個別にお声をいただいている事業者を含めると、現時点では7者が事業の活用を希望されている状況であることから、本町といたしましても、事業実施に向けて検討を進めているところでございます。

事業実施に向けましては、今年度、制度説明会後に派遣パターンの作成や組合運営収支の試算等を行っておりますけれども、事務局職員の確保や地域事業者が組合へ支払う利用料金の設定、また、派遣の実績によって利用金収入が十分に得られず、町の負担が組合運営費

の8分の1以上になってしまう赤字補填負担が発生することなど、様々な課題も今見えてきております。

今後につきましては、既に運営を開始している他の自治体からの情報収集や近隣市町村との広域連携の可能性も探りながら、本町にとってよりよい組合の在り方を引き続き検討していきたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生さん）5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）今、説明があったんですけども、先ほど言ったように、農業の新規就農の収入目標が250万というような形の説明をさせていただきましたけれども、実際にその250万を農業だけで稼ぐとなると非常に厳しいというような話も聞いています。

こういうふうな制度をつくり上げることによって、農業で暇なときには別の仕事ができるとかそういった形で、例えば、収入の増加等についてはプラスになるんじゃないかなというような形を想定しております、思っております。例えば、地域おこし協力隊の方でも実際に話を聞いたんですが、ふだんは農業をやりたいと。林業の仕事がないときには農業をやりたいというような形のお話も聞いたことがあります。いろんな形で本山町にある仕事に就いてみたいと言われる方は結構おられます。農業をされたり林業をされている方にも、そういったような考えの方は非常に多くおられます。

そういった方を、この7者だけではなくて、例えば農業公社であったり、いろんな形で、今事業をやっているところで人が足りないというところについてはそういったふうな形で、こういうふうな組合をつくることによって派遣事業ができるんじゃないかなというふうに考えるんですが、そこのところはお考えにはなっていないでしょうか。

○議長（岩本誠生さん）暫時休憩します。

休憩 10:03

再開 10:04

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）お答えをいたします。

この事業につきましては、雇用につきましては、特定地域づくり協同組合が雇用をするということになっております。この交付金の対象の、この資料の留意点にも書いておりますけれども、1事業者の労働時間が8割以内という、1か所、例えば農業関係の事業所では年間8割、ほかの2割はまた違う事業所というような縛りもございますし、出勤日数につきましても、8割が原則となっておりますので、そういった観点からいくと、その概算、従業員の希望が合えばそういったやり方ができるのではないかなというふうに考えております。

○議長（岩本誠生さん）5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）この特定地域づくり事業協同組合の制度については、やはり今から、

例えば、本山町だけではなくて周辺の嶺北地域、例えば、事業所自体も当町でいうならば7者でしたけれども、7者ではなかなか厳しいと思います。実際に、例えば、今近隣の町村がやっていますけれども、検討したり実施をしているところもありますけれども、そういったところについての様子とか、それから、今検討している役場についてはいろいろ意見交換をしながら、情報交換をしながら、やっぱりこの制度を生かしていただいて、いろんな形の仕事ができるという形のことを、収入の面でカバーしてできるということをしっかり訴えていかないと、やっぱり収入がないというようなことになると、どうしても仕事がないというようなことになったり収入がないということになってくると、本山町にはなかなか住めんなというような形のことに繋がってきますので、やはりこの部分については再度しっかりと検討していただいて、当町だけでなく、町長のお力で広域的なこともお考えいただけるような機会を持っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

答弁はいいです。

○議長（岩本誠生さん） いないの。いるの。答弁求めているの。

○5番（白石伸一さん） お願いします。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） お答えします。

この特定地域づくり事業協同組合につきましては、検討は非常に長くしてきていますし、この実施をどうするのかという段階だろうと私は思いますけれども、この事業につきまして一番肝になる部分ですね。やはり事務局的な役割がどういうふうになっていくのか、どういう人材になっていくのかということが非常に大事な肝になってくるといふふうに私は感じております。そういう事務局体制も含めて非常に重要な検討が必要だと思います。

先ほど広域の話がありましたが、県の地域のアクションプランですか、のフォローアップ会議でもこの意見出されまして、4町村で協議しましょうという話をしておりまして、現在、先行して土佐町さんのほうが進められております。そういったところと、ほかの大豊、本山、大川で一緒に研究をしていこうということで、設立が広域でできるのか、やっぱり単独がいいのかということ、それは資金のシミュレーションもして、今検討をしているところでございます。

これ、私どももこういった雇用の場をつくると、それから、協力隊の方の受皿にもなる可能性もありますのでそういったことも含めて、それから、地域の事業者の方も求められておりますので、特定地域づくり協同組合の設立、広域なのか単独なのかも含めて大事な検討をこの1年ではしなければならないと、時間はかかっておりますけれども、どうしても一定の協議をする時間が必要だといふふうに私は思っております。

○議長（岩本誠生さん） 5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん） ありがとうございます。

やはり利欲は一つというような考え方でいろいろ検討していただかないと、一つの町村が先行してしまうと、なかなかそこに追いつくのに時間がかかったりいろいろしま

すので、やはりその部分を早急に町長にお願いしますが、早急に対応のほうをよろしくお願いいたします。

続いて、最後の質問に移りたいと思います。

地域スポーツクラブ、高知大学との小・中学校のクラブ活動についてということになります。

本山町は陸上、大豊町はバスケットボール、土佐町はバレーボール、カヌーといった形で、地域クラブが小・中学生の指導に当たっています。教育委員会としての関わりはどのようなになっているかお聞きします。

○議長（岩本誠生さん）大西教育長。

○教育長（大西千之さん）5番、白石議員の質問に対し答弁を申し上げます。

クラブ活動についてでございますが、本山町では、小・中学生の地域スポーツクラブとして3競技の活動をしております。

そのうち陸上競技も活動しておりまして、アスリート嶺北として、総合型地域スポーツクラブ、もとやま元気クラブに所属して、主に本山小学校のグラウンドを利用して活動を行っております。小学生と中学生が参加して陸上種目の練習をしておりまして、指導も経験のある方が実施をされております。

中学校の部活動が地域移行、地域展開が進む中で、地域スポーツクラブに所属する中学生が中体連主催の競技大会に参加するときに、地域スポーツ団体もとやま元気クラブですが、団体に登録し、教育委員会を通じて中体連に登録することで、県内の中学校の競技大会に参加することができます。もとやま元気クラブ、アスリート嶺北に所属する中学生につきましては、この登録手続きを行いまして、中学生の参加する中体連主催の競技にも参加をされているところです。もとやま元気クラブの地域スポーツクラブとの連携は、今後いろいろな形で進めていきたいと考えております。

サッカークラブにつきましても、もとやま元気クラブに登録されておりまして、競技の指導については経験のある方、指導者により活動をされているところです。高知大生によるサッカーの指導につきましては、令和6年、サッカーだけでなく、地域で各種スポーツに親しむ地域づくりを目指して開催をされた中で、サッカーの指導も実施をしております。令和6年度におきまして、高知大学のサッカー部による指導をそれぞれ小・中学生にさせていただいたところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）この議会が始まる前に、大変うれしいニュースを聞きました。土佐町では今、H a p p i n e s sクラブというふうなクラブがあるんじゃないかな、団体があるんじゃないかなと思っておりますが、そこで指導を受けています中学生の男子バレーボール、今年、非常に優秀というか強くて、強豪校として、今、土佐嶺北チームとして大会に出場しています。たしか準優勝をしたというような形の話も聞いたんですが、そのところ確

認をしていないので言いにくいんですけども、非常にこの嶺北の中でもいろんな形で強豪チームが出来上がってきております。

ただ、言われるのが練習の場所、それと大会等に参加するときの送迎、そういったものが非常に今、土佐町の町バスを使って移動するといったような形になっていると。できれば月に1回ぐらいは本山町の町バスで送り迎えをしていただけたら非常に助かる。それと、体育館の今ほとんどが土佐町の町のほうの体育館を利用していますが、冬場になると非常に寒いと。それと、耐震性のないところはもう使えなくなっているんで、場所的に非常に限られてくるというような問題があるというような話を聞きました。

当町には昨年、嶺北中学校に新しい体育館を建設して、冷暖房完備の大変すばらしい体育館を造り上げました。そういったところへの、仮に貸してほしいというような希望があった場合にはどのようにされているかお聞きします。

○議長（岩本誠生さん）大西教育長。

○教育長（大西千之さん）ただいま質問がありました男子バレーにつきましては、土佐町、あるいは本山町の生徒によるチームで、成績も頑張られているというふうなことは伺っております。

議員おっしゃいましたように、H a p p i n e s s 地域型総合クラブとして土佐町のほうもその組織に登録しております。そして、同じように先ほど言いました手続を教育委員会を通じて手続をすることで、その中学生の大会に出ているというふうな流れになっております。

練習場所、あるいは送迎につきましては、土佐町のほうで給料も支払いながら対応しているということもお伺いしております。ただ、今後の支援につきましては、バレーボールだけでなく、あと大豊のほうで参加をしておりますバスケット等もございまして、こういったことにつきましては、それぞれ土佐町の教育委員会とも協議を進めているところでございますので、まだ現状では至っておりませんが、できる対応はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）本当に子どもたちが一生懸命頑張っています。寒い中、本当に練習をしています。本当にこの冬場の練習というのは、例えば小学校の体育館にしても、本山町でいうと小学校の体育館も時々利用されていますけれども、確かに寒いんですね。11月に行った福祉運動会についても非常に寒くて、風邪を引かれる方がおられるんじゃないかというぐらい心配したこともあります。非常に使っていて寒い。夏は暑いし冬は寒いというような形になってくるんで、やっぱりいい環境で練習をさせてあげて、やっぱり嶺北の中から県内でトップチームをつくり上げていくということも必要になってくると思いますので、できれば中学校の体育館等についても利用をさせてあげてほしいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、NHKのニュースの中に、これはすみません、記載していないんですけども、NHKのニュースの中に、今、地域移行型のクラブに属することによって指導料、例えば1,000円から3,000円ないしの料金が取られると、設定しているというようなことの記事が載っていました。そういったふうな形で指導料金が要るのであれば、町としてやはり助成をしていくべきだと思うんですが、その部分についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（岩本誠生さん）大西教育長。

○教育長（大西千之さん）現在、部活動の地域移行、地域展開が進む中で地域スポーツクラブの活動は、そういった年度を決めて移行に移っていくわけなんです、それぞれいろんな地域スポーツクラブは出てくると思いますので、全てどういった支援ができるのかについてはまだ十分に検討はしていないところなんです、できる支援については考えていきたいというふうに思っております。

すみません、少しそのことについては十分な協議をしておりませんので、以上、中途半端でございますが、以上のような答弁とさせていただきたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）急な質問で大変申し訳なかったんですけども、そういうふうな情報も流れていましたので、今年度の補正予算、来年度の予算等についても国のほうでそういったふうな形の支援をしていくというような形の予算をつけるというような報道も放送の記事には載っていましたので、まだそういうふうな形のものが下りてくるとすれば、また町のほうで地域クラブ、嶺北の中にはそんなにたくさん地域クラブがあるわけではありませんけれども、やはりそういったところへの支援等も検討していただきたいと思います。

これで私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（岩本誠生さん）以上で、5番、白石伸一さんの一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

休憩 10：21

再開 10：31

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（岩本誠生さん）一般質問を続けます。

4番、松繁美和さんの一般質問を許します。

4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）ただいま議長のご指名いただきましたので、4番、松繁、一般質問

を始めさせていただきます。

まず最初の課題です。国見山風力発電の問題で、何点かお聞きしたいと思います。

現在、国見山への風力発電設置計画がございます。巨大な風車が山の上に建設されてどうなっていくのか、多くの住民の方が不安と関心を持っております。そうした不安に応えるべく、事業者に対して情報を求め、その上で、町としての判断が必要になってくるのではないかとといった観点からの質問でございます。

まず1点目ですが、巨大な風車を運搬あるいは設置するためには、かなりの道路拡張が必要となってくると思われます。具体的に、どういう道路がどこにつくのか、町として事業者に計画を明らかにすべきではないでしょうか。道路改良による棚田への影響、地滑り地域での道路工事など、丁寧に見ておく必要があると思われます。

当初の計画より基数は減りましたが、逆に、風車そのものが大型化されたことによって、当初とは変更すべき点があったのではないかと、そういったこと。そして、それに伴う周辺整備にも、かなり大きな影響があるのではないかと、といったことも含めて、事業者に対して情報提供をどんなふうに求めているか、そういったことについての見解をまず伺いたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）4番、松繁議員の一般質問について答弁をさせていただきます。

国見山への風力発電施設設置計画については、この道路の関係についてでございますけれども、ブレード等の風力発電設備の運搬計画につきましては、国道439号線から県道上穴内本山線を経由して、赤荒峠の手前から工事用道路を敷設する計画となっていると説明を受けてきたところでございます。

一部、県道の改良も必要と聞いておりますが、具体的な図面は、私のところでは頂いておりません。道路改良による棚田への影響、それから地滑り地域での道路工事など、丁寧に見ておく必要があるのではないかと、というご質問をいただいておりますけれども、ご指摘のとおりだというふうに、私は思います。

また、議会から令和7年12月26日付で請願第7-4号 高知県国見山周辺における風力発電事業の推進を求める請願書の一部採択の請願送付で町に求められております、本事業による道路及び林道整備の必要性、効果の明確化の情報公開を求められてきたところでございます。事業者に対して情報を求めてまいりたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）まず情報を求めるということが大事になってくると思いますが、ただ一方で、既に設置をするための作業道の整備、あるいは、少しそのどこの木をどう切っていくかみたいなことも進んでおります。そんなことも見ておきながら、事業者がまだ情報を出していないからといって、そのままにしておくと、気がついたときにはもう取り返しがつかない事態までいくというふうに、私はこの国見山の周辺を、この1年間、何度も登ったりするのを見ておりますけれども、それは待っているのではなく、今、住民が不安に思ってい

るので、その計画を早く出しなさいと、明らかにせよということを、この間の請願の中からも、今、町長答弁ありましたけれども、待つのではなく、それは求めていく、積極的に求めていくことが大事だというふうに思いますので、それで、その上で、では、その自然破壊だとか、棚田への影響、地滑り地域への影響などについても、ご指摘のとおりだというふうに同意をいただきましたが、ではそのときに、どういう判断ができるかということです。それが次の②と③のところで書かせていただいておりますけれども、まずはそれ前提として、情報提供、事業者との関係ですが、二つ目のその大規模な森林破壊、環境破壊につながるようなことが予想されれば、ここで、町として風力発電計画にストップをかけることも必要とはなっていないかということの質問です。

計画予定地は、これ本山町の環境条例のことを、以前の議会でもお話をしましたが、環境条例に基づく本山町景観計画に示される、これを見ますと、景観計画の区域では、その他の区域という表記がありますけれども、樹木の項目がございます。主には、吉延の棚田、あるいは汗見川の清流、その地域が具体的な地域として景観計画に記されておりますけれども、その項目には、白髪山の根下がりヒノキとともに、国見山のブナ林が書き込まれております。景観計画ですね、本山町の。で、ブナは、ご承知のように保水力が高く、木の幹に聴診器を当てれば、水の流れの音が聞こえるのだというぐらいに言われている木です。また、その姿も大変美しいです。ブナは、環境に合わせた成長をしていきます。尾根筋に立つブナは、上にだけ伸びるのではなく、風雪に耐えるため、その枝を横に張り出しています。その姿は千手観音のようでもあるというふうに、私は見ております。国見山山頂付近にも、そうした姿のブナがございます。現在、私、時々訪ねていると言いましたそのブナにもですね、白いテープを貼られてナンバーリングを打たれたテープが貼っております。それは、計画予定地の伐採をするためのものではないかというふうに、私は見ておりますけれども、そうした、町長、現場の様子も見ながら、実際、この風車を建てる位置がどこに、地図上では示されていると思いますが、現場に立って、どういうふうになる。そして、その周辺の木をどういうふうに切っていくか、山をどう削っていくか、そういったことを見ておくことが大事ではないかというふうに思います。

それで、私、最近、大豊町の杖立山にもまいりましたが、これは本山町の国見山に建つ、本山町から大豊、香美市も含みますが、随分参考になると思います。この議場から、今ブラインドがありますから見えませんが、きれいに見える梶ヶ森の手前に建っている、ここからだ、今、八つほどの風車が見えますが、あれが一番梶ヶ森の手前にある風車が、杖立山の山頂にあるものです。この山頂にあるということは、山が削られて、そして三角点は撤去されています。そのことの表示があります。つまり、山が一つなくなったと。三角点が無くなるということは、山一つなくなるということです。

そして、この杖立山への作業道は、ゆとりすとパークの第二駐車場から、ずっと作業道がついておりますが、その作業道とともに山が削られ、削られ、削られ、順に風車が建っております。その様子も見てくれば、私は少し参考になるのではないかと、イメージが湧くのでは

ないかというふうに考えて、今、紹介をさせていただきました。

そして、杖立山は山がなくなるだけではなくて、これは、後醍醐天皇の時代に遡って、むしろ神話的なお話ですけれども、杖立山に道祖神がございまして、道祖神に旅の祈願を安全を願って、そのスギの杖を差したと。そこから芽が出てオツエスギというふうな呼ばれるようになったから杖立山と呼ばれるようになったという、これは大豊町の町史に書いてございます。そういうふうに、一つの歴史もなくなっていくわけですね。

国見山には、ご承知のように、参勤交代の道がございます。これは関係者の方が大事にされて、本当に尾根筋を通りながら、あれを本山のほうに下りてくるわけですが、香美市のほうから。あの道にも、全然影響がないかといえ、それは私はあるだろうというふうに、現地を見たときに思っております。そんなことも含めると、本山の歴史も、そして山もなくなっていくことにつながるのではないかということぐらいまでに、思いを巡らせる必要があると思います。

自治体は住民の福祉と向上の増進、そして環境保全に関する責任を負う立場がございます。そうした立場から、再生可能エネルギー開発の在り方について、適切に誘導する役割を担う必要がございます。とりわけ事業者と住民との円滑な情報交流を促し、住民をサポートしていく必要があると思います。そうした町の役割について、町長の答弁を求めます。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

国見山周辺における風力発電事業につきましては、2018年に風況観測を開始して、気象も近隣の調査などを経て、2020年3月に再生可能エネルギー特別措置法に基づく事業計画認定を事業者が取得しておるという経過がございます。同年、環境影響調査が開始されまして、環境影響評価準備書の段階で、先ほど議員からも話がありましたけれども、経済産業大臣より、土工量及び土地の改編を最小限度に抑えたものとなるよう、工事計画のさらなる見直しを検討することとということが勧告をされております。

本町においては、先ほど話がありましたとおり、当初、2,000キロワット、風車3基の設置予定でしたが、4,000キロワット、風車1基に計画変更されてきたというところがございます。これはもうご承知のとおりでございます。この計画変更につきましては、高知県の土地基本条例に基づき、県からの意見聴取がございました。本町からは、令和7年5月12日付で、計画変更に対する意見を求められましたので、それに対しての回答をしております。二つ意見をつけました。

本町は日本で最も美しい村連合に加盟するとともに、本山町景観条例を制定し、町の豊かな自然や農林資源、歴史的・文化的資源などの良好な景観保全に取り組んでいます。今回の風力発電の設置場所は、景観計画区域外、区域で示しておりますので、先ほどブナ林の話がございましたけれども、区域外になるものの、周辺には重点区域の棚田などもあると。今回、風車が大きくなることについては、景観上大丈夫なのかという大きな危惧を持ちます。十分検討し、景観に対する最大限の配慮をしていただきたいという意見をつけました。

もう一つは、今回、風車が大きくなるに伴い、基礎工事等も大きくなることで、水脈遮断等、水の枯渇等の影響が生じるのではないかと懸念されていると。国見山からの湧水は、生活用水のみならず、本町の基幹産業である農業、特に棚田の保全や酪農等にとって極めて重要であると。こうした点に十分配慮するとともに、住民に説明責任を果たしていただきたい、この2点を、私は意見をつけました。そういうことで、回答してきたところでございます。

先ほど住民への情報について、その生活や福祉を守るという意味での、町としての住民への情報提供の責任があるのではないかとということについては、私も同感でございますので、そういう立場では、町としての責任を果たしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生さん）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）町としての責任、しっかりと果たしていただきたいというふうに思います。そして、その続きということになります。三つ目では、これは単に、この風力発電を設置することに賛成とか反対とかいったことからのみ見るのではなく、こうすることによって、本山町の将来像、まちづくりに関わる問題だと、再生エネルギーの問題。では、その後のほうの課題でも、少し地産地消のエネルギー問題を私取り上げておりますが、この項目では、国見山に関わってのお話です。

風力発電設置をすることによって、住民の幸福度が高まっていくのか、それは、幸福度という考え方についても、それぞれ捉え方があるかもしれませんが、将来、元気で希望の持てるまちづくり、これ町長目指しておりますが、そのこととどうなのか、営々と先ほど少し国見山の様子、杖立山のこと言いながら話しましたが、この営々と守ってきた本山町の貴重な財産を切り売りするような、言わばそういうことですね。それは個人の所有であっても、これは本山町民全体の財産であるというふうに私は見ております。自然風景はそういうものです。そういうことを切り売りするようなことがあってもいいのかという観点で考えてもらいたいと思いますが、この点についてのご答弁をお願いいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

ちょっと先ほど言い抜かりましたけれども、その今、政府のほうでは、大規模な太陽光発電ですね、メガソーラーですけれども、について、自然や景観の破壊につながる無秩序な開発に歯止めをかけるということで、規制強化に動いております。それから風力発電も同様に動くべきではないかというふうなことを付け加えさせていただきたいと思います。併せて、住民の不安に応えることは町の役割ではないかという、繰り返しになりますけれども、これにつきましては、ご指摘のとおりだというふうに思います。事業者の責任において、住民の不安に応じていただければならないこともございます。町民への説明を尽くすよう、事業者に求めていきたいということは、先ほど申し上げたとおりでございます。

そうした中で、今、質問を受けました。今、これは日本の、総論的にですね、日本のエネルギーの自給率がもう1割余りということで、先進国では最低クラスというふうに言われ

ているのは、皆さんご承知のとおりでございます。また、地球温暖化に伴う気候変動の影響によりまして、毎年のように猛暑と記録的な豪雨、それに伴う災害が頻発しておるということも言われております。温暖化を抑制するために、化石燃料から再生可能エネルギーに転換するということは、これはもう誰しも異論がないことであろうというふうに思います。

一方で、その再エネ導入が、また再エネの導入が乱開発、乱れた開発ですね、乱開発による森林や環境、景観の破壊や健康被害、これにつながることは、もうこれは論外であろうというふうに私は思います。

住民の幸福度のご質問がございましたけれども、これはそれぞれ個人の主観的で多様な面がございますので、風力発電を設置することで幸福度が高まるのか低くなるのかという質問には、答えづらいところが私としてはございます。営々と守ってきた本山町の財産を切り売りするといったこと、これでいいのかということでございますけれども、私はその本山町の財産を切り売りするといったことは考えておりません。

○議長（岩本誠生さん） 4 番、松繁美和さん。

○4 番（松繁美和さん） 大体の考え方が、住民のためにきちんとこの地域の財産を守っていくんだというふうに、町長の考えを受け止めました。

ではそれで、しかし反対するだけで、この再生エネルギーの自給率の問題、これ課題としてございます。これ今、本山町でもこの温暖化対策の委員会が立ち上がって、検討もしておるし、そして、この後の項目で、ちょっとそのことについては論議をしたいと思いますので、国見山に特化した風力発電の問題については、以上終わりますが、町長、くれぐれも現場を見て、そして現地の様子を見て、やはり目で確かめるということは大変大事ですので、そのことはぜひ見てきていただきたい、そのことを重ねて要請をしておきながら、最初のこの課題、終わらせていただきます。

議長、何か。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） 現場確認という、私も全てを回れてはおりませんけれども、現場については視察に、現場確認には出向いておりますので、それだけは付け加えておきたいと思っております。

○議長（岩本誠生さん） 4 番、松繁美和さん。

○4 番（松繁美和さん） すみません。行っていないということを前提にした話をしまして、申し訳ございませんでした。ぜひ、またさらに深く確認していただくことをお願いいたします。

それで、二つ目ですが、議長、次の課題によろしいでしょうか。

○議長（岩本誠生さん） どうぞ、続けてください。

○4 番（松繁美和さん） 二つ目の課題ですけれども、これは、町長、2 期目の所信表明に当たって、「元気と希望の持てるまちづくり」、これを表明いたしました。それで、その具体化について、本日お聞きをしたいと思います。

所信表明では、「町民の皆様と情報を共有し、対話を重ね、それを行政に反映していく、住民主役のまちづくりを肝に銘じ、本山町を誇りに思える、元気と希望の持てるまちづくりに取り組んでまいります」、すばらしいです。その具体策についてお伺いをしたいと思います。

情報共有と対話の積み重ね、行政に反映していくため、具体的には何をするのか、まずその点お伺いいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えをいたします。

今、議員からご指摘のありましたものは、私の最初からの考え方でございます。もうこれは議員ご承知のとおりでございますけれども、憲法第92条には、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定める」というふうに規定をされております。地方自治の本旨というのは、これを言うこともはばかれますけれども、団体自治と住民自治であるということは議員ご承知のとおりでございます。特に私は住民自治が、その地域の住民の参加により行われるという住民自治が大事だというふうに考えておりますし、そして、首長と議会議員はいずれも住民に選ばれ、住民を代表して自治体の運営に当たる二代表制による行政運営に当たるということでございますので、住民本位の行政を進めることでの、これは原則でもあるというふうに私は思っております。

そのためにも重要となるのが、情報提供という一方通行ではなくて、情報を共有し、それを基に対話を重ねて行政に反映していくということが基本であるというふうに思って、いろいろなことに取り組んでまいりました。1期目、4年間、新たな取組や各種計画策定に当たっては、ワークショップや事業説明会、住民の皆様や各種関係機関の皆様による委員会やアンケートの調査、そして住民の皆様のご意見をお聞きする場を設け、また、議会にも二代表制という話を先ほどさせていただきましたけれども、議会にも説明、提案、そして議決なんかも賜ってきたところでございます。

今後におきましても、そういった各種計画策定に当たりましては、計画段階からの幅広い住民の参加や丁寧な説明の機会をつくっていくということに留意して、いろんな施策を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（岩本誠生さん）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）情報共有をしていくということが、お話しされましたが、計画段階からの情報提供をし、パブリックコメントを求め、そして反映させていくということですが、このパブリックコメントへの意見が寄せられる数、私はそんなに多くはないかな、少ないのではないかなと、以前に何か別の問題で聞きましたが、そういうふうに少し、住民が主役ですよと言いながらも、住民にそれが届いていない。で、そのパブリックコメントの求め方も、町のホームページ、あるいは関係する部署へ、置いていますということで行政連絡で流しておる、それを読んで、行かない町民が悪いのかどうかということに私はなってくると思うんですが、皆さんいろいろ思いはありながらも、では、その改めてパブリックコメントで何か

書くということになると、ここは若干ハードルが高いかもしれません。

そういう計画の求め方、あるいはそのいろんな計画には、住民の参加を求める、公募で求めていくというふうなことがあります。それも、この委員に応募するに当たっての、言わば論文ではないですけども、考えを書けというようなことで、文章化されたものを提出をしなければならないというハードルがございます。ですから、そんなことも含めると、ちょっとこういうふうにしやべったら言えるけれども、書くことはできんとかね、いろいろそんなことも少し私は考慮していく必要があると思うんです。そのことが2番のことにつながります。

住民主役とは、住民が主権者として行政への参画、社会活動に参加することと考えております。まあそうだと思います。そのためには、住民が主権者意識を持つということが、「これどうして言うても変わらんし」とか、あるいはこの間の、その昨年の町長選挙の投票率を見ましても、「いや、もう別に誰に投票しても」とかいうようなことで、その参加から今低いんですね。そんなことも含めると、やはりその行政が支援が必要ですね。そういうこと欠かせないので、主権者意識を持ってもらうための方策、このことについていくつかちょっと私指摘をしましたが、これはただ放っておいて、住民が主役ですよ、主役ですよと幾ら述べても、住民の皆さんが自分たちが意見を言って、そういう町の政策に口が出せるかどうかというようなことの意識づけというのは、何か働きかけが必要ではないかと思うんですけれども、この点どうでしょうか。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） まず、いろんな委員会立ち上げたときの委員の問題、公募が必要ではないかというご指摘をこの間受けてまいりまして、意識して、そういったいろんな検討委員会とか持つときには、公募の枠と、今までのような充て職だけということではなくて、公募もすると、決済が回ってきたときには、公募はどうなっているのということは、その都度話しをしてまいりました。

これ非常に、日本国憲法の話までしたら大げさでございますけれども、三大原理の一つが国民主権ということでございますし、そして地方自治の本旨の一つが住民自治ということでございます。主権者意識を持ってもらうというのは、これは行政から言うと、ちょっとおこがましいかなというところは正直なところあります。主権者意識を持ってもらいたいという発言をすることは、私は、それは少しおこがましいかなというふうには私は感じます。

そういう中でも、本年度、高知大学と本町で取り組んでまいりましたまちなか活性化助成プログラム事業ですね、これは住民の皆様が自ら企画立案して、それで主体的にそのいろんな事業を実施をしていただきました。私はこういった取組が、自分たちで企画立案して、そして実施に当たっても自分たちでやっていくという、こういったところが住民の皆様が主役であるというところの一例になるのではないかなというふうには考えます。

○議長（岩本誠生さん） 4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん） 住民主権者意識を持てというのはおこがましいという言い方をされ

ましたが、そこで3番につながるわけです。町長も憲法の話がされましたが、憲法が戦後できた中で、国民主権をもってきたのは、やはり戦前の主権在民でなかったことの、天皇制の下での反省からですね。そのために、戦後、憲法を作ったが、この憲法を国民の間に広めるのには時間がかかるということは想定がされていました。つまり、昨日まで国民主権ではなかったのが、今日から国民主権よと言われても、そのために大事なのが社会教育ですね。社会教育の場において、こういう民主主義であるとか国民主権であるとか、平和的生存権はどういうことかというようなことを学ぶ機会を、社会教育の場で必要だということがうたわれました。で、教育基本法ができて、学校教育でも、そして社会教育でも、そして公民館教育ということは、行政の責任やったわけですよ。国民に主権があるということを知らしめるのは。まだというか、もう80年というか、憲法が公布、施行されて今年が80年だというふうに聞いておりますが、今年の5月3日で。つまり、これはやはり上から目線みたいに、もっていつているのはおこがましいというふうに町長おっしゃいましたが、そうではないというふうに思います。

③のところに入りますが、住民が主権者として活動できるためには、行政の支援がやっぱり必要です。先ほど去年のいくつかのまちなか活性化での事業、住民が主役になってやっとなと、これが住民自治だと思いうというふうに言われましたが、これも行政が投げて、やりませんか、財政支援しますということの裏づけがあつて住民が動いたわけです。全く何か突然出てきて、第九を300人集めたわけではないですね。そのメンバーの努力もありますけれども、バックにはそういう支援があつたわけですよ。そして町も後援をし、教育委員会後援をし、いろんな議会も後援しました。そういうふうな中でつくり上げてきたものです。それは、そういうことからやっぱり行政の支援は大事なんです。その行政は、私がここに書きましたが、すなわち職員です。で、住民自治を育てるということは、育てるというのはおこがましいかもしれませんが、一緒につくっていくでも構いません。には、そのための職員集団が必要です。絶対必要です。で、不可欠ではないか、その点の見解をお伺いします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

もうご指摘のとおりなのですが、今回、2期目に当たつての訓示というのを、12月16日に行いました。どういう話をしようかなというふうにずっと考えておりましたけれども、その訓示の中で、行政の主役は町民の皆様であると。行政情報の共有と対話、住民参加、先ほど話がありましたけれども、住民主体の行政を、職員の皆様に向けて一緒に取り組みましょうという話をしました。併せて、その令和8年度の仕事始めの行事において、住民自治を意識をして仕事をしていきたいと思いますということを、その令和8年度の仕事始めで、これ地方自治の本旨でございますので、あえてそれを言うのがどうかということは私も考えましたけれども、これを一番最初の項目で、住民自治を皆さん意識をして仕事をしていきたいと思いますというふうに、お願いというわけではございませんけれども、年度初めに当たって話しをしたところでございます。

私も含めて、私は多くの諸先輩方にそういったことをご指導も受けてきました。そして自治権活動を、そういったことも勉強もしてまいりました。そういうことで、そういうものを引き継いできた私たちの責任として、また、若い職員にもそういったものをつないでいくということが重要ではないかということと私は感じております。そういうことで若い職員の方、特に、には、そういうことを伝えていきたいなというふうに考えたところでした。言葉だけではなくて、仕事の中で、10年後、20年後のまちづくりを支える町職員の、そういうことを私は引き継いでいきたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生さん）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）その町長も住民自治を意識した仕事をしろというような話をされたことを承知をいたしました。

ただ、職場を見たときに、住民自治を意識して仕事するってどういうことかということのそのもう一つ先が、職員に伝わるかどうかという問題があると思います。私やっぱり、そこで系統だった憲法と地方自治に関わる学習が必要だというふうに思っております。これは、職員として採用されたときに、憲法と地方自治に基づいて仕事をするという宣誓を職員はするわけですが、それは宣誓をする、そして折々節目節目に、住民自治を大事にしろと町長が言うけれども、では、具体的にどういう仕事をしていったらいいのかということになると、私は行き詰まっている職員が増えているのではないかというふうに思います。

以前、こういう同様の質問をしたときに、研修しろと。で、町長は、職員の研修については、職員研修委員会の制度があって、本山町には、そこで言わば町議メンバーですね、理事者側と職員側が意見を出し合って研修内容を決めていき、研修しているもので、それを押しつけるようなものではないと、そういった旨の答弁がございましたが、しかし、自治体職員として、今、この宣誓したことをどう仕事していくかということにつながりますが、必要な研修は、今、人づくり広域連合を通じて、震災研修、5年次研修だとか、幾つかの段階で研修があると思いますが、そういう研修は必要でやっていますよね。そういうことは、研修委員会によって決めたわけではなくて、やっていることがあるはずです。研修会の実践も大事にはしなければいけません、町長の言う、住民主役のまちづくりを肝に銘ずるためには、地方自治の本旨に対する職員の深い理解が必要ではないでしょうか。住民自治を実践するためには、職員の力が必要です。そうした観点から考えれば、住民主役のまちづくりのための職員研修は、言わばこの義務教育的なものではないかというふうに感じます。自治権活動をしたらいいかというようなことを、町長も自分の経験から言いました。

私の経験も言わせていただきますと、私も町の職員をちょっとやったときに、先輩に言われたことは、一つの判断に困ったら憲法に聞けです。どう判断するかは、憲法に基づいて判断、いわゆるその国民主権、そういったことですね。そういうことの。そして、悩んだら住民に聞けというふうに教わりました。この二つが大事ではないでしょうかね。

そういったことで、少し研修の意義を考えてもらいたいし、それから、以前のときにも、地域と行政のパイプ役になる地域担当制度はどうかといったときに、職員が、例えば地域の

十二所神社のお祭りに出たりして、ああいう参加する姿を見て、私は大変うれしかったというふうに、そして消防団で活動していると、そういうことも大事だというふうに言って、職員に評価されたわけですが、それはそれで私も評価をいたします。ただ、地域のイベントに参加して、一緒に活動するというだけでとどまっていたんではいけないというふうに、職員ですからね、そこで住んでいる住民とは違いますので。もう一歩進めた政策づくり、ここに参加をしていく、住民と一緒につくっていく、その視点が大事ではないですか。職員の能力を高めるという観点でも、大きな力を職員が発揮するためにも、そういう基本的な憲法と地方自治、この学習が必要ではないでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

その職員の研修については、私は一貫した立場を持っています。先ほど議員からご質問があったとおり、庁議のメンバー、それから組合からの委員が出て協議していますので、私はそこで研修については論議されるべきということについては、それはもう一貫してそういう考え方を持っております。

ただ、職員採用された4月1日にですね、町長室で新採職員は宣誓書を読み上げます。憲法を遵守すると、それから地方自治の本旨に基づいた行政に取り組むと。ただ、私、18の頃を振り返ると、読んだだけだっただろうと、それを深く理解できていたかどうかというところがあります。そういう中で、先輩方にいろんなご指導もいただいて、まだ私は不十分、自分自身をですよ、不十分だとは思っておりますけれども、そういう思いを持って成長させていただきました。そういう意味では、そういう仕事の進め方とかそういうことを、私はもう後輩たちに仕事で見せていくというか、訴えていくということも大事ではないかなというふうに思います。

この本山町を支えていくその職員を、どういうふうにしていくのかということについては、非常に私も大きな課題でもあるということを感じておりますけれども、私は自分の仕事の中で、職員の皆さんに、これは背中を見せるという表現は、それほど自分を評価できませんので、そうまでは言えませんが、私の仕事をする上での、職場会であったり、いろんな会で話すときに、そういったことを意識して職員にも伝えていきたいし、そういうことを職員にも受け取ってもらいたいというふうには思っております。

○議長（岩本誠生さん）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）町長の思いが職員に伝わる、念じれば伝わるというものではありません。実践と学習の繰り返しが必要だと思いますので、研修の押しつけまでは言いませんが、しかし、町長のその思いが正確に職員に伝わるような行政運営、大事かというふうに思っております。そこに期待をしております。

次の課題へ、議長、進みます。

○議長（岩本誠生さん）どうぞ。

○4番（松繁美和さん）地産地消のまちづくりです。これも今日の一般質問は元気と希望の

持てるまちづくり、これが通底しているものですが、地産地消ということが、よく言われて長い、久しいわけですが、町長は所信表明においても、「環境に配慮した生産者の顔が見える安全・安心な農産物に付加価値をつけることによるブランド化として価格転嫁を進め、農業所得の向上と新規就農につなげてまいります」、こう述べております。本山町の米、野菜など、地域外に売り出すことはもちろんのこと、環境に配慮した生産者の顔が見える安全・安心な農産物を、地元の学校給食、保育給食などで利用できる仕組みをつくっていくことにより、地産地消がさらに進み、有機栽培への取組へと発展をしていくのではないのでしょうか。

学校給食の無償化が今、国においても進められようとしております。本山町は先駆けて無償ですが、しかし、大事なことはその中身でもあります。ここは大いに前進することに期待が寄せられているというふうに思っております。ブランド化の一つには、有機栽培、これを取り入れていくことによって付加価値が高まるというのは、全国的な実践で明らかになっています。こうしたことを、そして、土佐本山学校給食センターでは、この間、私もオーガニック給食、有機給食をという質問をする中で、それはできることをしていきたいという教育長の答弁もあったかと思いますが、現場では本当に少ない予算の中、限られた人員の中で努力をされていることは私も承知をしております。毎日ではないですが、今日はオーガニックの野菜を使った給食になっていますというふうに、今日のメニューはそうなっているとかいうようなことを、随分努力を私はいただいていることにも敬意は表すものですが、しかし、もう少し、現場だけの努力では当然限界がありますので、仕組みづくりをちゃんとしていく。既に、これまた前のときにも言いましたが、千葉だとか、そして茨城などでは、これを行政が農協などとも協力をしながら、学校給食にオーガニックを取り入れる仕組みができていますので、そんなことも、ぜひ、地産地消ということは、地産外消だけではなく、中で消費をしていく。それも質のよいものをしていくということで、必要ではないかと思っておりますので、その見解を、まず伺いをいたします。

○議長（岩本誠生さん）執行部、答弁。

大西教育長。

○教育長（大西千之さん）4番、松繁美和議員の質問に対し答弁を申し上げます。

質問の中でありました給食に有機農産物の導入についてでございますが、食育という観点から、学校給食は生きた教材となるよう、地場産物を積極的に使用するよう努めております。季節の旬の野菜につきましても、農産物直販所さくら市で購入して提供しており、その季節や自然が感じられるなど、食を通して学びに結びつくように取組を進めております。

議員からもお話もございましたが、給食に有機農産物を導入することにつきましては、関係機関からの情報提供の下に、本年度試験的に導入をしております。5月、11月、12月には、オーガニック給食の日を実施し、児童・生徒及び家庭への啓発も行っているところです。本年度12月末までの有機農産物の使用実績につきましては、4名の生産者からサツマイモ、ニンジン、タマネギ、ジャガイモ、ホウレンソウ、カブ、6品目を納入していただ

いております。

しかしながら、導入に当たりましては、天候などによる必要量の確保、あるいは、規格の関係で調理作業に時間を若干要してしまうということ、そして、学校給食のように多品目の使用に対応できる生産者が少ない現状、そして価格面等の課題もあるところです。そして、やはり活用に当たりましては、給食センターで現在連絡調整を行っていただいておりますが、個別の対応にも限界があるということで、センターと生産者との連絡調整を行うコーディネーター的な存在も必要になってくるのではないかというふうに考えております。

しかしながら、今後も県内、県外のいろんな取組状況の情報収集、関係機関と情報共有を行いまして、給食での有機農産物の継続的な使用に向けて、研究、検討をしていきたいというように考えております。

安心・安全な地域食材の活用、食材の調達など、地域活性化に結びつくものでありまして、引き続き努力をしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん） 4 番、松繁美和さん。

○4 番（松繁美和さん） 随分、現場の努力で進められているということを実感しております。ありがとうございました。

それで、やはり現場の努力だけでは限界があって、センターと生産者のコーディネーター役が必要だということを述べられました。これは、その先進地の実践例もというふうに言いましたが、南国市では早くからこの取組をやっております、これはどこから出発したかという、市の農業担当のほうから出発をいたしました。やはりそのふぞろいであったり、あるいは南国は早場米ですけれども、南国市の中でも中山間地にあって、お米が早場米ほど早く高く売れないと、そういうせっかく市内で作れたお米を市の子どもたちに食べてもらいたい、そういうようなところから、生産者あるいは農協と協力をしてもらうように、そして、ふぞろいな野菜が調理しづらいというようなことを教育長は言われましたが、現場も確かに大変ですけれども、少し頑張ってもらいたいと。そして、当然、人員も増やす必要があるかもしれませんが、現場のスタッフの。そういうふうにしながら調整をしてやってきた。やはりここには行政の責任と役割があったし、そのことによって、農業の所得も上がったわけです。

そういうふうに考えることが、地産地消ということに大変大きなことで、前半で、今、ちょっと学校給食のことだけで執行部から答弁ありましたが、前半のその農業所得が上がっていくこと、そして有機農業をすることによって、その土地がやっぱり豊かになっていきますよね、化学肥料だけを使っていくのではなく。既に、こういう話をしたときには、本山町でも堆肥センターができたという話もありましたが、そういうふうに農業のところと、そして学校のところがつながっていくような、子どものことなら協力しようではないかという農家の皆さんがたくさんおるといますので、その仕組みづくりですね、そこがないことには、現場の努力でどうすることもできませんので、教育長がそういうふう

言われましたが、町長のほうでそういう仕組みづくり、そして農業所得の向上、新規農業につながっていくというようなことの観点からのご答弁をいただけないでしょうか。

○議長（岩本誠生さん）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）農業の分野の連携、仕組みづくりということでございますので、若干現状の取組等につきまして答弁をさせていただきたいと思います。

現在、環境保全型農業の取組ということで、本町においても、高冷地でありますとか、そのような地域特性を生かした有機農業のほうに取り組んでおられる組織がございまして、これ国のほうも、農水省のほうにおきまして、みどりの食料システム法というものが令和4年7月から施行されておりますので、この有機栽培等の取組を後押しする施策も展開されておるといことで、現在、この環境保全型の直接支払交付金という制度がございまして、本山町のほうでは4組織、約11ヘクタールの農地の面積で有機栽培、あるいは畜産の堆肥を使用した循環型農業に取り組んでおられるということでもあります。

先ほど議員のほうからもご指摘ありましたとおり、本山町堆肥センターのペレット堆肥化の整備も進んでおるところでありますので、そのような資材も活用しながら、今後は有機農産物や環境保全型農業の農産物を拡大をしていきまして、町としてもブランド化等につなげていきたいというふうに考えておるところであります。まだまだ取組のほうが、今後強化していくというような段階でございますけれども、これの方向に向けては進んでおるといことで、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）現状をお伺いいたしました。

今後において、私が質問をいたしたのは、学校給食との連携ですね。その仕組みづくりをどうしていくかということです。町長、答弁お願いします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

本山町での取組につきましては、今、担当課長が答弁したとおりでございます。昨年度には堆肥センターを整備して、環境保全型の農業に進めていこうということで、先ほど担当課長からも説明がありました、そういう取組を具体化をしていくということで進めているところでございます。

そういったところと給食センターがどういうふうに連携できるのかということについては、今後の課題だろうというふうに思いますけれども、そういったことも意識した中で、この生産者の皆さんとの関わりですね、生産者の皆様に、例えば学校給食での活用、これは土佐町との、給食センターだよ、給食センターですので、土佐町との関連もございましてけれども、そういったことも含めて、生産者とそれから学校給食という関係性、連携について、これは先ほどいろんな課題はあるということは教育長からも話がありましたけれども、そういったことも踏まえて、そういった食育につながることでございますので、これはそういったことについて検討はしていきたいと、検討してもらいたいと、生産者の皆さんとも連携

をしていきたいというふうに考えます。

○議長（岩本誠生さん） 4 番、松繁美和さん。

○4 番（松繁美和さん）ぜひ、お願いをするとかいうことだけでなく、交流をやりたいので、こういう方法ができないかというような提案型で、ぜひ論議を進めてもらいたいと思います。

教育長、繰り返しますが、教育長が言ったように、コーディネーター役がどうしても必要だという、これがもう課題がはっきりしていますので、その点について進めていただきたいと思います。

二つ目の、先ほど少し国見山の問題でも触れかけておりましたが、エネルギーの地産地消に対しても、本格的に取り組む時期ではないでしょうか。外部頼みの大型事業に依拠するのではなく、本山町の財産を本山町でエネルギーに変え、町民に必要なエネルギーを賄っていく。開発に当たっては、住民の合意と納得が得られることが大事。そのためにも、エネルギーの地産地消が必要と考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（岩本誠生さん） 副町長。

○副町長（高橋清人さん） 4 番、松繁議員の質問にお答えをいたします。

ご質問のエネルギーの地産地消につきましては、地域資源を活用し持続可能なまちづくりを進めていく、一つの方策というふうに受け止めております。本町にある資源、財産をエネルギーとして活用する新電力会社の設立などによることで、雇用の創出、資金を町外に出さないというようなことで、経済効果にもつながっていくというふうには考えております。

現在、国内では、100を超える自治体が出資、協定等で関与する地域新電力があります。特に本町の資源で言いますと、この豊富な木材バイオマスの活用をすることで、大きな雇用の創出につながり、森林整備の促進にも寄与するものであるというふうにも思います。

一方で、事業の実施に当たりましては、多額の初期投資や継続的な運営経費が必要となることから、財政面での負担や事業採算性について、慎重な検討が必要であるというふうに考えております。また、エネルギー事業は町の将来に長期間影響を及ぼすものであり、事業の内容や規模によりましては、町民生活や自然環境への影響も想定をされます。そのため、仮に本町が主体となって取り組む場合であっても、先ほど議員が述べられましたように、十分な情報提供を行い、住民の理解と納得を得ることが前提であるというふうに考えております。区長便でもお知らせをさせていただいておりますけれども、今月17日には、本町の地球温暖化対策実行計画住民説明会と今後の本町の地球温暖化対策をどのように進めていくかを一緒に考えていくワークショップも計画をしておりますので、多くの町民の皆様に参加もお願いをしたいところであります。

このような状況から、現時点におきましては、本町がエネルギーの地産地消に本格的に取り組むかどうかについては、財政状況、人的体制、事業リスク、住民合意の形成など、様々な課題を整理した上で慎重に検討していくべきであると考えております。

今後は、先進事例の情報収集や国・県の支援制度の動向を把握しながら、本町にとって最

も適したエネルギー施策の在り方について、検討も進めていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（岩本誠生さん） 4 番、松繁美和さん。

○4 番（松繁美和さん） 考えていくという方向性は理解をいたしました。

その財政の問題がありますけれども、自治体だけが出資ではなくて、銀行などと一緒に、つまり今よく言われる産官学金ですね。今、幸いにして、本町は学のところでは高知大と連携しておりますので、そういったところも、連携が、知恵が借りられるのではないかというふうにも思いますし、先進地の視察もしてくると、視察というか研究をするということですので、本当に様々です。確かに失敗しているところもあります。では、その失敗しているところは、なぜ失敗したかということも学習をすれば、成功しているところもたくさんありますので、そういったこともなると思います。

やはりその再生可能エネルギーを開発する上で大事なことは、一つは地域が資源を管理するということです。どこが入ってきたにしてもですね、大型がよそから入ってきててもですが、でも一番管理がしやすいのは、自分たちですること。そして、副町長も触れられましたが、地域に仕事を取り戻すということです。この農業や林業で栄えてきた本山町が、やっぱりこの林業を使いながら再生可能エネルギーをつくっていくということ。これは、このいわゆる地方創生交付金がいろいろ下りてきておりますけれども、人口減対策だとかいうことで、何かこうばらまきのようにお金を使っていることもあるように見受けられますが、そうではなくて、この将来像を目指して地方創生をどうしていくのかというようなことの観点から、この地産地消の取組、農業もそうですけれども、エネルギー問題もそうです。そういう立場で考える必要があるだろうし、そしてこれは、本山町だけでできるかどうかという心配も、財政面でもあるとかいうようなことは副町長言いましたが、この地域の過不足は確かにある。これをどこと連携するか、政府や経済界に対して、先ほど私は金のところ言いましたが、地域を育てる観点から、そういういろんなところの連携。今、幸いにして、町長が先ほどちょっと言いましたけれども、大型の太陽光パネルなどはもうやめるべきだと、それは風力にしても同じことが言えるのではないかというふうに言いましたが、そういうことですよね。地方創生、本当に地方創生して、人口減少対策に、私はこれつながっていくと思うんですよ。魅力あるまちづくり、町長の言う元気と希望の持てるまちづくりをしていけば、おのずと人は集まってくる、そんなふうにも思います。

やはりエネルギーの圧倒的な不足は、それは本町、いわゆる日本だけではなくて、貧困がもたらす、そしてプランテーションなんかによって無権利な状態に置かれている国民や子どもたちがおりますね、世界を見渡すと。それがやはり、そのちょっと大きな話になりますけれども、本山町が再生エネルギーを自分たちで賄うという背景には、地球全体の温暖化を止めるし、そしてその貧困にあえぐ国民へも力になるんだというぐらいの大きな思いを持って、町長、元気と希望の持てるまちづくり、具体化をしていくべきではないでしょうか。

その点についてのご答弁、お願いいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）産官学金ですか、その連携とかそういったものを、先進事例とかいうことも含め、それからその地域のブランド力を上げるという魅力アップにつながるのではないかと、それはひいては地球全体の温暖化の取組にもつながるのではないかということでございます。

議員のご指摘を受けて、何と言いますか、私としても本当に勉強させていただくというところがございますけれども、地域の資源を地域で生かしていくということにつきましては、ご指摘のとおりでございますし、そういうところで、地域に仕事を取り戻すということも非常に重要な指摘だというふうに思います。それはひいては人口減少対策につながるということがございますので、そういったことも踏まえて、今ご指摘を受けたことについては、私も勉強してまいりたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生さん）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岩本誠生さん）以上で、4番、松繁美和さんの一般質問を終わります。

ちょっと早いですけれども、昼食のために、1時まで休憩します。

休憩 11：38

再開 13：00

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（岩本誠生さん）一般質問を続けます。

9番、澤田康雄さんの一般質問を許します。

9番、澤田康雄さん。

○9番（澤田康雄さん）9番、議長のお許しを得ましたので、澤田康雄、一般質問を行います。

今回は、町長の行政運営について、農業関連について、観光について、林業関係についての4項目を通告しております。

さて、町内のさくら市の西の駐車場、また、モンベルの駐車場に電気自動車の急速充電器が設置をされようとしておりますが、町としましても、こういう設備の広報もこれからしていったらどうかと考えます。

それでは、質問に入ります。

1番目の町長の行政運営について、午前中に同僚議員の質問がありました中間管理住宅についてですが、午前中の答弁では、年3件、3年間で9件という目標ということで、今、

今年度は3件のうち2件が設計の状態、残り1件は設計委託の状態という話がありました
が、この設計委託がということで進めておるということですが、これから住宅の改修、また
入居、これからの具体的な計画がありましたら、お聞きします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

中間管理住宅事業についてご質問をいただきました。9番、澤田議員の一般質問にお答え
いたします。

午前中にもちょっと話がありましたけれども、やはり移住定住対策にとって、本山町で生
活したいという思いがあるという方でもなかなか住宅が不足しているというご指摘を受け
てきた中で、以前からは中間管理住宅以外でも、住宅改修をして、空き家活用とかもやって
おりましたけれども、今回は、本年度から中間管理住宅事業というのを新たに導入いたしま
して、国や県の補助金とか、過疎債を活用して、大規模改修して、移住定住につなげていこ
うということで進めております。

初めての事業で少し時間を取っておりますけれども、これ早く改修して、公募して、入居
していただきたいと、そういったニーズもあるというふうにもう把握しておりますので、そ
ういうことで取り組んでまいりたいというふうに思います。

今の進捗状況とかにつきましては、担当課長のほうから答弁を申し上げます。

○議長（岩本誠生さん）澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）9番、澤田康雄議員の質問に対し、町長の補足答弁を行
います。

今後のスケジュールというご質問でございますけれども、現在、2月末までに設計を完了
するのが2件とお答えをしております。その後工事に入るわけですが、まだ設計が出
来上がっておりませんので、改築に係る時間というのがちょっと見込めない状況になりま
す。

あわせて、今度は入っていただく方について、内見とかしていただくに当たりまして
は、ある一定建築が進んだ状態というふうに計画をしておりますので、その辺につきまし
ては、先ほど言ったようにどれぐらいの工事期間が分からない状態ですが、来年度中には入居
ができるようになるのではないかとこのように考えております。

○議長（岩本誠生さん）9番、澤田康雄さん。

○9番（澤田康雄さん）分かりました。

来年度中には入居できるという答弁ですが、これから進めていくわけですが、そういう入
居の時期が近づいてきた場合には、やっぱり町の広報で知らせをして、入居者が早く入りや
すいような状況をつくるのが大事だと思うんですが、そのところをお聞きします。

○議長（岩本誠生さん）澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）議員おっしゃるように、なるべく早く入居できるように、
広報等周知も行っていきたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生さん） 9 番、澤田康雄さん。

○9 番（澤田康雄さん） よろしくをお願いします。

次に、2 項目めですが、城山の遊歩道整備事業が、たしか 7 1 9 万円が予算化をされましたが、現在城山には登山道と北には展望台のほうに遊歩道がついてありますが、新たに遊歩道を造るというような計画でしょうか、その具体的な内容をお聞きます。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） 9 番、澤田康雄議員のご質問に対しまして答弁をいたします。

城山の森整備事業につきましては、昨年度より計画検討分科会におきまして、今後の活用方針等について、町民の意見も聞きながら検討作業を進めてきております。

その整備方針といたしましては、一つ目に、人口林の計画的かつ継続的な伐採による樹種転換、二つ目に、今ある植生を生かす自然に近い森林づくり、三つ目に、住民参加による植栽、整備作業の継続的な実施を主な管理方針といたしまして、五つのエリアにゾーニングをして、今後 5 か年間でハード整備とソフト事業を組み合わせながら、計画的に森林整備を進めていくこととしております。

本年度は議員ご指摘のとおり、既存の遊歩道を整備・拡張することで、今後予定しております伐採作業で使用する作業道の機能を確保する計画となっております。

また、今後の計画では、令和 8 年度以降で人工林の伐採と新たな樹種転換等を進めながら、ベンチやアスレチック施設等を整備しまして、遊歩道の継続的維持と観光資源としての有効活用につなげていく予定でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（岩本誠生さん） 9 番、澤田康雄さん。

○9 番（澤田康雄さん） 遊歩道の拡張という話ですが、もう五、六年前になるかと思うんですが、城山の登山道は 5 人の仲間で、僕らが頂上まで行って、登山道を整備した経緯がありますが、それぞれは、先ほどの答弁では、作業道という話も出たんですが、その南山ですかね、町有林がありますが、そこにも作業道が通っていると思うんですが、そのところとの兼ね合いがちょっと分かりにくいんですが、そのところの詳しい説明をできたらお願いします。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） 答弁をさせていただきます。

現在、本山町森林組合のほうに委託契約をいたしまして、城山の森公園の中に既存の整備されております遊歩道を、それを整備後 2 0 年以上が経過して、かなり道が落ち込んだりとかいう箇所がございますので、そのあたりをしっかりと整備しまして、それがちょうど城山の森公園の真ん中のあたりをずっと循環しておりますので、それを整備するとともに、来年度以降は伐採の作業、あるいは植栽の樹種転換等が計画されておりますので、その作業道としても活用できるような、それにつなげていくための遊歩道の整備を現在先行して実施して

おるところであります。

最終的には、伐採とか植栽等が終わりましたら、その管理道に先ほど言いましたベンチ等を設置しまして、観光資源としての活用にもつなげていきたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生さん） 9 番、澤田康雄さん。

○9 番（澤田康雄さん） 大体分かったんですが、あの辺はシャクナゲも結構植えておりまして、ところが、今課長が言われましたように植林が太ってきて、大分枯れているシャクナゲもあります。また、展望台のほうから若宮公園へ下る道も整備されておりますが、その辺も結構周りにツツジを植えてありますが、そういうところの全てを整備して、アスレチックとか、そういう遊べるというか、楽しめるところをつくるということでしょうか、ちょっとそここのところお聞きします。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） 答弁させていただきます。

先ほど説明しましたとおり、今後 5 か年計画で計画的に森林整備等を進めておる計画で考えておりまして、植栽する植物につきましては、まだ現在、森林整備整備計画の分科会のほうでいろいろご意見もいただきながら進めていくようにしておりますが、やはりこの山の植栽に合ったものを、地物の苗を植栽する必要があるんじゃないかということで、できれば地元のほうで苗を調達して、植えていきたいというふうには考えておるところであります。

そういう形で、今大きくなっておる人工林、植林を伐採しながら、その後に花でありますとか、紅葉が楽しめるような植物を育てていって、そういう景観が楽しめるようなものにしていくというのが基本的な考え方であります。

○議長（岩本誠生さん） 9 番、澤田康雄さん。

○9 番（澤田康雄さん） 分かりました。

5 年計画ということで、またその都度お聞きをしたいと思います。

次に、町長は町長選挙の際に、総務課のときに南山の町有林、10ヘクタールあると認識しておるんですが、そこを町有林の伐採をしまして、クヌギを植えていくという、そういう方針であるということをその場で公表したというか、話をしたということですが、具体的なこれからの計画をお聞きします。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） お答えします。

先ほど課長が答弁したことと重なりますけれども、南山、安全性の問題がありますので、それは十分配慮をしながら、計画的にやっていこうと、1 年でばんと全部伐採して、樹種転換できるかどうかというのは、それはなかなか難しいだろうというふうに私も思っておりますけれども、その南山の、今、先ほど言いましたとおり中に作業道が、もう古いんですけれども、かなり傷んでおりますので、それは今後、そういった伐採作業にも活用できますの

で、まずその中の遊歩道となっておりますけれども、遊歩道も兼ねた作業道みたいなもの、澤田議員ご承知であるとは思いますが、それがかなり傷んでおります。これも大分、長年かけて傷んでおりますので、そういったものを直して、計画的に次は町有林の伐採、それも皆伐できるかどうかという、安全性の問題もありますので、どういうふうに伐採していくのかという問題はありますが、それを伐採した上で樹種転換をしていきたいと。

それはクヌギという話もありましたけれども、ケヤキとか、山桜とか、カエデ類とか、できれば精いっぱい地元に近い苗ですね、外から持ち込んでやるというのはよく生態系が狂うという話もありますので、できれば地元に近い苗を使って、樹種転換をしていくと。いわゆる里山と言われる住宅に近い山を、そういう形で樹種転換をしていきたいということでこれまでご説明し、取り組んできたところでございます。

これは、先ほど課長からもありましたとおり、5か年ぐらいの計画を立てて、皆さんで話し合いをしておりますけれども、そういう計画的に樹種転換をしていこうということでこの南山を考えておるところでございます。

○議長（岩本誠生さん）9番、澤田康雄さん。

○9番（澤田康雄さん）質問が重複しますが、先ほど遊歩道の件も5年計画ということをお聞きしましたが、城山の遊歩道の整備と並行して、言うたら町有林の、同じ時期に並行して事業を進めていくということになるのでしょうか、お聞きします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）あそこの遊歩道、作業道的なものですけれども、これは本年度終わらせるということで今取り組んでおります。来年度以降、町有林の伐採、それから植栽、それから下刈りとかいうことで整備をしていくと。そういう樹種転換するのに5年ぐらいは必要じゃないかというふうに思っています。

それから、まだ下刈りをし、森の形になると20年、30年、場合によっては50年というふうに、森をつくっていくというのはそういうものだというふうに思いますが、そういうことで、今後の森づくりを進めていこうということで皆さんと協議をしておるところでございます。

○議長（岩本誠生さん）9番、澤田康雄さん。

○9番（澤田康雄さん）分かりました。

作業道、大分前からできておりますが、町の人から、随分前も大雨のときに土砂が下へ流れてくるんじゃないかということも心配されておりましたので、そういうところも踏まえて、やっぱりそういう心配がないような修理というか改修をして、進めていただきたい思います。

確かに登山道と展望台へ分かれるところの分かれ道のところにすぐ道が崩落しておる場所がありますので、そこも直すと思うんですが、ぜひそういう町有林を伐採したら、ずっと広がりますし、山が下がるというか視野が広がりますので、ぜひ早期の取組をしていただきたいんですが、次に3項目に移ります。

町長は、町長の方針としては、町の広報とか、議会だよりの答弁とかに政策、施策を発表しておりますが、やはり各地区を回っていて、意見交換とか、対話がやっぱり必要と思うんですが、本年度のそういう機会をつくる計画というか、そういうところの現状をお聞きします。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） お答えします。

各地区などとの意見交換ということでは、今までコロナの後、地域交流会という形では一昨年から開始をし始めました。地域の皆さんと膝を交えて意見交換なんかもして、交流をするということで、地元の皆さんからも好評でございました。

それから、各地区ということではございませんけれども、いろんな要望活動につきましては、各地区の皆さんと話合いを持ったり、それから、産業施策の振興におきまして説明会を開いたりとかいうことはありますし、各種団体の皆さんとも意見交換をしております。

今ご質問の町内各地区との意見交換会という形では今のところ計画ができておりません。そういうご質問だろうと思います。議員のご指摘のとおり、こういった町政懇談会のような形も必要ではないかというふうに思いますので、町議や職員と検討もしてまいりたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生さん） 9 番、澤田康雄さん。

○9 番（澤田康雄さん） 地元の地区からもそういう話が出まして、やはり町も政策を出してやっておりますが、何か町のやりよるところが見えないとか、何やるのか分からないとかいう声があります。そういうところで、やはり町長の生の声を聞き、生の地元の意見を聞きながら、地元住民との参加の下にそういう施策を進めていくことが大事と思うんですが、そのところどういうお考えでしょうか、お聞きします。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） 議員ご指摘のとおりだというふうに認識しております。

○議長（岩本誠生さん） 9 番、澤田康雄さん。

○9 番（澤田康雄さん） ぜひそういうことで、ただ、紙だけの、紙面だけのじゃなくて、やはり生の声を言って、話をして、そういうことが大事だと思うんですが、ぜひそういうところを心がけて、進めていただきたいと思います。

議長、次の2番目の項に移ります。

○議長（岩本誠生さん） どうぞ、進んでください。

○9 番（澤田康雄さん） 2番目の項の農業関係についてですが、木能津地区の堆肥センターは、昨年と同僚議員の答弁でありましたように、4月よりテスト運用、8月、ペレット化技術の確立、堆肥登録や販売届を行い、販売と秋肥として利用できる計画とありましたが、現在の進捗状況、また販売方法、販売のとか、畜産家さんの納入の原料とか、分かっておればお聞きをします。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） 9 番、澤田議員のご質問に対しまして答弁をいたします。

J A 高知県が運営しております本山町堆肥センターのペレット堆肥施設は、昨年 4 月から再稼働で運用がされておりまして、堆肥製造工程の一部を本山町畜産組合のほうに業務委託をして、ペレット化の事業が進められております。

議員ご説明のとおり、当初の計画では、10 月ぐらいまでにペレット堆肥の生産技術の確立と企業登録等の許認可を完了させまして、11 月頃から、秋肥としてのペレット堆肥販売開始に向けまして取組を進めておりましたが、ペレット堆肥の製造に至るまでの堆肥の水分含有量を下げる調整に予想以上の時間を要したことから、J A によります堆肥販売は、当計画よりも遅れまして、12 月下旬よりも～山ペレットという商品名で J A 店舗、J A グリーンもとやまにおきまして予約販売が開始されております。

なお、ペレット堆肥の生産量につきましても、先ほど説明いたしました水分調整の関係で乾燥期間が長期化したため、計画どおりの生産体制とはなっておりませんが、年末の時点で約 20 トンのペレット堆肥、これが 15 キロの 1 袋で税込み 482 円で販売がされておりますが、それが製品化されまして、現在、本山町ブランド化推進協議会を通じて、ブランド米の生産農家を中心に順次ペレット堆肥の出荷がされておるという状況であります。

また、畜産農家からの堆肥搬入・受入れにつきましても、先ほど説明いたしました課題等がありまして、現状受入れは近隣の畜産農家のみの状態となっておりますけれども、今後スムーズな搬入体制に向けましては、現在 J A を通じまして、堆肥を乾燥させる作業ヤードの拡張と屋根資材の変更等によりまして、課題解決をさせていくということを目指しております。

よって、ペレット堆肥の製造工程の短縮化と並行しまして、畜産農家各農家からの牛ふん原料の受入れに向けて、現在運営者を中心に準備、調整が進められておる段階でございます。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生さん） 9 番、澤田康雄さん。

○9 番（澤田康雄さん） 詳しい説明、ありがとうございました。

資料読みますと、先ほど言われましたように、1 袋が 15 キロということで、生産は年間に 560 トンを目標としているという資料にあったんですが、この目標は変わらないのか、それとも先ほど答弁があったように、堆肥はやはり発酵というか、かなり時間をかけんと、あまりべたべたではできんと思いますので、そういうところに時間がかかるかと思うんですが、それと、以前畜産家の皆さんに対して、1 トン当たり 500 円の補助をしますということがあったんですが、この 1 トン当たりの 500 円の補助の継続とか、現在はどうなっておるのか。それと、これは小さい農家の方でもこの堆肥を買うことができるのか、その二、三点をお聞きます。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） 答弁をさせていただきます。

まず、目標数量560トンという計画で事業を進めておりますので、この目標数値に向けましては、JAのほうとも、段階的にはなりますけれども、順次課題を解消することで目標数量を達成するように努力していくという確認が取られております。

先ほど言いました現在堆肥原料をペレット化するまでに時間がかかなり長時間かかっておりますので、問題としてはこの時間を短縮することによって、センターの設備を回転させて、堆肥の量産につなげていくというところの、この短縮のところが非常に課題となっておりますが、先ほど言いました乾燥ができるような設備に見直しをしまして、順次対応していくということにしております。

また、このペレットの堆肥化、当初は水分含有量が30%から40%の間でしたらペレット堆肥になりますというところで、その率のところを最大40%ぐらいまでいけるんじゃないかというふうに見ておりましたが、いろいろ試行する中で、やはり水分含量は30%のところが一番ペレットの製品になったときの固さとか状態がいいということで、現在JAにおきましては、水分含有量が30%を目指して乾燥をしておるところであります。この部分でちょっと余分な乾燥期間が発生しておるというところになっておりますが、そのあたり、ちょっと堆肥の設備の技術的なところでもう少し高い含有量でもペレットになる方向も含めて、現在調整をしていくということにしております。

続いて、持込みの畜産農家向けの1トン当たり500円の補助につきましては、現在近隣の畜産農家さんにおいては持ち込んでいただいておりますので、その堆肥持込みの対象農家さんについては、この支援制度の対象ということで考えておまして、この事業につきましては令和8年度以降も継続をしていく方向で、堆肥の製品が今後どんどん製品化率が高まっていきましたら、持込みの数量も増えてきますので、この制度は継続することで、畜産農家さんの持ち込むところも支援をしていきたいというふうに考えております。

そして、最後に、小さい農家さん、これは小規模な園芸とか野菜とかを生産される農家さんについても、ちょっと現段階では、先ほど言いました状況でペレット堆肥の生産量が少なかつたということで、まずはブランド米の生産農家さんを中心に販売をさせていただいておりますが、順次生産量が増えていく中では、通常のJAさんのルートを通じて、本山でペレット堆肥が購入できる方向ではしていくというふうにしておりますので、一般の園芸農家さんも活用できるように、そのあたりも当初の計画どおり進めていきたいというふうな考えを持っております。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生さん）9番、澤田康雄さん。

○9番（澤田康雄さん）詳しい説明、ありがとうございました。

やはり畜産農家さんも、近くへそういうような処理施設ができるということで大変喜んでおるかと思うんですが、本山町の農家さんもやっぱりペレット、今農協では粉の堆肥がされておりますが、ペレットということ、新しい堆肥ということで、期待もされると思います。

それでは、次の欄に移ります。

さくら市の天空米の商品が、最近さくら市へ行ってみますと、例年より本当少なく感じますし、町民の方からもさくら市にお米がないがどうなっちゃうんじゃとか、少ないがどうなっちゃうんじゃとか、そういう声も聞きますが、ひょっとしたらほかの町村とか県外へ販売が多過ぎて、さくら市へ置く量が減っておるのかもしれませんが、その天空の郷米の入荷状況、販売の状況とか、現状をまずお聞きします。

○議長（岩本誠生さん）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）澤田議員のご質問に対しまして答弁をさせていただきます。

本山町ブランド米の土佐天空の郷につきましては、非常に品質等、高く評価もされておるところでありまして、引き続いて外部の米問屋さんを中心に多くの注文を受けておるところであります。令和7年度産の生産量が3,656袋、最終生産されておりますが、3,600を超えます4,000袋以上の注文がこの間あったというところがございます。現在その出荷量の調整で取引業者さんのほうには、出荷量を減少させていただく形でのお断りも図っている状況であります。

そういう状況の中で、本山さくら市につきましても、この天空の郷のお米というものは高い人気がある商品であることから、一定の数量はストックとして確保していくということが確認がされておるところでありまして、これにつきましても、商品ラインナップをやはり少ない数量、1キロとか3合とかいうような形で、そういうものを求めるお客さんもおりますので、そういうニーズに沿った販売体制を進めておるところであります。現場のほうからは好調に売れておるといようなご報告もいただいております。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生さん）9番、澤田康雄さん。

○9番（澤田康雄さん）それはなかなか喜ばしいことと思います。4,000袋以上の注文があったということで、実は反対に心配をしておったんです。天空の郷米は結構企画が、粒が大きいお米で、ふるいにかけて、大きい粒だけの選定をしてやっているということで、農家さんがふるいにかけて、あまり減るので、出荷をしていないんじゃないかという、そういうこともいろいろ心配されたんですけれども、実際は大手とか県外へ流通をして、地元の量が少ないことと受け取ってよろしいでしょうか、お聞きします。

○議長（岩本誠生さん）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）答弁をさせていただきます。

現状、先ほど言いました課題の面でございますけれども、農業公社の経営面から考えましたが、米の価格が今非常に高い水準でございますので、高いうちに売りさばいておけば、その分利益が確保できるというところもございますけれども、さくら市のほうもやはりこのブランド米が持つ集客力というものがありますので、一定数量さくら市のところにストックをしまして、ここへ来たらブランド米が買えるというところも継続をしたいというところでありまして、現在そのところ、経営的な面から、どれくらい残して、どれくらいを今

の高い値段のうちに販売するかという、非常に難しい経営判断のところになっておる状態でございます。

この米の価格、実態はちょっと今後だんだんと下がっていくというような見通しもございますので、何とかそのあたり、バランスを取った対応をしていきたいというところがあるんですが、非常に悩ましい問題になっておるという状態であります。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生さん） 9 番、澤田康雄さん。

○9 番（澤田康雄さん） 逆に感じるんですが、ブランド協議会に入っていない農家さんも結構おると思うんですが、そのところの農家さんのお米、そういうお米をもうちょっとさくら市へ提供してもろうて、やっぱり商品も余計あったら、お客さんも感じもええし、そういうところが、心理的なこともあると思うんですが、ブランド米の協議会以外の方のお米の販流の希望を取って、やはりお米がとっさに積んでというか、ある状態にしていかなと、やっぱり町外から来た人も、天空の郷米がなかっても別のお米をかうていく場合があると思うんですが、そのところの農業公社とかの取組はどう考えておるんでしょうか、お聞きします。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） 答弁させていただきます。

昨年来から、そのようにさくら市でお米が買いたいけれども品不足でないという状態もありまして、そのような中では、議員ご指摘のとおり、ブランド米ではないんですけれども、この嶺北地域で生産されたお米を付加価値をつけて少しでも売っていくということでは、農業公社のほうもそのあたり、町内の農家さんにも呼びかけをしまして、ぜひ出荷していきたいというところではいろいろ対応しておるところであります。

今年もそのような形で、やはり一般利用者が増えたら、消費者さんの選択肢も増えて、いろいろ購入につながっていくとも考えますので、そのあたりまた対応していきたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生さん） 9 番、澤田康雄さん。

○9 番（澤田康雄さん） ぜひそういうふうな取組を進めていただきたいと思います。やはりお店、お米が行きよったら、お客さんも安心するし、さくら市の職員の方もやはりお客さんにも心配をかけんということもあると思うんですので、ぜひそういう取組も進めていただきたいと思います。

次の項に移ります。

○議長（岩本誠生さん） 次へ進んでください。

○9 番（澤田康雄さん） 次、3 項目めの観光について、二、三、質問をします。

まず、モンベルのアウトドアヴィレッジの各施設の利用者の状況、今頃大体冬はほとんど人が動かないので、今のところなかなかモンベルのお客さんも少ないようですが、利用者状況をまずお聞きします。

○議長（岩本誠生さん）資料配付のため、暫時休憩します。

休憩 13：42

再開 13：42

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）澤田康雄議員の質問に対して答弁をさせていただきます。

先ほど資料でお配りをしておりますのが令和3年から令和7年途中までの年の利用者数、それと月別の平均を表で表しております。

全体的に見ますと、令和4年度がピークでございまして、令和4年度からは若干右肩下がりの状況になっております。

本年度につきまして、平均を見ていただきますと、若干昨年度よりは高いようにも思えますけれども、先ほど議員がおっしゃりましたように、1、2、3につきましては利用者が若干少なくなるというところになりますので、数字的には今、令和6年度並みでいくのではないかというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）9番、澤田康雄さん。

○9番（澤田康雄さん）この資料を見ますと、ちょっと右肩下がりになっておりますが、今どこともほとんどの施設ができて、お客も分散をされておる状態かと思いますが、そういう点を見ましたら、結構検討しておるのではないかと思います。

また、最近、議会からの提案もありまして、お風呂に光明石を入れて利用されておりますが、結構評判がいいです。僕もちょっと最近、一週間ぐらい前に入ったんですが、何か温泉ぐらいというか、お湯がぬるぬるする感じで、お客さんがやはり湯冷めしにくいとか、そういう声が、モンベルの方にも結構そういう好評があるようです。

ぜひこの光明石の人工温泉ですがね、それをこれ以上に宣伝をして、今入浴施設の入場者数がずっと低迷をしておりますので、こここのところの入場者数のアップということで、やはり光明石の利用者増、またそういう宣伝、モンベルと一緒にやっていったらええかと思うんです。

やはり嶺北にはお湯が、お風呂がないということで、結構町外の方も利用されております。特にお年寄りの方が利用者が多いですが、そういうところの宣伝もぜひ町としてもしていただきたいと思います。モンベルのお風呂の入り口とか、アウトドアヴィレッジの正面にもその宣伝を書いておりますが、ぜひそういうところも町として宣伝をしていく必要があるかと思うんですが、町長、そういうところを町としても町民に訴えて、特に冬場は自分のところで風呂を沸かしても、結構半時間もかかるとか、そういう話を聞きますので、そういう

ところで、ここへ来たら湯冷めもせんという、最近、全然今まで風呂を利用したことのない人の声も聞きますので、町長ぜひそういう入場者数増に対しての対策を町としても一緒になってやっていかねばならんかと思うんですが、どうでしょうか、お聞きします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

議員ご指摘のとおりでございます、やはり確かにいろんな方からそういうお言葉をいただいております。なかなかこの温浴施設につきましては、利用料の問題ですね、燃料が高くなったり、それから衛生管理も非常に難しいところがあるようでございますけれども、そういったことではございましたが、今回その光明石ですか、を入れて、なかなかええよという言葉聞きます。

これは、やはり町内外の人に使うてもらわにやいかんと、入浴してもらいたいということで、町のほうもそういう宣伝をしていって、利用者数を増やしていくという取組は大事じゃないかという話もこの間してきたところでございますけれども、そういったことで、利用者数につきましても増加に向けて取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生さん）9番、澤田康雄さん。

○9番（澤田康雄さん）結構、先ほど言いましたように好評ですので、ますますの利用増を図るためにもよろしくお願いします。

次の項に移ります。

町はれいほく観光協議会と連携して、以前の答弁では、広域観光に既に取り組んでいるというような答弁があったんですが、何かやっていることが見えないというか、分からないんですが、取組状況の説明をまず求めます。

○議長（岩本誠生さん）澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）お答えをいたします。

本協議会は主に、ご存じのように嶺北4町村の出資によって運営をされております。直近の町と協議会との連携につきましては、昨年春にリニューアルされました嶺北地域の観光パンフレット作成や昨年8月に開催された高知の祭典WORLD YOSAKOI DAYに高知県内市町村ブースとして、共同出店したことがございます。

またそのほかに、先ほどのお金の絡むんですが、モンベルアウトドアヴィレッジ本山へのインバウンド客の受入れに当たって、県のアドバイザー派遣制度を活用いたしまして、有識者の参画もいただき、モンベル、れいほく観光協議会、れいほく地域本部と共に、訪日企画に対する周遊プランや効果的な営業活動に向けた協議をこれから進めていくという計画もございます。

町単独で情報発信するよりも、嶺北全体で来訪者を受け入れることで、滞在、周遊時間の増加につながる部分もあるかと思いますので、引き続き連携を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生さん）9番、澤田康雄さん。

○9番(澤田康雄さん) 以前の答弁では、自分は三好市とか広域的な観光を求めたんですが、そのときのお話では、本年ガイド要請をするとか、三好市を招くとか、去年の交流人口が16万8,565人とか、そういう答弁があったんですが、先日ちょっと観光協議会へお話を聞きに行ったんですが、今課長が言われましたようにインバウンド、モンベルと提供しながらインバウンドに取り組んでおるとか話を聞きました。去年も台湾とかも結構誘致をして、民泊のような形で台湾の人も来てくれたという話も聞きまして、今年はヨーロッパ、スウェーデンかノルウェーかちょっと忘れましたが、ヨーロッパからも本山町へ来るようになっておるとことも聞きましたし、台湾のほうへも誘致をまた今年も行くようにしている計画、また、東京とか大阪方面にも本町の特産品とか、いろいろPRはしておりますよというお話を観光協議会の人から聞いたんですが、やはり今言ったんですが、今、国としてもインバウンドの取組を大変重視をして、政策を打っておりますが、結構高知のほうへもクルーザーというか、大型の船が着いておりますので、そこのお客さんなんかも、観光協議会、また県とも協議をしながら、やはり嶺北地方へちょっとでも寄ってもらうような政策、そのPRも必要かと思うんですが、その取組なんかは考えていないんでしょうか、お聞きします。

○議長(岩本誠生さん) 澤田政策企画課長。

○政策企画課長(澤田直弘さん) お答えをいたします。

先ほどの三好市との連携につきましては、土佐れい観協のほうが主体的に動いておるもので、先ほど私が言ったのは町と一緒に連携をしている事業内容がこういったものになるというご理解をいただきたいと思います。

それと、クルーザーの客船につきましては、土佐れいほく観光協議会のほうもそういった団体にアプローチをしながら、実施に向けては検討をしておるといってお話は聞いておりますが、正直なところまだ実施に至っていないという現状ではございますが、アプローチ自体はやっておるといふうに聞いております。

○議長(岩本誠生さん) 9番、澤田康雄さん。

○9番(澤田康雄さん) 時々、高知新聞では、見るときに、高新観光ですかね、バスツアーがよく土佐町の石原か地蔵寺、あっちのほうへ来て、募集しゅう欄も見かけるんですが、やはりそういうところで本山町としても、急にはいかんと思うんですが、やはりモンベルがあり、国道には土佐あかうしの店もあります。また、土佐町には清酒の会社があるんですが、本山町は焼酎の会社がありますので、やはりその点と点を結ぶとか、そういうところを、1点だけじゃなくて、やはり何か所をセットで回すような取組、聞くところによると、焼酎さんのメーカーも試飲もできますよということも聞きましたので、そういう取組もれいほく観光協議会、モンベルさんなんかも連携をしながら、ちょっとでも本山町内を少しでも回っていただく、それこそ活性化ということになると思うんですが、そういう取組も必要じゃないかと思うんですが、どうでしょうか、お聞きします。

○議長(岩本誠生さん) 澤田政策企画課長。

○政策企画課長(澤田直弘さん) 土佐町がやられている石原とかツアーにつきましては、土

佐町の観光を誘致している職員さんが専門におられる関係もあつてのお話だと思います。

土佐れいはく観光協議会としては、嶺北一体で嶺北を売り込んでいくというのが主になっておりますので、本山町としましては、以前町長も施政方針で言ったように、観光人材ですね、観光人材、そういった専門的な分野の方を招聘しながら、町独自の観光を考えていくというところで発言もされております。今その人選に当たりまして、今検討はしておる最中ですが、まだ実施に至っておりませんが、先ほど言ったように町独自でもやはりそういった対策を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生さん） 9 番、澤田康雄さん。

○9 番（澤田康雄さん） ぜひそういうふうな取組も進めていただきたいと思います。

次の三つ目の項に移りますが、吉野運動公園の奥の町有地の活用を以前提案してきたんですが、町としての利用についてのお考えをまず伺います。

○議長（岩本誠生さん） 澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん） お答えをいたします。

吉野運動公園につきましては、9 月議会でもまた議員からご提案をいただきました、紹介いただきました方とは面談をいたしまして、今後の在り方等につきましてはお話をしておる最中でございます。本来であるならば、当初予算に向けて、計上も含めて検討しておったんですけれども、若干専門的な部分に対して、予算を見積もった際にちょっと我々が考えておる金額よりかなり高額になったというところで、今後そういった活用をするに当たりましては、いろんな補助制度を活用しながら検討していくというところで、その方とも相談を続けていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん） 9 番、澤田康雄さん。

○9 番（澤田康雄さん） 予算の関係ですぐにはできないということでしょうか。はい。

そういう、僕も最近ちょっとお伺いをしたんですが、そのような話も聞きました。それで、いろいろ話をしている中では、やはり本山町は普通の自転車のお客さんがおりますが、マウンテンバイクのお客さんがいない、また、逆に大豊町、土佐町はマウンテンバイクのお客さんがおるそうです。それで、土佐町のある地区からそのサイクルショップの方に、地区としてコースがどのようにできるかというような相談も受けている話を聞きました。恐らく地藏寺か石原地区じゃないかと思うんですが、そういうところを先へ進められますと、本山町が予算を取ってやったとしましても、やはり遅れを取ると思うんですが、そのところ町長、予算の関係もあると思うんですが、やっぱり町長がよく言われますスピード感を持って、せっかく遊んでいる町有地ですから、そこを先越されないようにやはり手を打つべきじゃないかと思うんですが、町長どうでしょう。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） そういった土地があるということで、うまく有効利用できないかということで検討をしてみってきました。当初予算に向けて、予算をまだ編成段階ですので、

ここでどうこうという話はできませんけれども、せっかくそういった地元にそういう、何ていいますか、自転車での技術を持った方がおられるということで、そういったいろんな皆さんの力をお借りして、町を元気にしていくことというのは非常に重要だと思います。

これは引き続き検討させてもらいたいと思います。各、他のところというところはありませんけれども、予算との兼ね合い等がありますので、ちょっとそれは何か検討したいと思います。

○議長（岩本誠生さん） 9 番、澤田康雄さん。

○9 番（澤田康雄さん） やはりこの件でも先を越されるかと心配しております。本人なんかも自分で土地を買って、コースづくりも考えておるというような話も聞きましたので、ぜひそれは本山町でやってくださいということは要望したんですが、そういう、もういなかとも心配されます。

やはりせっかく町内へ家を建ててくれて、お店も高知から引っ越してきて、県外のお客様もどんどん来ている状態で、頑張っておる、そういう頑張っておる人をやっぱり町としても支援、応援していく。せっかくそういうアドバイス、交流人口が増える、また町有地がある、このコースとしては最適の土地があるという、また、前も言いましたように、子どもさんが来るということは、家族、両親が来たら 3 人が来ます。そうしたら、町内のお店とかガソリンスタンド、またモンベルなんかも寄ってくれます。そういうところがやはりまちなか活性化と思うんですが、町長がまちなか活性化をいつも声をかけておりますが、まちなかでも結構イベントをやっておりますが、あくまでも町民の祭りですね。やはり確かに産業文化祭とか、この間の第九なんかは、ほかの関係も取り上げられました。また、産業文化祭なんかは、町外とか県外のお客様もおりますが、やはり町内で開けるイベントも、もちろんそれはやらんよりはましですが、あくまでも町内のお祭りに過ぎない、大げさに言うたら。

そういう面では、やはり町外、県外からのお客を呼び込む、そういうせっかくグラウンドが整っておるんですから、もう利用する価値は十分あると思うんですが、どうでしょうか、もう一回お聞きします。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） お答えします。

一つ、まちなかでもやっている、いろんな情報発信してくる中で、本山町が好きだからということで町外、嶺北外からおいでいただいておりますので、町民の皆さんのお祭り、町民祭とか産業文化祭もそうでしょうけれども、プロジェクトとしてやりましたよね。300の第九も町外からもたくさんの方がおいでいただきましたし、プレーパークなんかも町外の皆さんからも、それからいろんな形で町外から来ていただいておりますので、そういうことを献立てていただいた実行委員会の皆様には私は敬意を表したいということで、町内だけのお祭りというふうに表現されましたけれども、いろんな情報発信もこちらからもしていきましたので、いろんな地域からも本山町へ足を運んでいただいておりますということはご理解いただきたいと思います。

そういう中で先ほど言われた取組についても、これは重要な提案だというふうに受け止めておりますので、これは検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（岩本誠生さん） 9 番、澤田康雄さん。

○9 番（澤田康雄さん） せっかく先日も吉野運動公園に行ってみたんですが、すごい広い、グラウンドもすごい広いし、クライミング施設もある、それからテニスのコートがある。その横に使っていない今言われる場所がありますが、毎年草を刈って、お金をかけて草を刈るだけで奉仕しておる状態ですが、せっかく吉野運動公園という名前がありますので、クライミング、またグラウンドなんかもスポーツ、例えばサッカーとか陸上、ソフトボールでも誘致もできますし、またキャンプ場としても誘致もできると思います、そしてまたテニスもあります。そういう吉野運動公園という名前がありますので、やはりあそこを本山町の運動の拠点として売り出すということは大事だと思うんですが、町長そこはどういうふうに、もったいないです、本当ああいう、今言った広い土地でそういう施設がいくつもある、それが全然活用されていない、大げさに言ったら全然活用されていない状態ですが、もうちょっと積極的に活用方法を、お金の問題もありましょうが、どうでしょうか、考えませんか、町長。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） 貴重なご提案でございます。活用してないことはないのですけれども、あのクライミングセンターも使っていただいておりますし、公園も使っていただいておりますし、公園の中では環境の学習のような形でもう皆さんに使っていただいておりますし、それをより一層使っていくということは非常に重要だと思いますので、検討させていただきます。

○議長（岩本誠生さん） 9 番、澤田康雄さん。

○9 番（澤田康雄さん） 検討ということは、もうしないということという答弁になりますね。大体検討しますという言葉は、できないという答弁というのが通常になっておりますが、話が、せっかくそういう吉野運動公園、クライミングなんかももうちょっと上手に利用したら、もっとお客さんも呼べるかと思うんですが、話は飛躍しますけれども、やはりある施設も、モンベルさんなんか指定管理料なんかでやってもらう、そういう手もある。話は飛躍しますが、そういう手も考えられないこともないと思うんですが、町長、もう一回お答えをお願いします。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） 検討するということはやらないということではございませんので、これ、やる方向ではいろいろと研究を担当課のほうでもして、この予算でやるとどうかという判断がありまして、そういったこともございました。決してやらないということで検討ということではございませんので、これを有効に活用していくということは非常に大事でございますので、そういうことで、まだ物としてできていないわけですから、検討をしなければいけませんので、財源とかいうことも考えて、その活用について検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生さん）澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）町長の補足というわけではございませんが、このご紹介いただいた方につきましては、今後も相談をしていくと、協議をしていきますというお話をしております。決してやらないわけではないということをご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生さん）9番、澤田康雄さん。

○9番（澤田康雄さん）せっかくの吉野運動公園、クライミングもできる、また、夏には汗見川へすごいお客が泳ぎにきております。そういう人なんかもやっぱり近くへキャンプ場なんかも設置をして、滞在をしてもらう、そういうことも考えて、やはりあの手この手を打って、ただ黙って静観するんじゃなくて、そういう攻めの手が必要かと思うんですが、もう本当残念ですね。もうクライミング、広い運動場がある、テニスコートがある、また全然使っていない町有地がある、町有地活用も全然できていないという状況になりますが、モンベルの指定管理施設の体育館ですが、よく夏場には、高知市内とか、遠くは香川県とか、県外からドッジボールを本当、再々ドッジボールの試合にやってきて、モンベルの体育館を利用しておりますが、やはりそういう環境を求めて本山町へ来て、体育館、ほうぼうにいくつもあるんですが、モンベルの体育館へ来て、ドッジボールを再々見かけます、夏場の日曜日には。

それで、やっぱりそういうところを、今言われました吉野運動公園も活用して、スポーツ施設として、スポーツの観光資源として、取り組むべきだと思います。やはりお金をかけてでも、先行投資が大事ですよ、企業もそうですけれども、先行投資が。ただ、お金がないからできません、そうしたら、よそに取られたら、ああ、しもうた、それじゃ、もう後の祭りになりますので、ぜひまた前向きな検討をお願いします。

議長、次の項に移ります。

○議長（岩本誠生さん）どうぞ、次へ進んでください。

○9番（澤田康雄さん）それでは、4番目の林業関係の質問をいたします。

本山コンパクトフォレスト構想は、基本施策として7項目を掲げて進めておりますが、各施策の進捗状況、特に意向調査とか、間伐、再造林、また特用林産物等の説明を求めます。

○議長（岩本誠生さん）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん）9番、澤田康雄議員のご質問に対して答弁をいたします。

土佐本山コンパクトフォレスト構想は、本町が自然環境や森林資源に恵まれ、比較的コンパクトな町であることをコンセプトとして、「なないろに輝く森林を、多様な人との関わりながら拓いていきたい。そして、この地域での豊かな暮らしと未来へ紡いでいきたい」そのような思いを込めて、土佐本山コンパクトフォレスト構想を令和3年度に策定いたしました。本町の林業施策はその後、令和4年度以降、このコンパクトフォレスト構想を中心に据えて、森林環境譲与税の財源も活用しながら、様々な取組を展開してまいりました。

議員からは、この間の取り組んできた事業の実績等につきまして問われておりますので、

ちょっとそれぞれ簡単に要約したもので報告させていただきたいと思います。

まず、なないろの森推進委員会による推進会議についてということで、このコンパクトフォレスト構想を計画的に進めていくための原動力となります推進委員会というものを組織いたしまして、この委員会と分科会を年間5、6回開催いたしまして、各種事業の優先順位等について検討を図りながら、効果的な事業展開について協議をしてきております。

その中で主な事業としましては、先ほどもご説明しましたが、童心の森の中におきましては、令和7年3月に城山の森整備計画を作成いたしまして、本年度より5か年計画でこの城山の森の遊歩道整備を皮切りに事業を進めていくとしております。

そして、2番目に森林経営管理制度の取組についてでございますが、森林管理の意向調査につきましては、北山西地区でありますとか上下関地区ということで、計画的に意向調査を進め、その後整備計画を取りまとめております。本年度令和7年度には、北山西地区になりますが、山林約16.5ヘクタールのこの整備計画に基づきまして、今後5年から6年ぐらいをかけまして、計画に基づく間伐等の整理を進めていくようにしております。あわせまして本年度からは、昨日ずっと古田地区のほうでも意向調査をしておりまして、件数としましては169件、1,100筆、約140ヘクタールの意向調査を現在進めております。

課題でございますけれども、職員のマンパワー不足がありまして、整備計画の策定作業や間伐等につなげていくこの進捗のところが非常に時間が要しておるところでございます。このあたりが、意向調査だけ先行しても次の作業までつながらないということにもなっておりますので、このあたりバランスを取りながら、引き続き新しい地区の意向調査にも入っていききたいというふうに考えておりますが、この森林管理制度についてはちょっと進捗が長期化が懸念をされておるところであります。

あと、間伐や再造林もこの4年間で、間伐につきましては59.62ヘクタール、再造林が67.8ヘクタール、これも国や県の補助事業を活用しながら、計画的に進めておるところであります。

あと、景観対策事業としまして、本山町美しい村景観事業については、本年度も補正予算で増額をさせていただいて、令和7年度1,560万の事業の計画で、主に各地域から小木等の伐採等のご要望が大変多くございますので、本町の景観保全に向けまして、計画的に事業を展開しておるところであります。

あと、林業の担い手不足というところも非常に大きな課題になっておりまして、これは全国的にもこの林業人材が不足しておるといような状況となっておって、非常に最近では、地域おこし協力隊林業振興班の確保にも苦慮しておるところであります。

この間、作業班と並行しまして、2人の地域フォレスターを地域おこし協力隊として採用をいたしました、この人材につきましては、現在行政と林業現場をつなぐ、コーディネートするような人材としまして、フォレスト計画構想に掲げる各種施策を地域フォレスターを中心に支えていく人材として現在育成を進めておるところであります。また、引き続き今後の活躍をしていただくということで、この人材も非常に本山町独自の施策として有効では

ないかというふうに考えております。

以上、この４年間の検証と成果というところであるんですが、この森林林業ビジョン、フォレスト構想というのは５０年の長大な計画となっております、おおよそ５年ごとにこの５年間取り組んだ内容の検証・評価をし、次の第２期の対策につなげていくというような考え方で当初から計画がされておりますので、令和８年度が５年目ということで、主にはこの５年目までを実証した中で全体的な評価・検証を図っていくということになっております。来年令和８年度は非常に第１期目の最終年度ということで非常に重要な年として位置づけております。また、この第１期目に出てきた課題や内容につきましては、成果が上がっている取組につきましてはさらに強化をしていきたいと考えておりますし、課題等が明らかになった事業につきましては、柔軟に見直しも進めながら、次の第２期対策につなげていきたいというふうに考えておりますので、ちょっと４年目での全体的な評価というのは、またすみませんがちょっと省略をさせていただきたいと思います。来年度は５年間の評価に向けて取り組んでいくということで、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生さん） ９番、澤田康雄さん。

○９番（澤田康雄さん） ありがとうございます。

先ほども課長が言われましたように、５年目、今年ですが、また１０年目の業務評価指標を示しておりますが、その資料を見ますと、意向調査では２０２６年までに５０％、間伐は年平均が５０ヘクタール、また再生林は、年平均として３０ヘクタールの目標を掲げておりますが、特に先ほど話にあった意向調査ですが、去年の決算報告ではゼロという話を聞いたんですが、また、その後の資料では意向調査を再開しますというような、そういうのを見ましたが、その決算報告のときにもちょっと話をしたんですが、その専門の係の人がやっぱりもりとみずの基金のほうへ出向ということでなかなか進んでいないかと思うんですが、意向調査も今年再開ということが書かれておりましたが、人員の面とか、そういう面では大丈夫なんでしょうか、お聞きします。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） 答弁をさせていただきます。

この森林管理制度に基づきます意向調査につきましては、議員ご指摘のとおり令和６年度の決算時には、その年には意向調査が、人的な要因等もございまして、実施ができていなかったんですが、本年度令和７年度から、現在２名育成しておりますが、地域フォレスターを中心に、新たにフォレスターのほうに一つの業務として、この意向調査に関わっていただいて、その後、意向調査後には森林の整備の計画でありますとか、その後の作業につなげる、この一連の役割を一定地域フォレスターの業務として今後担っていただきたいということもありまして、そのような形で本年度、意向調査から再開をしておるところであります。

今後はそのような形で、フォレスターを中心にそのような全体的な関わりを持っていただいて、施業までつないで、この森林経営管理制度を何とかうまく回していきたいというふ

うに考えております。その人材としてはこの地域フォレスターというものを雇用したということが一つ、本町にとっては今後の展開の大きな力になるというふうに考えておりますので、ぜひ連携しながらやっていきたいと思っております。

○議長（岩本誠生さん） 9 番、澤田康雄さん。

○9 番（澤田康雄さん） フォレスター 2 名配置ということで答弁がありました。先ほどあった経営管理法、これは法律で義務づけられておりますので、やはり意向調査が進まない、また本町は、山間部は国土調査がもうかなり進んでおりますので、意向調査はもうやりやすくなっておると思います。

それでいうたら、現在森林の売買にも関わってきます。本町はそのあっせん事業者も認定をしておりますので、森林のやっぱり山林を荒らさないためにも、やはり意向調査を踏まえて、売りたいところがある、また買いたい人がおったら、それをスムーズに生かして行って、森林を守っていくという、それが大事と思うんですが、そのところをこれから順次進めていただきたいと思います。

それと、間伐、再造林も、間伐が年平均の 50 ヘクタール、なかなかこれはハードルが高いと思うんですが、ぜひ努力をしていただきたいと思います。

それと、特用林産、これ資料を見ますと、原木シイタケ、マダケとかコクタンを開発・販売とありますが、竹、コクタンはどういうふうな開発・販売とかを、まだこれは十分方向性ができていないということも書かれておりますが、こういうところはまだ手つかずにあるんでしょうか、お聞きします。

○議長（岩本誠生さん） 残りが 4 分あります。話をまとめてくださいね。

答弁を求めます。

田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） 答弁をさせていただきます。

森林のあっせん制度につきましては、先ほど議員がご指摘のとおり、この意向調査を進めていく中で、思いのほか山を手放したい、売りたいという声が多かったということを受けまして、本町においてこの売買につながるあっせん制度というものを制度化しまして、現在町内の不動産会社さんを介して、売買につなげていくという取組をしております。

現状ちょっとまだ実績にはつながっていないんですけれども、引き続き売りたいという情報も増えつつありますので、何とかこの林業の担い手の林業家につながるようにまた制度を進めていきたいと思っております。

あと、特用林産の取組につきましては、このフォレスト構想の中の一つとしては掲げておりますが、ちょっと全体的な計画の中では、まだ優先度が高いものから順次やっておりますので、まだちょっとシイタケの特用林産の増加とか、竹炭といいますか、炭にして、付加価値をつけて売っていくとかいうところにはまだ事業としてつながっていないところであります。これも今後の第 2 期対策に向けた課題として取り組んでいけたらと思っております。

あと、間伐なんかも年 50 ヘクタールとかいう形で計画は掲げておりますけれども、これ

も林業作業員が非常にマンパワー不足もありまして、実際森林組合等の作業班が受け入れられる面積が減りつつあるというところがあって、これも林業人材を増やしていかないとなかなか目標には近づけないというところでもありますので、これについては、担い手、人材確保に向けて引き続き連携を取って、対応していきたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（岩本誠生さん） 9 番、澤田康雄さん。

○9 番（澤田康雄さん） 特用林産のことで話もあったんですが、先日、自分事ですが、ちょっと友達が太石の田んぼの小山にコウゾがあるんですが、それを切って、一緒に出さんかよということで出したんです。いの町の製紙会社まで持って行って、軽トラで持って行って、出しに行ったんですが、町長一番ご存じと思うんですが、北山東が一番コウゾの生産が多いと思います。

それで、製紙会社の、ちょっと僕も行つて、社長、小さな製紙会社ですが、話を聞きよつて、その話の中で、コウゾ、吾北のほうでようやってますね言うたら、やはり聞きますと、吾北でも 1 件しかありませんと、やっておる人が。それで、本山町もぜひそういう、コウゾを蒸す釜をつくつて、何とか町でもそういうところに力を入れてもらえるように働きかけてくれませんかという話もありましたので、ぜひそういうところも考えて、できたら取り組んでいただきたいと思います。

すみません、時間がきましたので、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岩本誠生さん） 以上をもちまして、9 番、澤田康雄さんの一般質問を終わります。

ここで、10 分間休憩します。

休憩 14 : 31

再開 14 : 41

○議長（岩本誠生さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

~~~~~

○議長（岩本誠生さん） 1 番、吉川裕三さんの一般質問を許します。

1 番、吉川裕三さん。

○1 番（吉川裕三さん） 町民の皆様、明けましておめでとうございます。

町長の 2 期目に入り、はや 1 か月近くが経過しようとしております。昨年 11 月に実施されました町長選挙におきまして、対立候補の方が本山町の、本町の森林環境譲与税の使途に不正があるかのような言説をポスター掲示板に掲示していました。

その掲示されていたポスターを引用させていただきますが、澤田和廣氏は、森林環

境譲与税の使途でうその収支報告で町民をだましています。この行為は議会制民主主義における行政運営では絶対に許されません。これを見た町民の皆様からもこれは事実なのかとか、議会は何をしているのかとかの質問とか叱責をいただきました。

このポスターに書かれていることには二つの問題点が含まれております。まず、森林環境譲与税の使途でうその収支報告で町民をだましていますの一文についてお尋ねいたしますが、まずこのような事実はあるのか、ないのか。また、どうしてこのような言説がこの方が吹聴するようになった、このことの経緯についてまず第1点お尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）1番、吉川議員の質問にお答えします。

先日の選挙についてということで、森林環境譲与税の使途の公表につきまして、これは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第3項に市町村及び都道府県の長は地方自治法233条第3項の規定により、決算を議会の認定に付したときは、遅滞なく森林環境譲与税の使途に関する事項について、インターネットの利用、その他適切な方法により公表しなければならないというふうに規定をされております。

そういうことから、本町では、町のホームページ及び広報もとやまを通じまして使途の公表を行っております。また、情報の開示請求につきましては、本山町情報公開条例に基づいて対応しております。これ、今の質問に関連しますので、ちょっと説明させていただきたいと思います。同条例第2条では実施機関の職員がその分掌をする事務に関して職務上作成し、または取得した文書、その他、これらの類する書類については、条例に定めるところにより、公文書の閲覧に供し、または公文書の写しを交付するということを定めております。

また、同条例では、不開示情報といたしまして、個人に関する情報のほか、職務上作成していない文書や取得していない文書等は開示の対象外とされていたところでございます。

今回、指摘のあっているものは、令和3年度及び令和4年度の森林環境譲与税の使途でございまして、法律に基づき、先ほど説明しましたとおり、公表をしてきたところでございますので、虚偽の報告ということは指摘は全然これは当たりません。

また、同年度の情報開示を各項目ごとに、収支報告書の形式ということで求められました。事業の一部については収支報告書の形式でないもの、例えば、委託契約による事業につきましては、委託業務の完了確認によりまして委託料を支出をいたしますけれども、委託先の事業者の支出根拠書類については、町として求めているものではございません。これは、もう皆さんご承知のとおりでございます。

このことから、町として取得していない文書等は開示の対象外という不開示情報に当たると判断したところでございます。開示請求については条例に基づき対応していますので、虚偽の処理には当たりません。

この件については、当該者に再三にわたりまして説明も申し上げましたし、また、もっ

と詳しく説明するというふうにも話をしておりますけれども、もう説明の必要はない、あとは町長の責任だと言われて、町からの説明を拒否されたと担当から聞いておるところでございます。

ご指摘の選挙ポスターには澤田和廣氏は森林環境譲与税の使途でその収支報告書で町民をだましていますというふうに掲載されましたが、その指摘は全く当たりません。

以上です。

○議長（岩本誠生さん） 1 番、吉川裕三さん。

○1 番（吉川裕三さん）法律に基づいて適正に開示をし、不正もなかったと。このまず森林環境譲与税の単独の収支報告書、先ほどの話であれば、一方の対立候補者の方は出せということであったとお伺いいたしました。ただ、これは事業全体の中で、単独の収支報告書というのは損益計算書とか、貸借対照表というのは、本来、行政としては作るべき必要もないものであって、これは自らこの開示要求に従って作るということはまず不可能ではないか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）本町でそういうものを作ってまで公表するということに情報開示条例はなっておりませんので、開示すべき書類ではないというふうに認識をしております。

○議長（岩本誠生さん） 1 番、吉川裕三さん。

○1 番（吉川裕三さん）分かりました。

ということは、これはこの当該対立候補の方がうその収支報告で町民をだましているという一方的な認識の下、また町の職員が説明に赴いても説明の必要がないというふうに断って、なおかつこういう公の場について吹聴されて、新聞紙上でもこのことが載りまして、本山町は非常にずさんであるかのような印象を高知県民の皆様にと与えたと思います。

また、これ後半の部分でございますが、後段、この行為は議会制民主主義における行政運営では絶対許されない。議会制民主主義、市町村、地方自治体における二元代表制における議会制民主主義をこの方が指しているのか、それとも、議院内閣制の議会制民主主義を指しているのか、当のご本人がこの場にはいないので確認しようがございませんが、これ一般的に二元代表制による議会制民主主義のことを指しているのであれば、私たち議会は何をしているのか、このうその収支報告を見抜けなかった議会はどのようにしているのか、これは対立候補である町長本人のみならず、本山町議会もこれは完全に名誉棄損をされたということになるんだと思います。

本来、町議会というのは、町の予算、決算、請負契約、条例、その他の制定等に関するチェックをする機関でありまして、全体の予算の中で、森林環境譲与税も全部チェックをして監査報告等を通して、違法性、適正に処理されていると我々は判断したのであります。

それがこのように公の場、選挙という公の期間を通じてこういうふうに一方的に言われ

ますと、非常に私たち町議会議員についても侮辱された、名誉棄損されたということになりますが、これはこのまま本山町として、捨て置いてもよろしいのでしょうか。その点について、一点お尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）議会制民主主義のことにつきましては、また私でなかなか答弁できない部分もございますけれども、ポスターやチラシで、不特定多数にこの件を出されました。これは、個人の名誉に関する点については、これは私個人で判断する問題だろうというふうに思います。法定ビラで読みましたら、私が澤田和廣君をうそつき町長などと根拠がないのに触れて回れば公職選挙法違反になりますと、澤田和廣君がうそをついていないければ、身の潔白を明らかにするため、どうして私を公職選挙法違反で刑事告発しないのでしょうかと、それは告発すれば自ら墓穴を掘る、そのことを彼本人が一番よく知っているからです。これ、選挙中にこれ出されました。投票日の２日、３日前だったと思います。これは非常に私は乱暴ではないかと思いました。なおかつ、不特定多数にこういったことを主張されておりまして、個人的な話をしてもいけませんけれども、私にも家族もございますし、これどうなっているのというふうにも問われました。非常に私、これは個人の問題になってきますので、行政でどうする、こうするということには、私は当たらないというふうに思いますけれども、非常に私自身、心を痛めました。

ただ、個人の名誉に関する点につきましては、これはもう個人で判断しなければならないと、それから、議会制民主主義という意味での二元代表制のことについては、私のほうでちょっとなかなか触れにくい部分もございます。

○議長（岩本誠生さん）１番、吉川裕三さん。

○１番（吉川裕三さん）これは私、町長個人のことを言っているのではなくて、本山町と本山町議会の名誉を棄損された言説ではなかったかということで、恐らく高知県民の多くの方があれをまともに見て本山町では森林環境譲与税の使途に不正があるんじゃないか、何かおかしいことがあるんじゃないかと思われると思います。

ですから、我々としては第三者の目、司法の場を通してきちんと身の潔白を判断して、白黒つけるべきだと思いますが、その点いかがお考えか、再度、本山町、本山町議会としてどうするか、これは著しく二元代表制における本山町と本山町議会への名誉を棄損されたことと考えますが、その点再度お尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）それぞれこの後段の議会制民主主義における行政運営では絶対許されませんという、全体にかけてそういう表示をされて、掲示をされておりました。町の名誉を傷つけられたというところ、それから議会の名誉、二元代表制でいえばというところでございますけれども、これについての司法に判断を委ねるところまでは、私は今のところそこまで検討には至っておりません。

○議長（岩本誠生さん）１番、吉川裕三さん。

○1 番（吉川裕三さん）町長は学生時代、ラグビーをされていたので、戦いが終わったらノーサイドというふうになると考えておりますが、恐らく、これは言っておきますけれども、今年7月町議会選挙で、またこの話が蒸し返されて、ひょっとしたら7月以降、4年間、この問題とずっと四季菜館の問題を言い続けられる可能性があります。

だから、ちゃんとした第三者の目を通して、この言説は正しいのか誤っているのかという白黒をそれまでにきちんとつけないと、これずっとやられますよ。これノーサイドじゃないですからねという私は懸念があるから、わざわざ町長の2期目のスタートにあって、これはきちんと処理しておかなきゃならない問題だということをわざわざ1問目にして言っておりますが、どうでしょうか。これはノーサイドで私は終わらないと思いますけれども、ですから、きちんと処理をしたらいいと思いますが、もし答弁があるようだったらお願いいたします。

○議長（岩本誠生さん）暫時休憩します。

休憩 14:55

再開 14:59

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

個人の名誉につきましては個人で判断しなくてはなりませんけれども、町に対しての不信ということで、いろいろ疑義をいただくということは本意ではございませんし、先ほど二元代表制の話もありましたけれども、議会とも協議をして、対応すべきことがありましたら、対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生さん）1 番、吉川裕三さん。

○1 番（吉川裕三さん）私自身は別に言論を封殺するような意図は全くない。誤った認識を第三者による判断を仰ぐべきだということを申し添えておきます。

次に、まちなか活性化の取組についてお尋ねいたします。

町長は、昨年実施した、私たち議会が実施いたしました議会報告会、意見交換会を通して町長の政策の中身が見えないという意見を多数いただきました。施政方針演説の中に、まちなか活性化について、本山町まちなか活性化推進委員会を立ち上げとあります。この委員会についての構成委員及び目的について、まずお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

まちなか活性化の取組という中で、まちなか活性化推進委員会の設置というところでございます。4年前に公約の一つといたしまして、本山町では多くの若い後継者が頑張ってい

ますと。これは商工業だけではなくて農畜林産業でも同様です。異なる産業間の後継者による連携グループを立ち上げて、本山町を元気で楽しい町にしたいという思いを具体的に実現しますというふうに4年前に公約の一つといたしました。

そして、本山町の商工会や観光協会の皆様、J A本山青壮年部の方、アウトドアヴィレッジの関係者、汗見川や滑川の集落活動センターの皆様、そして、1区の区長さんから、3区区長さんまでの区長さんも加わっていただいて、本山まちなか活性化推進委員会を設置いたしました。

設置要綱では、本山町のまちなかなどをとということで、生かした地域活性化策を協議推進するためというふうにいたしました。旧役場庁舎周辺、市街地と呼ばれたエリアはかつては商店街としてにぎわいましたが、国道439号線周辺への店舗の移転や閉店などによりまして、人通りが少ない状況となってまいりました。

また、役場庁舎の移転ということで、より一層人の動きが少なくなっています。まちなかを商店街として復活させることは困難でございますけれども、生活空間の中にお店があったり、人が集うことができる仕組みができないかと考えたところでございました。

お寺や神社、城山や水路や路地なども大切な資源だというふうに考えました。委員会では、まちなかににぎわいづくりを論議していただくとともに、まちなかを何度か歩いたりして、新たな発見や再認識をする中で、8つのプロジェクトからなる本山まちなか活性化計画、これはもう議員の皆さんご承知と思いますけれども、策定していただいたところでございます。この計画のコンセプトは、人がつながる、本山まちなかに、つながるということコンセプトにいたしました。

また、外からのお客さんだけではなくて、町民の皆様も集えるまちなかに、そしてこの取組を町全体に広げていこうというふうに話し合ってきたところでございます。

中身が見えないという意見はこれは重く受け止めなければなりません。この取組は本当に前例がなくて、全く新たな取組でしたので、町民の皆様への説明会も開きましたし、各種団体の総会などにも出ていきまして、説明をさせていただきました。

また、ワークショップを開き、まちなかや本山町がこんな町になったらいいのというご意見などをいただき、推進委員会に持ち帰りまして、みんなで話し合いを重ねてまいりました。

また、そうした動きを広報への掲載、そして議会への報告も行ってきたところでございます。

少し長くなって恐縮でございますけれども、ワークショップなどでは、人が行き来する町、明るく挨拶のできる町、子ども声がする町、人が多くてにぎわいのある町、特色のあるイベントを行う町、ちょっと寄ってみたくなる町、文化が生まれる町、歴史を大切にする町、まち歩きをしたい町など、多くのご意見をいただきました。

そして、そうしたご意見の下でイベントは無理なく、楽しくやろうということで、地域の皆様や団体の皆様が主体となって、まちなかひな祭りやまちなかマルシェ、まちなかビアガーデンにまちなか上映会、そして、本年度は高知大学と連携いたしましてまちなか活性化助

成プログラム事業といたしまして、上街公園でのプレーパーク事業とか、保護犬・保護猫譲渡会とか、本山300人の第九、そしてまち歩きイベントなど、実行委員会形式などで行ってきたところでございます。

何かまちなか活性化といってやっているみたいとまでは認識をしていただいていたというふうに思いますけれども、具体的に何をやっているのかということが見えないというご指摘をいただいているものと理解をしております。

今後とも、積極的な情報発信に努めまして、この取組を紹介、皆さんにご理解していただきたいと思います。

すみません。ちょっと答弁長くなりましたけれども、まちなか推進委員会のたてりからちよつと説明をさせていただきました。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）分かりました。

まず、その土地に住む方自らの力でこの町をどうしようかということを、先ほどずっと事例を町長が挙げられていて、一つ一つ非常に大切なことだと思います。

ただ、大学の先生を入れてするというふうなこともございますが、ただ、科学者の武田邦彦先生に言いますと、大学の研究者なる者は、青虫目当てでほとんどやっているから、その青虫を取るために、いかに研究の成果を上げるのかということが、よく武田邦彦先生は言われております。青虫が何かはちゃんとネットで調べていただいたら分かると思いますが、ですから、この町に住む人が自分の住む町をどうするかと、みんなが一緒になって考えればいいんです。ただ、この町に住んでいない方の意見を尊重するのはいかななものかということで、全てこのメンバー等は町長の名前で委嘱したものでありますから、その都度、選挙で選ばれた住民の代表として町長が我々住民から選ばれました議会に対しての報告をしていただきたいと思いますが、その点、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）執行部答弁。

澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）推進委員会、もう全然、名簿、一覧表、当然議会のほうに提出していればよかったんですけれども、すみません。今、すぐ手元に、この活性化推進委員会の委員の名簿、立ち上げたときに、名簿をお出ししたらよかったんですけれども、すみません、そこまで思いが至りませんでした。

当時、最初のときにつきましては、商工会から4名、それから観光協会から3名、後に1名辞職されておりますけれども、それからJAの本山町青壮年部から部長さんが来ていただきました。モンベルのアウトドアヴィレッジの施設長、それから汗見川と滑川の集落活動センターから代表の方、それから、行政としましては、政策企画課、まちづくり、それから地域おこし協力隊の方にも加わっていただきました。

それから、1区から3区までの区長さん、学識経験者で高知大学の先生、事務局を政策企

画課が持ったというところでございます。名簿があったらよろしいですか。要らないですか。

その皆さんと協議したことにつきましては、先ほどお示ししました本山まちなか活性化計画ということで、令和4年度、令和5年3月末に計画として取りまとめておりまして、これはホームページでも当然掲載してきたものでございます。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）分かりました。

次に移ります。

町長は生まれ育った本山町、誇りに思えるまちづくりに挑戦したいということについて述べております。

昨年11月に嶺北中学校の学習発表会、さくらプロジェクトを拝見する機会がありました。この発表会について、教育長は臨席しまして、講評されていると思いますが、どのようにまず講評したかについてお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）大西教育長。

○教育長（大西千之さん）吉川議員の質問に対し答弁を申し上げます。

さくらプロジェクト、講評についてでございますが、昨年11月に開催されたさくらプロジェクト学習発表会、学校では学年ごとに設定されている探求課題について、学習活動に取り組んでおります。学校や地域での探求学習を通じて、自ら課題を探求し、解決する力、調べたり、まとめたり、発表する力、他者と共同しながら新しい価値を創造する力の育成を目指しております。

講評としましては、1年生では、町の魅力発見をテーマに産業などの項目について、現状と課題を整理し、分析やまとめを行い、発表も自分たちで作成したもので提案をされておりました。分析では内容の歴史的背景や地域の人との関わりをつかんでいたことや、今後さらに進めていただきたいというふうに話をさせていただきました。

2年生では、1年生で学習した内容を生かして町の魅力発信をテーマに、浦臼町とのつながりの深化を探求課題として取り組み、北海道で実際に販売学習活動をする商品の中身や生産者の思いなどが調べられて、しっかり魅力やよさが発信できていた内容の発表でした。次年度に向けた提案に対して、またさらに調べて、次につなげていただきたいというような講評をさせていただきました。

3年生では、地域貢献を探求課題に、高齢化社会に焦点を当てた内容で、高齢者との交流活動を行い、参加者の振り返りコメントから、課題解決の提案が出されておりました。また、地域貢献に向けて、魅力発信や移住定住、空き家対策などの項目についても提案がありました。地域貢献活動について、あるいは継続性について課題がある。あるいはこうしたらどうかといった提案がありまして、引き続いての取組について大切ではないかというような講評をさせていただいたところです。

この学習活動は、答えのない問いに対し、自分なりの仮説を立てて、試行錯誤する、根拠に基づいた主張が提案されるプレゼンテーションがされておりました。こういった学習活

動の中で、地域の歴史や産業を調べることで、自分の住む町に誇りを持つことにつながるのではないかというふうに考えているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん） 1 番、吉川裕三さん。

○1 番（吉川裕三さん）ありがとうございます。

たしか現在の高校3年生が中学3年生のときのさくらプロジェクトの発表の際では、本町の林業をテーマに学習発表を行いまして、地元の企業に将来就職するんだというふうな生徒もいたかのように記憶してございます。

しかしながら、たしかこの学年はほとんどの子が高校進学するとき嶺北高校に行かずに、市内へ行っちゃったというふうに認識してございます。ですから、この後、大学生活を高3で進学し、また就職で本山町内に就職するのかまだ分かりませんが、将来、その子たちも帰ってくるんじゃないかなという期待をしております。

まず、本町の小学生の児童、また中学校の生徒がこの町の将来を担う私は人材だと考えてございます。ですから、生まれ育った本山町を誇りに思えるまちづくりという施策は、この中学生、小学生に響いていかなければ意味をなさないと考えております。

本山町を誇りに思えるまちづくりとはどういうことか、具体的に今後町長の2期でどのような施策を行っていくかについてお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） 答えします。

この本山町の教育というところの位置づけでの誇りに思えるまちと、本山町の教育振興基本計画の中なんかでも、当然、スローガンとして郷土に誇りを持ち、心豊かでたくましい人づくりということで、地域の産業や文化やそういうものを理解して、本山町というものに愛着を持つというような教育が必要だろうというふうに思うところでございますけれども、私、この誇りに思うという言葉なぜ使ったかということは、所信表明でも申し上げましたけれども、人口が減少する。これはもう日本全国、一部東京や都市に集中はしておりますけれども、日本全国で人口が減少する中で、過疎が進んでいるけれども、過疎の本質は生まれ育った地域の誇りを失うことという言葉が言われた方が、これはもう20年くらい前でしたか、おられました。私は、その言葉に非常に共感をいたしました。やはり人口は減少していくけれども、その地域に誇りを持つということが非常に重要だという言葉だったというふうに理解をいたしております。

私、このまちなかの取組なんか通じまして、中学生や高校生がいろんな形で参加をしてくれました。シャッターアートなんかそうですし、それからチャレンジショップをやってみようと、1日チャレンジショップでしたけれども、そうやって自分たちの地域をそういうふうに見直しをしていただけると、それはひいては本山町への愛着につながるんじゃないかというふうに思っております、非常にうれしく思ったんですけれども、そういった皆様、全員が全員本山町で活躍できる場があるかということ、なかなか難しい面もありますけれど

も、本山町に住まわれる方、そして、本山町をふるさとに持つ方に本山町はいいところという愛着を持っていただけると、そういうような取組を進めていきたいというふうに考えたところでございます。

ちょっと抽象的で分かりにくいかもしれませんが、私はそういう思いで、この誇りに思えるまちということを使ってきたところでございます。

○議長（岩本誠生さん） 1 番、吉川裕三さん。

○1 番（吉川裕三さん） 分かりました。

ですから、今後、この未来を背負う子どもたちがこの本山町に残るように、たとえ県外、また高知市内でも、この本山町の出身だということを胸を張っていけるように、恥じないような政策、そして、この小中学生の心にヒットする政策を続けていただきたいと思います。次の、基金の運用ということについてお尋ねいたします。

令和3年3月定例会におきまして、基金の、そのときは顕彰基金の積極運用という提言を行いました。その際の答弁につきましては、基金運用については有利な方法を考えていくというものでございました。

その後、社会情勢の変化により、マイナス金利の世界から金利のある世界になってまいりましたが、現状の基金の在り方と今後の運用についてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん） 高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん） 1 番、吉川議員の基金の運用についてお答えいたします。

本町の基金につきましては、これまで安全性を最優先とし、地方自治法及び基金条例に基づき、金融機関への預金による確実かつ堅実な運用を行ってまいりました。

一方で、ご指摘のとおり、長らく続いたマイナス金利政策が転換され、金利のある時代へと移行しつつある状況にあります。このような金融環境の変化は基金運用の在り方を改めて検討する契機であると認識をしておるところであります。

以上答弁とします。

○議長（岩本誠生さん） 1 番、吉川裕三さん。

○1 番（吉川裕三さん） 令和3年3月議会で取り上げました大原富枝先生の基金の運用状況についてということで、その際には、令和3年度予算では約390万円の費用を充当しているという計画であるという答弁をいただきました。このときに提言したのは、大原富枝先生の検証基金約2億円を銀行の定期預金で運用した場合、年間金利が2万円であると。当時のJT株で運用すれば、2,000円でしたので、10万株購入されて年間配当が約1,300万に税抜き前でなるということを提言させていただきました。

ただ、これ実は令和3年12月期の配当は130円ではなくて、140円でしたので、実際には税抜き前約1,400万円の配当収入があったということになるんですが、現状では銀行の定期預金に預けていると、年々目減りしているのが現状ではないかと、参考までに昨年12月期の配当予想としましては、1株234円ということで、そのときに預けていれば、税抜き前で言えば2,340万円の配当が入ってきまして、元本のほうは2億円を足した5

億4,000万近い金額になっているのではなかったのかということで、終わった話をさせていただきます。

ただ、今後、銀行預金にするのであれば、例えば、四国銀行、高知銀行、JA高知県、四国労働金庫等の各金融機関から相見積りを取って、その都度、一番高い金融機関に預入するというのも、やはり検討して、ただ今までどおり同じ金融機関に定期で預けているのではなくて、1年定期でもやっぱり例えば、ふるさと基金に1億円を例えば預けたいんだが、相見積り出してくれと、基金ごとに当面1年、2年使う予定のないものは、やっぱり相見積りを取って、一番高い金融機関に預けるという方策を取るということも考えるべきだと思いますが、その点いかがお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん）お答えいたします。

まず、株の運用についての最初話がありましたけれども、やはり基金の管理につきましては、先ほど述べましたように、預金その他最も確実かつ有利な方法で保管しなければならないというふうにされておりまして、株での運用はリスクが高いのではないかというふうに考えておるところであります。

今後の運用につきまして、預金の預け入れについて、相見積りを取ることはどうかということでもありますけれども、そのことについてはやはり当然今後考えていかなければならない有意義な提案だったというふうに思います。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）ありがとうございます。

ただ、株と言いましてもピンからキリまでございまして、私の言う株は筆頭株主が財務大臣ですので、潰れる心配はございませんので。

次の質問に移らせていただきます。

生活基盤の基盤整備というのは、本町にとって大きな課題でございます。まず、県道坂瀬吉野線の整備について、住民の方の目からすれば人のいない坂瀬地区ばかりの道路整備に予算が向けられ、例えば、坂本から清流館の一番人々が利用する道路についての道路の陥没の補修すらおろそかになっているのではないかというご意見を再三いただきます。

お尋ねいたします。現在の県道坂瀬吉野線の整備は現在どの箇所が行われ、本山町が要望する箇所の事業の着手はいつになるのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）中西建設課長。

○建設課長（中西一洋さん）1番、吉川裕三議員のご質問にお答えしたいと思います。

県道坂瀬吉野線につきましては、本山町坂本地区井龍甫橋手前から、七戸地区冬の瀬に至る区間において未改良区間が残されており、その整備促進が長年の課題となっている路線であります。

本路線は高知県本山町から愛媛県四国中央市に至る、縦断する主要な道路であり、四国を縦断する重要な機関道だと位置づけられております。

今回、県のほうから情報提供をいただいた内容を答弁をさせていただきます。

現状といたしまして、本年度、本山町草原から坂本地区までの区間のうち、坂本区間におきましては、測量設計や電柱移転などの関連作業を終え、現在、道路改良を進められていると聞いております。

また、沢ヶ内亀岩地区においては曲道改良のための測量設計業務を今後進めていくとも聞いております。

そのほか、舗装の凹凸、亀裂の箇所につきましては、維持管理となりますが、延長区間を決めて補修工事を実施していると聞いておるところです。

今後においてですが、令和8年度の事業計画としましては、坂本地区からの現在の工事しているところからさらに上流になりますが、現状の工事をまた延伸するということで、測量設計を行う予定と聞いております。

また、これは吉野地区にはなるんですが、県道田井大瀬線との交差部において、舗装工事及び側溝の工事を検討していると聞いております。これは、大型車両、バスの大型車両の段差解消のために県道坂瀬吉野線の進入路を進入しやすくするような計画を進めているようです。

以上、このような、県では県道坂瀬吉野線につきましては、区間ごとに段階的な整備が進められている状況であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん） 1 番、吉川裕三さん。

○1 番（吉川裕三さん） ということは、町長が例年県土木部に要望したところがやっと着手に至っているということで認識いたしました。

次に、山崎ダムの魚道整備についてお尋ねいたします。

本町も吉野川水系河川整備計画に基づき、河川整備が現在行われております。さきの県議会 1 2 月定例会においても、県土木部長宛てにこの問題の一般質問が行われ、山崎ダムの魚道整備の工程が明らかになっております。

現在、県の想定している山崎ダムの魚道整備計画の工程について、まず 1 点目お尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん） 澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん） 1 番、吉川議員の質問に対しお答えいたします。

再三にわたり山崎調整ダムの整備につきましては要望してまいりまして、この要望書に基づき、今、高知県本山土木事務所において、令和6年度から独自の魚類、土壌の状況調査を昨年度から実施をしていただいております。

昨年度におきましては、下流域の調査、今年度におきましては下流域の魚、魚類が上流側へどう移動できているかというような調査を今年度やっていただくということで承知をしております。

○議長（岩本誠生さん） 1 番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）まず、私が昨年12月の県議会の県土木部長の答弁によりますと、令和8年度に概算設計を行って、令和10年度から着手するというのを県の土木部長はこの嶺北土佐長岡郡出身の県議会議員に対して答弁したのですが、その点についてはいかがか再度お尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）執行部。

澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）その件につきまして、ちょっとこちらのほうでは状況把握は今できていない状況でございます。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）先ほど、政策企画課長は魚類の調査ということで、現在、私の手元のほうに、これは国土交通省吉野川ダム統合管理事務所が実施した吉野川環境調査業務の調査結果を基に作成した表というのがございます。この表は調査地点が5地点、山崎ダム下流、下津野、土佐本山、土佐本山というのがいわゆる吉野川ふれあい広場の前ぐらいになりますが、それと汗見川、地蔵寺川、対象としている魚類につきましては、アユ、ニホンウナギ、サツキマス、ヌマチチブ、シマヨシノボリ、オオヨシノボリ、ゴクラクハゼの7魚種となっております。

この調査が平成15年から令和6年まで実施されておりまして、まずニホンウナギは生息密度、10メートル四方に観測されてございません。まず、シマヨシノボリ、オオヨシノボリ、いわゆるこれはボリでございますが、これにつきましても、ほぼ山崎ダム下流、上流に生息していないという状況で、データによりますと、一部山崎ダムの下流と上流で生息数が80倍くらいの差があるというふうな状況になってございます。

まず、現在、飛岩沈下橋から下流域に向けて、現在、河川のヨシの状況は県事業で行っていますが、ですから、見た目には非常に河川敷がきれいになっていますが、実は川の中のほうは全然生物が住めない状態が深刻になってございます。

まず、平成24年、2012年1月に作成されました県の河川整備計画によりますと、魚類では、スナヤツメ、アカザ、シマドジョウ、4倍体性種など、重要種が確認されているとあります。この4倍体性種という魚類は、通常の2倍体魚類よりも多くの染色体を持ち、遺伝的多様性が豊富で非常に貴重な、遺伝子的にも貴重な魚種であると、そういうふうなのがあるということは県は認識していると。

ただ、現在のこの状況からすれば、こういうふうな魚が絶滅するかもしれない。逆に、汗見川、地蔵寺川には生息しています。この支流にもいなくなったら完全にその種が絶滅したということになります。

ですから、本町としては、山崎ダムの魚道の整備を引き続き行くとともに、やはり川の維持、川底に非常に今泥が堆積してございます。それは、川に入っただけならば、石が非常に泥に覆われるような、一目瞭然だと思いますが、やはり引き続き本山町としましては、県に河川吉野川水系の河川の維持、環境整備ということは要望活動行うべきだと思いますが、

その点いかがでしょうか。答弁願います。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）これはもう議員ご指摘のとおりです。積極的に要望してまいりたいというふうに思います。

水清らかにして云々という言葉がありますけれども、魚類の生態、どうなのかというところもございまして、それから、泥の付着、やはり私は学者ではないので、言い切りはできませんけれども、やはり早明浦ダムができたことによって、本流での砂が止まってしまうということで、昔は台風が過ぎると川底は本当にきらきらするぐらいきれいになっていたと。そういうことで言えば、川自身がそういう川の環境保全を、川としてしていたと。それが止まっているというふうに思います。

今、河川の整備計画に基づいた浚せつ事業をこの役場のところから、下流域やってくれています。今、その砂を移動させていますけれども、川の中に残して、それが自然で流下していくようなことに、これは漁協の要望もあったというふうに聞いておりますけれども、そういうことで、ただ単に浚せつだけではなくて、そういう河川環境も考えたことを進めてくれて、県のほうが、本当に積極的にやっていただいております。

そういう意味で、今後も河川の環境整備、これと環境保全については県のほうにも要望を積極的にしてまいりたいと、これは魚道のことも含めてしていきたいというふうに思っております。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）それともう一点、この吉野川水系河川整備計画は平成24年1月、2012年1月に策定されましたが、この中に河川整備計画の対象期間はおおむね20年とするという一文がございます。

ですから、この計画、このままでいくと2032年までという、あと6年ということになりますので、町長のこの2期目の仕事として、やはりこの吉野川水系河川整備計画のブラッシュアップと、やはり期間の延長ということを県に嶺北4町村連携して行うべきだと思いますが、その点いかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）これはもう同感でございます。そういう方向で取り組んでまいります。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）ありがとうございます。

次に、高知東警察署本山分庁舎管内の課題についてお尋ねいたします。

現在、この管内でパトカーによる巡回を行っております。このパトカーの巡回の運転手、そして助手席に乗っている方、この助手席の方はどなたが乗っているかご存じでしょうか。これは、地元の駐在さんが助手席に乗っているんです。このパトカーの巡回というのは、地域課の巡回のやつで回るんだったら何ら不思議がないんです。これ仮に、このパトカーの8

9 1 1 やったと思いますけれども、これが交通課の巡回で回っているのであれば、助手席に地域課の駐在さんが乗るべきではないんです。

だから、この巡回は地域課としてやっているのか、交通課としてやっているかで変わるんですけれども、まず非常に本山町には駐在所がございません。しかし、大豊、土佐町には実は駐在さんというのは、昭和30年の合併前の各9町村ごとにありまして、本山町は本山町に本庁舎がございますので、旧吉野村に吉野駐在所、それで田井村には田井駐在所、森村には森駐在所、地蔵寺村には地蔵寺駐在所、大川村には小松駐在所、それで大杉村には大杉駐在所、天坪村には、現在、管内違いますけれども、地蔵寺駐在所、東豊永村、西豊永村には現在豊永駐在所、地元では土居駐在所と言いますが、昭和30年の合併前の行政単位で駐在所があったと。非常に特に、お隣の土佐町の地蔵寺駐在所なんかは、駐在さんは地元と慣れ親しんで、非常によく地域を見守っているということでございますので、今後、やはり懸念されるのは、県域消防ができた後、もう一度再検討しまして、それに先立って警察署管内は高知県下で再編されましたが、やはりほかの町村の方が懸念しているのは、やはり駐在さんが減らされたら困る、駐在所がなくなったら困るということを非常に聞いておりますので、これも4町村一体となって、やはり地域を見回る駐在所というのはやはり必要であるということで、折に触れて県の公安委員会、公安委員長は現在、前田みかさんだと思いますが、要望して、やはり減らすことない、地域の安心安全を守る体制が必要だということを訴え続けていっていただきたいと思います。いかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）町長、ちなみに土佐町では田井の駐在所が廃止が決まったそうですから、参考までに。

澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

今、議長からその話がありましたけれども、嶺北4町村で連携して取り組むべきではないかというご指摘、私も同感でございます。

今、議長からも話がありましたけれども、土佐町田井地区の駐在所については、高知東警察署、私、この質問を受けて、ちょっと確認してみました、本山分庁舎内にその機能をもう移すということで、田井の駐在所の機能はもう分庁舎に移すということで、地元の説明をされているということでございます。

地区地区によりましては、それは困るということで残してほしいというご意見も、その田井地区の中の班というんですかね、そういうところで説明をされているようでございますけれども、そういう意見も出ておるということは聞いておりますけれども、大体、こういう方針が出たら、もうその方向でいってしまうということは非常に多いというふうに思います。

嶺北4町村で連携して取り組むべきではないかということ、いろんな意味でそういった機能縮小が危惧されますので、嶺北4町村で取り組めることについては、私のほうからも、これからも、これまでも、いろいろと4町村で取り組むべきではないだろうかということで

提案はしてきたことございますけれども、併せてこの課題につきましても提案をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生さん） 1 番、吉川裕三さん。

○1 番（吉川裕三さん）ありがとうございます。

この昨年 10 月に嶺北観光自動車の路線バスのダイヤが改定されました。特にこのダイヤ改正で注目したのは、冬の瀬線につきまして、冬の瀬線はその全ての便が南岸経由になりました。また、一方で、屋所地区まで上がるようになりました。しかしながら、このダイヤ改正で少し不便な点もありますので、その改正の要望をしていただきたいということで、提言させていただきます。

まず、屋所に上がるようになったのは、非常に便利なんです、朝の 1 便、スクールバスとして活用されている冬の瀬線の小学生が上る便に限って 1 便目は屋所に上がらないと、やはり一番お客様が利用する便こそ、一番利用に値する方法に変える必要があるんじゃないかということで、やはり全ての便が屋所に上がるようにすべきではないかということのまず 1 点目、やはり要望するべきじゃないかと。

それと、この冬の瀬線が南岸経由になったことによりまして、吉野地区の方は、バス停に行って、永野商店の前にバス停があるんですが、今まで待っていたら、乗れたのが、実は小学生を降ろすは、永野、高橋、川村さん、3 件の西側に止まって子どもたちを降ろして、そのまま吉野橋を渡って、田井地区のほうを回って、アウトドアヴィレッジ本山方面へ行くと、この冬の瀬から出てきた便が、確かに嶺北観光のバスはどこでも手を挙げたら止まってもらえるというふうになっておりますが、やはりかちつとした停留所を永野さん、高橋さん、川村さん辺りに造るべきではないかと。

また、本日、今朝のことでございますが、教育長は知っていますが、その冬の瀬から出てきたバスが汗見川の停留所の停止線で止まると、後ろから追い越す車が、小学生が降りるんですよ、それを完全に見えなくなるんです。やはりバスもできるだけ近いところで降ろしてやろうと思っているんです。やはりもっと停止線から後ろに止まるべきで、やはり前に車が止められるスペースはあれは確保するべきではないかということで、やはり政策企画課のほうから、やはり吉野地区、あそこら辺のバス停を確保するべきではないかという、この 2 点についていかがか、屋所に上がるように全ての便をする。また、吉野地区にバス停を、停留所を確保するという、この 2 点についてお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん） 澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん） 1 番、吉川裕三議員の質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、今年度、昨年 10 月 6 日より、冬の瀬線の路線を変更しております。大きな変更内容といたしまして、吉野冬の瀬線を通常 3 本運行でございました。その便を日に 2 本運行に減便した代わりに、吉野屋所線というのを 3 本増便をしております。

路線変更した経過におきましては、坂本、屋所、瓜生、七戸地区において、自宅からバス路線に出るまでの距離がある。交通空白地が存在をするというところでございます。地域の

要望もあり、坂本、冬の瀬のエリアにおいては、公共ライドシェア汗見川たすけあい交通を昨年10月6日より実証運行をしております。

今回、南岸線になった理由につきましては、公共交通を策定する際に、地域で行いましたヒアリング、アンケート調査によりまして、やはり田井方面へ希望する方が今まででいきますと、吉野で乗換えをして、田井方面へ行かないといけないという部分について、要望が多かったことから、乗換えなしでそのまま田井の方面へ行くということで、田井方面まで行けるルートに変更しております。

ご質問のありました通学時における屋所線、その停留所を経由をしていないということにつきましては、計画の段階では運行時間が長くなることから、今までどおりの実証運行という計画で考えておりました。また、必要な場合におきましては、汗見川たすけあい交通を逆に利用していただけるものということで考えておりましたが、議員ご指摘の部分につきましては、実証運行の利用状況や地域のご意見を聞きながら検討協議を続けてまいりたいと思います。

なお、吉野の停留所の問題につきましては、先ほども議員からおっしゃっていただきましたように、路線変更に伴い、今回の分については、吉野地区の利用者に対してなかなか周知が不十分だという点については反省をしております。

なお、停留所、表記等増やすことにつきましては、停留所を大きくしたり、増やすことは交差点の状況、また歩道の広さからちょっと現実的ではないというところで、なかなか難しいという判断をしております。

その点につきましては、吉野地区についてはチラシ等を配りまして、新しくなった停留所についての周知を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）分かりました。

では、そのようにお願いいたします。

次に、重点支援地方交付金をいかに活用すべきかについてお尋ねいたします。

物価高騰対策としましての重点支援地方交付金というのがありますが、現在の物価高、いわゆるインフレ率についてちょっと考えてみたいと思います。

総合のインフレ率は現在3.0%でございます。食料、エネルギーを除く総合のインフレ率が1.6%、エネルギーのインフレ率が2.1%、食料品が6.4%と現在なっております。

さきの同僚議員の一般質問の中で、この重点交付金につきましては、地域振興券を配布する予定だということを町長は述べられましたが、その規模、それについてどのようにするかということをまずお尋ねすると同時に、過去に産業土木常任委員会の調査をしましたところ、この地域振興券の使途、町内限定の振興券はその6割が町内のスーパーとドラッグストアで消費されているというデータがございます。使用が偏ること、またこの施策は今後どうしていくのか、重点支援地方交付金をどのように生かしていくのかについてお尋ねいた

します。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

これは重点支援地方交付金につきましては、さきの議員の方にも答弁いたしましたけれども、本町への交付限度額は8,723万7,000円でございます。今、ご指摘ありました食料品を含めて、日用品の物価高騰対策ということで、私は地域振興券という、これは町内の商店で活用していただけるということで、町内の商工業の振興にもつながるということでこの地域振興券を考えたところでございます。これはこれまでもそういうことで取り組んでまいりました。

今、使途が偏るんじゃないかというご質問がありました。振興券の1枚の金額をどうするのかということも考えて、やはり使い勝手のいい、いわゆるおつりというものが出ませんので、そういう意味では飲食店とか、いろんなところで使ってもらえるような形にもつなげていかなくてはならないんじゃないかなというふうなことも今回考えたところでございます。そういったことも勘案しながら、地域振興券に取り組んでまいりたいというふうに思います。

それと、もう一つは、どうしても畜産飼料が非常に高騰する中で、畜産の経営が大変厳しいという環境にあるということを、この間ずっとご指摘も受け、私も感じてまいりました。そういうこともございまして、これはもう1頭に対していくらかという形で、これは今定例会の中で追加議案として提案をさせていただきたいと思っておりますけれども、畜産の支援ということもこの重点支援地方交付金で行いたいと、この二つで行いたいと、地域振興券については全町民に一人いくらかという形で取り組んでいきたいというふうに思っておりますのでございます。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）議案審議のときに言わせていただきますけれども、物価高騰で大変なのは畜産業者だけではないと、全ての方がやっていると、そこにこの費用を用いて、畜産業者だけをした場合に果たしていいのかどうか。

逆に物価高騰対策で困っている事業者には別の事業を使って何とか支援をしてあげるというふうな一つの考えもあるかと思しますので、申し添えておきます。

また、質問項目に書きましたが、限られた予算の中で最大の効果を発揮させるための施策と、最良の方法を考えて実施していただきたいと思っておりますということを申し添えて、次の質問に移ります。

木曽路は全て山の中である。あるところは岨づたいに行く崖の道であり、あるところは数十間の深さに臨む木曽川の岸であり、あるところは山の尾をめぐる谷の入り口である。一筋の街道はこの深い森林地帯を貫いていく。

これは島崎藤村の夜明け前の小説の冒頭部分でございます。この小説の舞台となるのは、馬籠宿で、その隣に妻籠宿、これは中山道の宿場町でございますが、そこに属する町に長野

県木曽郡南木曽町という町がございます。本町と同じく美しい村連合に加盟している自治体でございます。

この南木曽町は当初積極的に再生可能エネルギー施設を設置しようという条例を制定してございました。しかしながら、やはり中山道の宿場町とする南木曽町妻籠宿には、町の景観と合わせてそぐわないのではないかと、やはり一定の規制をかける必要があるのではないかとということで、南木曽町の自然環境と再生可能エネルギー設備設置事業との調和に関する条例というのが制定されてございます。

現在、本町におきましても再生可能エネルギー発電施設の話がございまして、町内から賛否両論で出てございますが、やはり今後、ある一定の本山町としてさきの同僚議員の質問に対しましては、町長は県に対してこういうふうに本山町としての立場を要望したというのではなく、本山町内で造る設備については、今後、本山町の独自のルールの下に造ると、この同僚議員も言われたように、本山町の自然環境、棚田群、これは全て我々の祖先から我々が次の世代に残していくべきものであると考えております。

ですから、やはり一定のルールを設けて、そのルールに沿わない、合わない事業者はやはり本山町としては、そういう設備を造らせない、そういうふうなことをするべきだと思いますが、その点について、どのようにお考えかご見解をお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） 吉川議員のご意見に私も同感でございます。賛同というか、同感でございます。

開発に対しての一定の制限をかけるという条例制定のようなものではないでしょうか。ということになりますと、上位法との兼ね合いという関係も一定整理をしなければならないということはあるのではないかなというふうに思いますけれども、先進的な事例なんかも研究して、環境保全につながるような条例制定について、これは今のそういったもの、資料なんかを集めておりますけれども、研究検討して、これはできれば制定してまいりたいというふうに思っております。

○議長（岩本誠生さん） 1 番、吉川裕三さん。

○1 番（吉川裕三さん） ぜひ、本山町として独自のそういうふうな乱開発を止めるというふうにするべきだと思います。

例えば、現在、土佐市で産業廃棄物の業者が事業を行っております。当初の農業委員会に出した計画とは違っているけれども、それを基に農業委員会はストップをかけられないと。県に言いますと、法律に違反していないからいいということでございます。

やはり我々議員は住民が困っているのであれば、法律に沿っているんであっても、やはりそういう施設は駄目じゃないかと、それを告発したある議員はその近隣に住む県議会議員から300万円の名誉棄損で現在訴えられているという話も当人から昨年末に聞きましたが、しかし我々議員という立場であれば、やはり地域住民の方が困っているのであれば、それは何とか解決してやろう。また、このような問題、同じ轍を二度と踏まないために、きち

んとしたルールづくりを制定しよう、それがやはり行政の仕事だと思いますので、やはりこれはこの問題は期限を区切って、いついつまでにこういうふうな条例をつくって、今後、住民間の対立を生まない。そういうふうな整理をきちんとして、ルール化をするというふうなことを名言していただきたい。いつをめぐに条例をつくりますか。その点お尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

研究検討に入っておりますけれども、期限をというところでございますけれども、1か月、2か月ではなかなか難しいと思います。令和8年度中、1年という幅があつて、非常にそれは曖昧じゃないかというふうにご指摘を受けるかもしれませんけれども、令和8年度中にはご提案できるように、条例について検討してまいります。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）よろしくお願いします。

私たち議員の本任期は残り半年ほどになります。しかしながら、町長の任期は残り47か月ほど残されております。諸課題は多々ございますが、次世代を引き継ぐ人材の育成と確保を行い、この町に、本山町に暮らす人々と安心と安全が続くように、切にお願いしまして、本日の私の一般質問は終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（岩本誠生さん）以上で、1番、吉川裕三さんの一般質問を終わります。

引き続き、一般質問を行います。

~~~~~

○議長（岩本誠生さん）2番、川村太志さんの一般質問を許します。

2番、川村太志さん。

○2番（川村太志さん）議長よりお許しをいただきましたので、2番、川村太志、一般質問を始めさせていただきます。

今回は、3点通告いたしております。よろしくお願いします。

まず、1点目、重点支援交付金についてお伺いをいたします。本交付金は、近年の急激な物価高騰やエネルギー価格の上昇などにより、町民生活や町内事業者の経営環境に大きな影響が生じている状況を踏まえ、その影響を緩和することを目的として創出されたものであります。

また、緊急対策にとどまらず、地域経済の下支えや将来を見据えた持続的な地域づくりにつなげていくことも期待されている財源であると認識しております。加えて、この交付金は自治体の裁量により地域の実情や課題に応じた柔軟な活用が可能であり、町の政策判断や施策の方向性が強く反映される点に特徴があるものと考えます。

一方で、交付金の活用に当たっては、短期的な給付や一過性の対処療法的な対応のみに終始するのではなく、本町が中長期的に掲げている構造的な課題を見据えた戦略的な使い

方が重要であると考えます。

具体的には、人口減少の進行、事業者の高齢化や後継者不足、慢性的な人手不足、さらにはエネルギーコストの上昇といった複合的な課題が本山町の将来に大きな影響を与えている状況にあります。

こうした課題を踏まえ、交付金をどのように位置づけ、どの分野に重点的に配分していくのかは町の姿勢が問われる重要なポイントであると考えます。

特に、本山町においては、小規模事業者や農林業、畜産関係者をはじめ、子育て世帯や高齢者など、物価高の影響を受けやすい層が多く存在しております。

そのため、画一的な施策ではなく、実態に即したきめ細かな支援策を講じることが町民の安心感や事業継続意欲の維持につながるものと考えます。

これまで、本町においても交付金を活用した各種施策が実施されてきたところでありますが、一方で、目先の対策に終わっており、将来につながる使い方になっているのが見えにくいと、私自身も思うところでもありますけれども、交付金の性質上、町民の皆様に交付金の全体像が見えにくいのではないかと個人的にも思います。

今後に向けては、単年度ごとの対応に終わらせるのではなく、町の総合計画や各分野の施策とどのように連動させていくのか、その全体像や考え方を分かりやすく示していくことが町民の理解と納得を得る上で重要であると考えます。

まず、重点支援地方交付金について、本町としての基本的な活用方針をどのように位置づけているのか、お伺いをいたします。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） 2 番、川村議員のご質問にお答えいたします。

今回の国の補正予算、これはもう物価高騰対策ということで位置づけられて、措置されたものでございまして、重点支援地方交付金といたしまして、本町に限度額、先ほども申しましたけれども、8, 7 2 3 万 7, 0 0 0 円が交付されると、この交付につきましては、もう一過性のものであるというふうに思います。

その中で、将来も見据えた対策が必要ではないかというのは、ご指摘のとおりだというふうに思いますが、なかなかこの重点支援地方交付金で将来までどういうふうに見越していけるのかということについては、なかなか難しい面があるかと思いますけれども、少なくとも今の食料品や日用品の物価高対策ということ、そして、先ほどご指摘もありました町内の小規模の事業所の活性化ということで言えば、地域振興券を町内で活用してもらうということで、その物価高対策にもつながるし、町内の商店街の振興にもつながるといふふうに捉えてきたところでございます。

農林業や畜産業への支援というところでは、農業や林業とか、それは、この重点支援地方交付金がなくても、営農継続支援事業というような形で予算化をして、機械の修繕なんかもその支援をしてきたという経過はございますけれども、併せて、なかなか畜産業は本当に厳しい経営環境にあるというふうにお伺いをしておりまして、これは意欲を持って

畜産業を続けていただくためにも、今、この重点支援地方交付金を活用するということは、これは必要ではないかということで、それぞれの自治体でいろいろ取組をされておるようにお伺いしておりますけれども、地域振興券だけではなくて、今回は、畜産の持続可能性と、経営を持続してもらうという支援ということも含めて、今回は、畜産の経営されている方につきましても、1頭幾らということで提案をさせていただきたいというふうに考えたところでございます。

なお、今定例会におきまして、追加議案として補正予算で提案をさせていただきたいと思っております。

○議長（岩本誠生さん）2番、川村太志さん。

○2番（川村太志さん）ありがとうございます。

次に、今後の交付金活用に当たり町民生活への直接的な支援と、地域経済の持続的な活性化をどのように両立させていくのかお伺いをいたします。

○議長（岩本誠生さん）内容分かりましたか、答弁できますか。

分からなかったら、もう一回、ちょっと。

○2番（川村太志さん）今後の交付金の活用に当たって、町民生活どのように支援していく、それに加えて地域経済の持続的な活性化をどうやってやっていくか、これも検証もい必要だと思いますけれども、今後、どういうふうにやっていくのかお伺いをいたしたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）出ますか。

暫時休憩します。

休憩 16:06

再開 16:07

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）今回の重点支援地方交付金については、もう先ほども言いましたとおり、一過性というか、一時的なものでございます。やはりこれを使って小規模事業者の皆さんとか、それから物価高で大変な状況にある町民の皆様ということについて、この対応、でもこれはなかなか一時的で、これを来年度もその次もという予算はなかなか組めないだろうと。

ただ、来年度予算、編成中でございますけれども、商工業でしたら、今まで商工会の皆さんと連携して、スタンプラリーとか、町内でそういうことで消費が生まれていくということで、町民の方にもマンネリしているのではないかというふうに言われてきましたけれども、その後、やはり皆さん結構町内の事業所で購入して、スタンプラリーに参加してい

ただいております。来年度予算にもなりますけれども、そういったことなんかも含めて、商工業の振興、商工会の皆様ともいろんな話しながら、つなげていきたいというふうに思っております。

これはもう重点交付金とは関係なく、それから、農林畜産業、やはり畜産では堆肥の処理とか困っているということがありまして、優先的にやろうということで、昨年度、令和6年度に堆肥センターを整備しましたが、そうしたら次はどうするのかといったら、その堆肥を活用すると、持込みにも助成をしていこう、活用するのにも助成をしていこうと、それから営農継続支援ということで、機械購入とか修繕とか、それから種代とか、そういったものにこれは政策的に耕作放棄地を精いっぱい少なくしていくために、営農を続けていただくということでの支援をしていこうということで、政策的に予算を組んでおります。

それから、これはもう来年度の話、これは予算提案でございますので、ここで具体的なことは言えませんが、やはり小規模、以前も答弁したかもしれませんが、小規模農業の支援の方法はないかということについても検討しています。それはさくら市との連携なんかも図って、小規模農業、いわゆる半農半Xの話になってきますけれども、さくら市のこういったところとの連携とかということで、そういう支援なんかを考えておりますけれども、やはり通常の支援の中で、そういったことを取り組んでまいりたい。

それから、環境保全型ということで、堆肥を使ったということで、先ほどまちづくり課長のほうからも答弁いたしましたけれども、また新たな展開を、今、担当課と調整して、第2世代交付金なんかも活用して、地域を元気にしていくという取組なんかも進めていこうということで、これはまた、改めて提案もさせていただきたいと思っておりますけれども、やはりそういうしっかりとしたこの一時金的なものだけではなくて、通常の予算の中でそういう産業振興とか、商工業の振興をしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生さん）2番、川村太志さん。

○2番（川村太志さん）ありがとうございます。

この交付金の活用を一過性で終わらすのではなくて、今後、また事業効果なども検証しながら、今後につなげていってほしいという意図でこの一般質問をさせていただきました。よろしくお願いします。

次の項にいきます。

次に、商工業について伺いをいたします。

本年4月1日から、本山町小規模企業振興基本条例が施行され、本町における小規模企業の振興を理念だけでなく、制度として明確に位置づけた点は大変意義のある取組であると評価をしております。小規模企業は地域経済を支える重要な担い手であると同時に、雇用の創出や地域コミュニティの維持、さらには町の魅力発信においても欠かすことのできない存在であり、その持続的な発展は本町の将来像に直結する課題であると考えます。

一方で、条例は制定、施行されたこと自体が目的ではなく、実効性ある取組を通じて、初めて町内事業者にとって意味のあるものになると考えます。

本山町においては、事業者の高齢化や後継者不足に加え、物価高騰やエネルギー価格の上昇、人手不足など、商工業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。こうした厳しい経営環境の中において、本条例をどのように具体的施策へ落とし込み、事業者が条例ができてよかった、町が伴走してくれていると実感できるかが重要であると考えます。

条例では、町の責務や関係機関との連携、事業者の役割などが定められておりますが、施行後、町としてどのような体制で取組を進めているのか、また町内事業者への周知や意見聴取は十分に行われているのかが気になる点ではあります。特に小規模事業者にとっては制度や施策の内容が分かりにくいままでは活用されず終わってしまう懸念もあります。

まず、本山町小規模企業振興基本条例の施行を受けて、これまでに実施してきた取組内容とその成果や手応えをどのように認識しているのかをお伺いをいたします。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） 2 番、川村太志議員のご質問に対しまして答弁をいたします。

まず、その成果や手応えについてというご質問でございますが、本基本条例が令和 7 年 4 月 1 日に施行されて以降、小規模企業が地域の経済及び雇用を支える担い手としての基本的認識の下、小規模企業者の持続的発展に向けて町として取組を進めてまいりました。

その具体的な内容について申しますと、町内事業者の受注機会の増大に向けましては、条例施行以降、工事の発注や役務の調達等につきまして本条例の基本理念に則して予算の適正な執行にも留意しつつ、各職場においても小規模企業者の受注機会の増大に努めることとの意思統一を庁内で図ってまいりました。

また、商工会との連携においては、小規模企業者が新たな取組にチャレンジするための新しい支援メニューの創設に向けまして、現在、双方で検討を進めておりますので、これにつきましては、来年度以降の予算化を目指して現在取組を進めておるところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（岩本誠生さん） 2 番、川村太志さん。

○2 番（川村太志さん） ありがとうございます。

今後、条例の理念を踏まえ、商工業の持続的な発展に向けて、どのような施策を重点的に進めていくのかも伺いをいたします。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） 答弁させていただきます。

今後に向けた施策の重点的な取組という質問でございますが、この基本条例の施行後に

おきましては、先ほども説明しましたが、庁内におきまして条例の意義や小規模事業者を本町の生活基盤の核として守っていく重要性等につきましては、各職員の意識も変わりつつあるとそのような手応えを感じていたところではありますが、まだ、現場の小規模企業者に向けた実効性ある取組にはつながっていないというような現在の状況認識をしているところでもあります。そのようなご指摘も川村議員からあったとおりと受け止めております。

よって今後におきましては、先ほども答弁をいたしました但、本町においては商工会青年部のメンバーを中心に将来の商工業の中核を担う人材が数多くおりますので、将来的な経営の維持発展に向けて頑張っている取組の支援や新しいチャレンジを後押しできるような新たな支援メニューの創設に向けまして現在検討を進めておるところであります。

引き続き、町の商工会と連携を図りながらその具体化に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生さん） 2 番、川村太志さん。

○2 番（川村太志さん） ありがとうございます。

町内事業者や関係団体との連携、意見を施策に反映させる仕組みを今後どのように構築していくのかについて、最後にお伺いをいたしたいと思ひます。

○議長（岩本誠生さん） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明さん） 答弁させていただきます。

関係団体との連携、意見を施策に反映させていく取組というご質問でございますが、これまで定期的に実施をしておりますが、町長及び担当課との商工会役員や青年部のメンバーとの定期的な意見交換を図る場については引き続き、重要視していきたいと考えておりますので、またそのような場を定期的に開催するよう努力をいたしたいと思ひます。

なお、そのような意見交換の場で出た意見や提案につきましては、町の施策に反映させることや、予算化につなげるということが重要であるとは考えてはおりますが、事業化を前提とした場合におきましては、その財源の確保というものが課題として出てくるというのも現実でございますので、国や県の有利な財源の確保につきましては、これからは町と商工会の連携で、財源の確保に向けた事業計画づくり等を共に取組を進めさせていただければと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生さん） 2 番、川村太志さん。

○2 番（川村太志さん） ありがとうございます。

小規模企業者の持続的な発展並びに地域経済の活性化につなげるためにも、しっかりと今後も取り組んでいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、次の項目へいきます。

まちなか活性化についてお伺いをいたします。人口減少や高齢化が進行する中、まちなかのにぎわいの創出は地域経済の活性化にとどまらず、町民の生活、利便性の確保や地域

コミュニティの維持再生、さらには、移住定住や交流人口の拡大といった観点からも極めて重要な政策課題であると認識をしております。

まず、まちづくり活動組織の在り方についてお伺いをいたします。

まちなか活性化を持続的に進めていくためには、行政主導に偏ることなく、住民や事業者が主体的に関わる組織体制が不可欠である一方で、役割分担や責任の所在が不明確なままでは、活動が形骸化したり、継続性を欠いたりするおそれもあると考えます。

現在、本町において想定されている、あるいは既に関与しているまちづくり活動組織について、構成メンバーはどのような考え方で編成されているのか、また具体的にどのような取組を行い、その内容に町民に対して周知、広報しているかが気になるところであります。

あわせて、活動に対する予算措置の考え方や町としてどの程度関与し、どの部分を民間や住民主体に委ねていくかなどの実施体制の整備が、今後、ますます重要になると考えます。まず、まちなか活性化を担うまちづくり活動組織について、その構成、取組内容、周知広報、予算の考え方、町の関わり方を含め、どのような姿を目指しているのか、考えをお示してください。

あわせて、進捗状況についてもお伺いをいたします。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） 資料配付をしていただきたいと思いますので。

○議長（岩本誠生さん） 資料配付のため暫時休憩します。

休憩 16 : 23

再開 16 : 24

○議長（岩本誠生さん） 答弁を求めます。

澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） まちなか活性化のまちづくり活動組織の在り方について答弁させていただきます。

お手元へ団体の概要ということで、今、法務局へ手続中でございますけれども、先ほど議長からご指摘ありましたが、この辺については定款ではこういう表現はしておりませんが、その辺、宗教的なものとの関わりについては、これは制限をしたいというふうに思います。

今回のまちづくり活動組織の創設につきましては、本山まちなか活性化計画の8つのプロジェクトの一つに位置づけられておりまして、法人化によるまちづくり活動組織の立ち上げに向けて、高知大学との連携なども踏まえ、ノウハウの提供もいただくとともに、プロジェクトマネージャー、総務省の事業でございますけれども、加わっていただき、準備を今回進めてまいりました。

まちなか活性化計画を策定したときに、計画はできたけれども、誰がやるのと、お金はどうなるのなどの話が出ました。これまでの行政主体、行政主導でこんなことをやってみたらどうかとか、各種団体等で実行委員会をつくってやりましょうとか、予算は行政がという、そういった手法では、町民祭とか、産業文化祭などでは実施をしてまいりましたけれども、町民の皆様や各種団体の皆様が自主的に自由な発想やアイデアなどに基づく取組を行政主導で進めるということは限界がありますし、また、なかなか続かないということもございます。

本年度、高知大学と本町で連携して取り組んでおります。まちなか活性化助成プログラム事業というものを進めてまいりましたが、これは町民の皆様が本山町でこんなことをしてみたいという思い、夢を後押しをする事業でございます。今までの行政主導ではなくて、本山まちなか活性化計画で出された思いや町民の皆様の主体的な思いを何か一歩踏み出せるという、後押しできるということ、そういったことを実現するというために、人材やノウハウ、情報や予算などで後押しをしてまいりたいということで、このまちなか活性化助成プログラム事業というのを進めてまいりました。

本年度は、上街公園でのプレーパークとか、保護犬・保護猫譲渡会とか、本山300人の第九、それからまち歩きイベントなど、実行委員会形式などで行ってきたところでございます。

こうしたまちなか活性化助成プログラム事業や町のことを考える場づくりなど、本山町の活性化の重要な役割を果たしていく、いわゆるサポート組織、まちづくり活動の支援組織として、今、手続きを進めておりますけれども、一般社団法人のまちコネクトというものの、昨年末に設立の届出を行っております。設立の許可も届いておるようでございます。

メンバーはというご質問でございますので、お手元へ配付しました資料を見ていただきたいと思います。右側の中段のメンバーでございます。特にこのような取組なら応援しようということで、町外で活躍されておる本町出身の方なども加わっていただいておりますところでございます。

取組内容は、先ほど一部答弁をさせていただきましたけれども、法人の目的として、急速に進行する人口減少や少子高齢化によって、まちづくり活動が低下している中山間地域の課題を解決し、多様な主体との競争による持続可能な活力ある地域の実現ということを目的としてございます。

今後、周知、広報につきましては、これは法人とも連携して努めてまいりたいというふうに考えております。

予算につきましては、法人としての自主財源の確保の取組もございますし、こうした事業なら応援しようという企業とのつながりもつなげていきたいということで、企業版のふるさと納税の受入れなども考えておるところでございます。

先日、企業の皆様にプレゼンをする機会がございまして、関心を持っていただく企業も出てきているところでございます。町との関わり方につきましては、独立した法人ではありません

すが、これまで連携して取組を進めてきたという政策的に取り組んできたものでございますので、法人としての独自性を担保しながらも、連携して本町のまちづくりと一緒に進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

まちなか活性化といってもなかなか難しいのではというお声をいただいてまいりました。そうしたとき、私はよくこれは所信表明でも使わせていただきましたけれども、ある企業の創設者の「やってみなはれと、やってみな分かりまへんで」という言葉がございます。うまくいく事業もあれば、うまくいかないこともあるかとも思いますけれども、それぞれの経験を次へつなげていくということも大事というふうに考えております。

やってみたいということを後押しすることで、一歩前に進んでいけたらというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん） 2 番、川村太志さん。

○2 番（川村太志さん） 一般社団法人まちコネクト、まず、まちなか活性化計画の策定時の委員会のメンバーには、さっきも町長、同僚議員の答弁でおっしゃってありました。観光協会、J A、商工会、モンベル、集落活動センター、汗見川、行川、1 区、2 区、3 区の代表者の方、多くのメンバーが、本山町のメンバーがおりました。

でも、この団体組織運営体制の中には、このメンバーに絞られて、本山町の人があまういなくなっている。運営に当たって、町民の声はどのように拾い上げていくのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（岩本誠生さん） 澤田町長。

○町長（澤田和廣さん） シンクタンク的な部門というのが、設立当初の事業内容というところがございますけれども、やはりまちづくりオープンフォーラムとかいうことがありますけれども、そういった皆様と一緒に論議をできる場をつくっていくということも考えておまして、そういったところなどでも町民の皆様の思いなんかをつなげてまいりたいと、コネクトという言葉を使っておりますけれども、これはつなぐ、つなげるという意味でございます。これは、町内の皆さんでつながることもありますし、一緒にこういう活動を進めていく中では、今や人口減少とかいう中で、町外、嶺北外も含めてそういったところともつながっていかなくてはならないというふうに考えております。

そういうつながりを持ちながら、まちづくり基盤強化部門というところには、先ほど言いました助成プログラムがありますけれども、そういった皆さんのそういったシンクタンク部門としてのいろいろ論議をしていただくと同時に、こういった皆さん、町民の皆様がこういうことをやってみたいということを後押しすることを助成をしていくと、令和 7 年度は本山町と高知大学でやっておりますけれども、これはずっとそういう形で続けていくということにはなりませんので、こういった法人でまちづくりを支援をしていくということで、持続可能性を担保していくということを考えているところでございます。

○議長（岩本誠生さん） 2 番、川村太志さん。

○2番（川村太志さん）これからいろいろ部門別を書いておられますけれども、こうしたこのナンバー12までありますけれども、このメンバーで年間で回せるのかと、人数が少ないんじゃないかという懸念も一つございますし、例えば、ふるさと納税支援事業とかありますけれども、こういうのってやっぱり町民が入って意見が言える場がないといけないと思うんですよ。そういう場合には、やっぱり組織運営の中には本山町の出身者、本山町で商工会長やったり、観光協会長であったり、こっちいろいろ頑張っている人たちを入れるべきじゃないかと思いますけれども、そこの辺、町長のお考えはどうなんでしょうか。

○議長（岩本誠生さん）澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

定款に役員の人数とかもございますので、今後、それは法人で検討しなくてはならないこともあると思います。

この法人は、実施主体ではなくて、支援組織ということでいろんな町の活動を支援していくためのノウハウであったり、人材であったり、事業予算であったり、そういったものを法人で確保する中で、そういったまちづくりを支援、バックアップしていこうということで、初めての取組でございますので、こういった取組、ぜひとも議員の皆様のご支援も賜りたいというふうに思うところでございます。

○議長（岩本誠生さん）2番、川村太志さん。

○2番（川村太志さん）ちょっと目を通していて思った部分で言いますと、正会員ってありますよね、これって会員ということは会費を払うということなんですかね。ちょっと一つお聞きしたいんですけれども。

○議長（岩本誠生さん）設立されていると、それは定款の提出をして説明を求めたいと思いますかね。

休憩 16:36

再開 16:37

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

質問を続けてください。

2番、川村太志さん。

○2番（川村太志さん）民間地域マネジメント組織というような組織を聞いたことがないので、面白い取組だなというふうには思います。しかしながら、やっぱり町民に知ってもらって、理解してもらってやっていかないと、なかなか現状、なかなか通じていないと、何をやっているか分からないと言われている状況なので、これは広報活動を含め丁寧に町民に説明をしていっていただきたいというふうに思います。

この質問はこれで終わりたいと思います。

最後に、まちなか活性化計画の8つの活性化プロジェクトの一つである本山まちなか集

落活動センター整備プロジェクトについてお伺いをいたします。

本プロジェクトは、まちなか活性化の中核を担う重要な取組であり、町民からもその進捗状況や具体的な事業内容について関心が寄せられておりました。

一方で、現時点では事業の進捗状況や今後のスケジュール、運営体制や活用方法が分からないという声も聞かれます。まちなか集落活動センター整備プロジェクトの現在の進捗状況、また、今後の予定についてお伺いをいたします。

○議長（岩本誠生さん）町長。

○町長（澤田和廣さん）先ほどの法人の周知につきましては、これは徹底してやってまいりたいというふうに思います。それから、定款については、定款を出させていただきたいと思えます。

まちなか集落活動センター、こちら仮称でございましたけれども、ご質問をいただきました。これも皆様からまちづくり、まちなか活性化推進委員会の中で、いろいろ論議をする中で8つのプロジェクトの中の一つという、先ほど議員からご指摘のあったとおりでございます。

ビジネスとか、シェアオフィスのようなビジネスとか、子育て支援とか、子どもの遊び場等、地域住民が集まれる場所、来場者、観光情報を提供する場所、人と地域等が交流できる場所という、そういった施設整備ができないかということで、そういうことでまちなかのにぎわいの再生を目指すということで、8つのプロジェクトの一つで仮称でございますけれども、本山まちなか集落活動センターというものを計画の中にのせてくださいました。

この間、ワークショップなどでいろんなご意見をいただきました。また、このまちなかで民間の施設をお借りもしまして、プチ拠点という表現でございますけれども、憩いの場のつくりを進めてきたりして、取組をしてきておりますけれども、なかなかまちなか集落活動センターという位置づけでいきますと、いろんな経済活動とか、そういった運営体制とかいうところ、このプロジェクトとしていただいておりますけれども、まだその設立までに至っていないというところでございます。若干、その活動につきましては、担当課長のほうより答弁をさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）2番、川村太志議員の質問に対し、町長の補足答弁を行います。

議員の質問にありましたまちなか活性化計画のプロジェクトの確かにこの二つ目にこの項目がございます。その中に、次年度以降の取組案がございまして、集落活動センター改正に向けた住民の合意形成、自治体との連携という項目について、現在、集落支援員が可能性も含めて活動をしてっております。

合意形成の大きなところで申しますと、集落活動センターがある地域を見てみますと、やはり地域の祭りであったりとか、町民運動会で合同のチームをつくったりとか、それなりに昔から連携のある地域が、今、主体的に動いていただいている経過がございます。

そういった中で、1区から3区について、地域の連携が可能なのか、またどんなことができるのかを集落支援員がまちなかサロンやまちなか相談を中心に地区の役員会や地域の集まりにも参加をし、情報を今整理をさせていただいているところでございます。

これらの情報を整理していく中で、実施に向けては地区で協力をしていただける方々と今現在、まちなかビアガーデンやまちなか上映会、まちなかひな祭り、まちなかマルシェなど、少しずつではございますが、イベントの周知を含め地域の方々との協力体制が進んでおるという現状でございます。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）2番、川村太志さん。

○2番（川村太志さん）ありがとうございます。

恐らく、僕も含めなんですけども、集落活動センタープロジェクトとまちなか活性化のプロジェクトがごっちゃ混ぜになって、どっちがどっちなんだというふうな人は多分多いと思うんですよ。そういった意味でもやっぱりしっかりと説明をした上で、理解を得てもらうというのは必要だと思いますので、今後、よろしく願いをいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岩本誠生さん）以上で、2番、川村太志さんの一般質問を終わります。

一応、本日の日程は終了いたしましたので、これをもって延会とします。

お疲れさまでした。

午後 4時44分 散会